

長野県適正農業規範 (第2版試行版)

～ “持続的な農業生産” に向けた、
農場経営管理全般、労働者の安全管理、食品安全、
環境保全のための指針～



長野県GAP推進会議

はじめに

持続可能な開発目標（SDGs）の実現など新たな価値観への関心の高まりに加え、近年の国際情勢の不安定化や円安の進行による輸入原料の高騰に伴い、より身近で生産される食の安全安心へのニーズが高まっています。

このような状況の中、安全安心な農産物の持続的な供給に向け、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保等に資するとともに、農業経営の改善や効率化につながるGAP（Good Agricultural Practices）の取組が今まで以上に生産地に求められています。

本県では、長野県GAP推進会議（長野県、JA長野中央会、JA全農長野）を中心に、生産者団体等と連携し、「GAP推進方針」をはじめ、「長野県GAP基準」、「長野県適正農業規範」等を策定し、GAPの普及を図ってまいりました。県の農業政策基本指針である「第4期長野県食と農業農村振興計画」（令和5～9年度）や、JA長野県グループの「安全安心推進対策」においても、GAPの考え方に基づいた農家指導による安全安心な農産物生産を位置づけ、積極的な推進を図っているところです。

国は、輸出の拡大等により国際的な農産物の取引が増大していること等を踏まえ、令和4年に「国際水準GAPガイドライン」を策定し、都道府県でのGAP基準等を令和6年度末までに国際水準へ引き上げることとしました。

これを踏まえ本県では、従来からの「長野県GAP基準」、「長野県適正農業規範」、「長野県GAP生産者確認表」について、農場における責任体制の整備やBCP（事業継続計画）の策定などの「農場経営管理」の内容と、外国人労働者等への労働環境整備や人権侵害の防止といった「人権保護」の内容を新たに取り入れるなど、大きく拡充する改定を行いました。

改定した本規範では、「JGAP、ASIA GAP、GLOBAL G.A.P.」の国際水準認証の取得を希望する生産者やその指導・支援を行う者が、従来の長野県GAP基準等から柔軟に移行できるよう、新たな項目の取組例や写真、関係法令について詳しく掲載したことで、GAP認証取得の取組を円滑に実施し易くなります。

従来のGAPから国際水準のGAPへの生産者の取組のステップアップやその指導、すでに国際水準のGAPを実施している生産者については参考資料とするなど、改定した本規範が広く農業現場で活用され、引き続き安全安心な農産物生産と本県農業の持続的な発展につながることを期待いたします。

目次

○GAPとは…………… 7

○本書の見方…………… 8

1 農場経営管理に係る取組 …… 9

ルール策定に係る取組

- 1 農場経営に必要な基本情報（栽培品目名/ほ場/施設の名称・所在地等）を明確にして、整理し、必要に応じて文書化。
- 2 組織体制を定めて、責任範囲及び責任者を決定し、周知するとともに、責任者の能力を向上するための体制を整備。
- 3 農場経営に必要な食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の継続的改善に関わる事項を明示し、それに沿った方針を策定するとともに、周知を実施。
- 4 国際水準 GAP ガイドラインに沿った農場の管理を実施するため、農場のルールの決定、ルールに基づく運営、実施状況の確認、必要に応じた見直しを実施。
- 5 農場の管理を実証するために必要な記録の内容とその保管期間を決定し、記録を作成・保存。
- 6 農産物の汚染や事故を防止するため、食品安全・衛生管理、労働安全、環境への配慮に関する入場時のルールを定めて、農場入場者（訪問者を含む）に対して遵守するよう周知。

知的財産権への対応

- 7 登録品種の種苗の適切な使用など知的財産の保護・活用。

記録とその反映に係る取組

- 8 農場経営の方針に基づいた生産計画を策定し、実施した農作業を記録するとともに、実績を計画に対して評価し、必要に応じて次の計画に反映。
- 9 出荷する商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録、それ以外の農場の管理等に関する記録の作成・保存。
- 10 肥料等の使用記録の作成・保存。
- 11 農薬の使用に関する内容を記録し、保存。
- 12 菌床資材及び工程別作業についての記録の作成・保存。
- 13 ボイラー及び圧力容器の定期自主点検の記録の作成・保存。

外部委託先への対応

- 14 工程管理の信頼性を確保するための農場のルールに基づく管理を遵守することについての外部委託先との合意形成の実施。

資材供給への対応

- 15 食品安全を確保するための資材等の供給者及び検査機関を含むサービス提供

者の評価及び選定に係る方法を定めて、サービス提供者の評価及び選定を実施。

クレーム等への対応

- 16 クレーム及び農場のルール違反への対応手順を定め、実施し、記録を作成・保存。

BCPの策定等に係る取組

- 17 事故や災害等に備えた農業生産の維持・継続のための対策（各種保険への加入やBCPの策定等）の実施。

機器の校正

- 18 計量機器の点検・校正。

訓練の実施

- 19 作業者が必要な力量を身に付けるための教育訓練を実施。

2 労働者の安全管理（労働安全及び労働者の人権保護）のために…33

ルール策定に係る取組

- 20 農場の基本情報に基づき、労働安全に関する危害要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項についてリスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールを設定し、これに基づく対策、検証、見直しを実施。
- 21 雇用・労働環境における人権侵害防止について、管理方法を定めて管理を実施。
- 22 清潔な水・救急箱の用意、連絡方法などを含めた事故対応手順を定めて、農作業従事者等に周知。

労働環境の整備に係る取組

- 23 技能実習生など、外国人雇用がある場合、適切な対応を行うための環境整備等を実施。

労働者間の合意形成の取組

- 24 家族間の十分な話し合いに基づく家族経営の実施。
- 25 労働基準法等に定められた労働条件を遵守し、労使間における労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を実施。

農作業等におけるリスク管理

- 26 事故や疾病罹患後の従業員を保護するための労災保険への加入（法令上の義務を含む）。
- 27 適切に実施しなければ危険を伴う機械作業、高所作業又は農薬散布作業等従事者に対し、必要な能力及び資格を得るための訓練を実施。
- 28 安全に作業を行うための服装や保護具の着用・管理の実施。

適正な機械等の使用

- 29 機械、装置、器具等の適正な使用。
- 30 農薬の容器等の表示内容を確認し、表示に基づく安全な作業を行うための装備を整え、調製、防除、片付け作業を行い、防除衣、保護装備等を適切に洗浄、乾燥し、他への汚染がないように保管。

- 31 施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化。
- 32 ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届出、取扱作業主任者の設置。

3 食品安全のために……………51

ルール策定に係る取組

- 33 農場の基本情報及びコーデックス規格の HACCP の考え方に沿って、食品安全（品質を含む）に関する危害要因について分析を実施し、食品安全上のリスクが高いと判断した危害要因による汚染を防止・低減するための農場のルールを設定し、これに基づく対策、検証、見直しを実施。

有害生物等への対応

- 34 ほ場や施設から通える場所での清潔な手洗い設備やトイレ設備の確保等による衛生管理を実施。
- 35 ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの危害要因による土壌の汚染及び土壌中の危害要因に由来する農産物の汚染の可能性に関する評価の実施、評価結果に基づく対策の実施。
- 36 農産物取扱施設・設備の保守管理、点検、整備、清掃等の適切な管理に加え、有害生物（昆虫、小動物、鳥類、かび等）の侵入・発生防止対策、異物、有毒植物等の混入防止対策を実施。
- 37 喫煙・飲食場所の指定、農場内の農産物に共通する工程の確認等により、異物混入やアレルギーと農産物の交差汚染の防止対策を実施。
- 38 農産物を適切に保管、貯蔵し、調製・出荷作業場、保管・貯蔵施設など全ての農産物取扱施設における衛生管理を実施。
- 39 異種穀粒・異物混入を防止する対策を実施。
- 40 用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管・販売・処分。
- 41 【米】過去の米穀や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて、出穂前後 3 週間の湛水管理等の低減対策を実施し、その効果を確認。
【麦】過去の穀類や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて、穀類や農地土壌のカドミウム濃度の実態を把握し、基準値を超えている場合は低減対策を実施。
- 42 麦類等のカビ毒の DON・NIV 等の汚染低減対策の実施。
- 43 りんごにおけるかび毒（パツリン）汚染の防止・低減対策の実施。
- 44 堆肥製造に関し、適切な期間・温度の発酵維持による雑草の種子、有害微生物の殺滅対策等の実施及び適正な堆肥の施用。

水及び培養液の管理

- 45 使用する水の水源（水道、井戸水、開放水路、ため池等）を確認し、水に含まれる危害要因による農産物の安全性に関する評価と、評価結果に基づく対策を実施。
- 46 養液栽培の場合、培養液の汚染の防止に必要な対策を実施。

器具等の適正使用

- 47 器具、容器、設備、機械・装置及び運搬車両を把握し、安全装備等の確認、衛生管理、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を実施。
- 48 栽培・収穫・調製・運搬に使用する器具・包装容器等や掃除道具及び洗浄剤・消毒剤・機械油等の安全性を確認するとともに、適切な保管、取扱い、洗浄等を実施。

適正な種苗・種菌管理

- 49 信頼できる供給元からの適正な手段による種苗の入手、育苗の管理及び種苗の調達に関する記録の保管。
- 50 きのか類の培地調製、種菌接種の衛生的な実施。

ドリフト対策

- 51 隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響の回避。

農薬の適正使用

- 52 使用する予定の農薬の情報をまとめ、使用基準違反を防ぐ農薬使用計画を策定。
- 53 農薬使用計画に基づき、適正に農薬を使用するとともに、使用前に使用濃度や散布方法など、適正な使用方法の再確認を実施。
- 54 農薬使用前に防除器具を点検し、使用後に適切に残液を処理、十分に洗浄し、洗浄排液を処理。
- 55 食品安全（容器移し替え禁止、いたずら防止の施錠等）、環境保全（流出防止対策等）、労働安全（毒劇・危険物表示、通気性の確保等）に配慮した農薬の保管、在庫管理の実施。
- 56 農薬の責任者による農薬適正使用の指示と検証。

堆肥・肥料・菌床資材の適正使用等

- 57 堆肥を施用する場合は、病原微生物による汚染や外来雑草種子等の殺滅のため、数日間、高温で発酵した堆肥を施用。
- 58 原材料・製造工程の把握による肥料等の安全性、成分の確認と食品安全、環境保全に配慮した肥料等の利用計画の策定。
- 59 きのか類の原木、菌床資材等、種菌の安全性の確認と適切な保管、取扱。

燃油・肥料の適正保管

- 60 食品安全（農産物への接触防止等）、環境保全（環境への流出防止等）、労働安全（火災防止等）に配慮した燃料類の保管の実施。
- 61 食品安全（未熟堆肥との接触による交差汚染防止、農産物への接触防止等）、環境保全（環境への流出防止等）、労働安全（崩落・落下、発熱・発火・爆発防止等）に配慮した肥料や堆肥等の保管、在庫管理の実施。

衛生的な培地調製と培養管理の実施

- 62 きのか類の栽培施設の温度・湿度等の適切な環境条件の維持及び衛生管理の実施。

ルール策定に係る取組

- 63 農場の基本情報に基づき、環境に負荷を与える要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項について、リスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールを設定し、これに基づく対策、検証、見直しを実施。

土づくりと適正施肥

- 64 堆肥等の有機物等の活用等による土づくり等を通じた適正な土壌管理の実施。
65 土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準や JA の栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥計画を立て、計画に基づく施肥の実施。
66 土壌の侵食を軽減する対策の実施。

廃棄物への適切な対応

- 67 ほ場及び農産物取扱施設で発生した排水（排水中の栄養成分を含む）やそれに含まれる植物残渣、廃棄物等の適切な管理。
68 農場から出る廃棄物を把握し、適切に分別・管理して処分するとともに、作物残渣等の有機物のリサイクルに取り組むなど廃棄物の削減を実施。
69 農場内の整理・整頓・清掃・清潔の実施、農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な処理・焼却の回避。
70 農薬は、周辺環境を汚染しない場所で必要な量だけ調製し、使用した計量機器等の洗浄を適切に実施。

温暖化防止に係る対応

- 71 温室効果ガスの削減に資する取組等の実施。

周辺環境への配慮の取組

- 72 周辺住民等に対する騒音、振動、悪臭、煙・埃・有害物質の飛散・流出等の配慮と対策の実施。
73 農薬使用時における周辺作物・生態系・周辺住民等への影響の回避。
74 水田代かき後の濁水流出の防止対策の実施。
75 水田からの農薬流出を防止する対策の実施。

生物多様性への配慮の取組

- 76 ほ場等への鳥獣の接近を制限する取組等による生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施。
77 セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施、その他生物農薬等の外来生物を利用する場合の適切な飼養管理の実施。

IPMの実践

- 78 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備（IPMにおける「予防」の取組）。
79 病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断（IPMにおける「判断」の取組）。

80 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除（IPMにおける「防除」の取組）。

○農林水産省 GAPに関する情報……………	121
○長野県適正農業規範と長野県GAP基準について……………	121
○参考文献等／問合せ……………	122

本書の利用に当たって

- 本書では、長野県GAP基準に定める品目（米・麦・野菜・果樹・きのこ・花き）について、「農場経営管理全般」「労働者の安全管理（労働安全及び労働者の人権保護）」「食品安全」「環境保全」の視点から、農業生産段階における遵守すべき法令やリスクについて整理しています。
- 各ページの実践項目については、長野県GAP基準に掲載されている内容から掲載しています。
- “花き”は食品ではありませんが、法令遵守や衛生管理・品質管理の観点から、「食品安全のために」の区分に掲載しています。

GAPとは

GAP (Good Agricultural Practices) は、「良い農業の実践」などと訳されますが、農林水産省では「農業生産工程管理」と表現しています。具体的には、①農場経営管理全般、②労働者の安全管理（労働安全及び労働者の人権保護）、③食品安全、④環境保全、の視点から、農産物や労働の安全性の確保や環境の保全に向けて、適正な、より良い農業を実践していくことです。

ステップ1

長野県適正農業規範を活用し、農場経営管理全般、労働者の安全管理、食品安全、環境保全に関わる法令や、農業生産活動が環境に負荷を与えていること、農作業のリスクについて認識し、なぜ適正な、より良い農業に取り組む必要があるのか、現在の農業生産活動をどのように改善すればよいかを理解する。

ステップ2

現状の農業生産活動が、「適正」なものとなっているか、長野県GAP基準・長野県GAP生産者確認表を活用してチェックし、点検する。

ステップ3

チェックの結果、「適正」でない部分について改善を行う。
 「できていない事項があるが、どう改善すればよいかわからない…」
 「なぜ取り組まなければいけないのかわからない…」
 →長野県適正農業規範による必要性や改善方法の再確認や、指導機関に直接相談するなどして農業生産活動の改善を検討し、次回の作業に活かしていく。

- ・改善の積み重ねにより、より良い農業生産活動を目指しましょう。
- ・改善の取組を共有しながら、産地全体の信頼性を高めましょう。

【長野県適正農業規範】

「なぜGAPに取り組むのか」「適正な農業生産活動ができていなければ、どう改善すれば良いのか」を示し、適正な農業生産のあるべき姿をまとめたものです。

規範の中では、適正な農業生産のために行うべき事項について、その必要性や、農業生産活動の改善方法に関する解説を行い、また、関係法令等についても掲載しています。

【長野県GAP基準】

GAPの取組事項について、農業生産活動が適正か点検するための判断基準を確認できるもので、“米・麦・野菜・果樹・きのこ・花き”の6品目について定めています。

この基準に沿って、現在行っている農作業を点検し、振り返ることで、現状の悪い点を認識し、改善に結びつけることができます。

【長野県GAP生産者確認表】

長野県GAP基準の取組事項をまとめたチェックシートで、“米・麦・野菜・果樹・花き”の5品目について定めています。

基準と併せてチェックすることで現在行っている農作業を点検し、振り返ることで、取組の改善に結びつけることができます。

本書の見方

※1 該当分野

管：農場経営管理
 労：労働者の安全管理（労働安全・人権保護）
 食：食品安全
 環：環境保全 の略

※2 該当品目

：米 ：果樹
：麦 ：きのこ
：野菜 ：花き の略

取組事項の区分 ※1 該当分野

取組事項

26	農作業等におけるリスク管理 事故や疾病罹患後の従業員を保護するための労災保険への加入（法令上の義務を含む）。	管	労	食	環
----	--	---	---	---	---

労災保険は、雇用労働者の業務上や通勤によるケガや病気への補償を目的とする公的保険です。農業者も一定の要件を満たしていれば特別加入制度で加入できます。経営を維持し、家族の生活を守るため、万が一に備え、労災保険に加入しましょう。

労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合は、使用者はその費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければなりません。

実践項目 ← 各取組事項についてどのように取り組めばよいか、具体的内容や、理由・根拠・考え方等を示してあります。

1 労災保険に加入する。	共通
(1) ケガや事故に備え、労働者災害補償保険等への加入を行いましょ。任意適用事業場でも、労災保険への加入を検討しましょう。 (2) 労災保険については、労働者の業務上や通勤途上の災害によるケガや病気を対象とする制度であり、原則として一人でも労働者を使用する事業は、雇用労働者の加入手続きを行う必要があります。 ただし、常時5人未満の労働者を使用する個人経営の農林、水産業の事業（特別加入者が行う農業の事業を除く。）の一部については、労災保険への加入は暫定的に任意適用事業場とされています。 なお、農業者の場合は、事業者本人や事業に従事する家族でも、労災保険へ特別加入できる場合があります。	

黄色枠内には、より詳しく知りたい場合の参照先URLを掲載

労災保険の特別加入に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- 農林水産省「農作業安全対策」
http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html

取組事項の根拠となっている法令や通達等

関連法令等

- 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
- 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- 農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）
- 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）

※2 該当品目

1 農場経営管理に係る取組

- (1) ルール策定に係る取組
- (2) 知的財産権への対応
- (3) 記録とその反映に係る取組
- (4) 外部委託先への対応
- (5) 資材供給への対応
- (6) クレーム等への対応
- (7) BCP の策定等に係る取組
- (8) 機器の校正
- (9) 訓練の実施

ルール策定に係る取組

1	農場経営に必要な基本情報（栽培品目名/ほ場 [*] /施設の名称・所在地等）を明確にして、整理し、必要に応じて文書化。 ※きのこは「ほ場」を「ホダ場」に読み替える	管	労	食	環
		管	労	食	環

適正に農業生産工程を管理するため、基礎的な情報として、農作業に関わるほ場の位置や面積等に係る事項を記録した台帳を作成し、作業や管理の状況を記録しておくことが重要です。

ほ場の効率的な防除や作業を行う上で、ほ場位置、面積等に関わる記録を作成し、保存しましょう。

実践項目

1	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存する。	共通
ほ場や施設の位置や面積等の情報が作業員間で明確となっていると、作業時の間違いや勘違いによる農薬誤散布の発生や、危険箇所把握の不十分による作業事故等の発生の恐れが少なく、安全で効率的な作業ができます。		
2	台帳、地図、図面に整理した情報は、作業場や事務所に掲示する。	共通
ほ場や施設、周辺の危険箇所などの情報を、ほ場ごとに管理台帳や地図・図面に記載したり、これまでの栽培履歴の中で特に注意すべき事項などを記録することで、より適正な生産工程管理が可能となります。		

〔ほ場管理台帳の参考様式〕

							作成日()
番号	ほ場名称	面積	所在地(地番)	貸借(権利者)	土性	備考	

〔ほ場位置図の参考様式〕

					作成日()
番号	ほ場名称	面積	作付品目	ほ場地図	
				<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; position: relative;"> N </div>	

関連法令等

- 「農業の働き方改革」 経営者向けガイド（平成 30 年 3 月 20 日農林水産省公表）

ルール策定に係る取組

2	組織体制を定めて、責任範囲及び責任者を決定し、周知するとともに、責任者の能力を向上するための体制を整備。	管	労	食	環
---	---	---	---	---	---

経営者が組織体制を定め、業務ごとの責任者を任命し、責任を担う範囲を明確にして農場内に周知することが、農場のルールを定める上でのスタートです。

責任者には、必要な専門知識、十分な経験を有する人員を当てます。責任者の力量、経験が不足するなら、経営者又は責任者が専門知識を有している外部の人員に相談できる体制を整備します。責任者は行政や関連事業者等から最新の情報を入手し、知識・能力の向上・更新に努めます。特に食品安全、農薬・肥料等の資材、労働安全、労務管理等の情報の収集、知識の取得は農場の運営上、とても重要です。

実践項目

1 業務の役割分担を明確にするるとともに責任者を任命し、作業者全員に周知する。	共通
(1) 経営者が組織体制を定め、業務ごとの責任者を任命し、責任を担う範囲を明確にして農場内に周知しましょう。 (2) 経営者は、責任者の業務の責任に、使用する機械、器具、場所、資材等を付帯させ、管理責任を付与し、責務を果たしているか、定期的に確認しましょう。	

2 責任者に学習の機会を与える。	共通
(1) 責任者の力量や経験が不足する場合は、経営者又は責任者が専門知識を有している外部の人員に相談できる体制を整備しましょう。 (2) 責任者は行政や関連事業者等から最新の情報を入手し、知識・能力の向上・更新に努めましょう。	

表 経営者が定めなければならない管理上必要な責任者

経営者
農場の責任者(経営者または経営者から農場管理を委任されたもの)
食品管理の責任者(食品安全及び商品の異常・苦情対応に責任を有する者)
農産物取扱施設の管理責任者(農産物取扱施設の運営に責任を有する者)
肥料管理の責任者(肥料等の選択、計画、使用及び保管の責任を有する者)
農薬管理の責任者(農薬の選択、計画、使用及び保管の責任を有する者)
労働安全の責任者(作業中のけが、事故の発生を抑制することに責任を有する者)
労働管理の責任者(農場内部の職場環境、福祉及び労働条件(労働時間、賃金等)に責任を有する者)

出典：農林水産省「国際水準GAPガイドライン」

外国人受入に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。
 ●農林水産省「農業分野における外国人の受入れについて」
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner>

関連法令等

- 家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について（平成7年2月7日付け7構改B第103号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長通知）

ルール策定に係る取組

3	<p>農場経営に必要な食品安全[*]、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の継続的改善に関わる事項を明示し、それに沿った方針を策定するとともに、周知を実施。</p> <p>[*]花きでは「食品安全」を「衛生管理」に読み替える</p>	管	労	食	環
		管	労	食	環

農場を持続可能にするためには、「食品安全（衛生管理）」「環境保全」「労働安全」「人権保護」「農場経営管理」の5つの分野から農場を適切に管理することが大切です。

GAP を活用して農場の管理に取り組むと、無駄な投資を回避することができたり、作業効率が向上したり、作業者のモチベーションや意識が向上したりするなど、様々なメリットが得られます。その結果、取引先との信頼関係が増す、新たな顧客を獲得する、輸出に取り組めるようになる、地域社会との良好な関係を築けるようになるなど、農場の経営も好転します。

経営者は、農場の目標を「農場運営の方針」として明らかにし、農場内（全従業員）に周知します。

実践項目

1 農場運営の方針を定め、全従業員に周知する。	共通
<p>どうして GAP に取り組むのか、どのような農業者になりたいのか、そのために何をすべきかを考え、農場が目指す方針を定め、周辺の方々ともコミュニケーションをとりながら、農場内（全従業員）に周知しましょう。</p>	

働き方改革に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- 農林水産省「農業の「働き方改革」検討会」

<https://www.maff.go.jp/j/study/work>

関連法令等

- 農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成 30 年 3 月 20 日農林水産省公表）

ルール策定に係る取組

4	国際水準 GAP ガイドラインに沿った農場の管理を実施するため、農場のルールの決定、ルールに基づく運営、実施状況の確認、必要に応じた見直しを実施。	管	労	食	環
---	--	---	---	---	---

食品安全、労働安全、環境保全に取り組んだ持続可能な農業生産の実施のためには、本規範の項目を実践し、農場運営の方針を実現するための組織体制、仕組みやルールづくりとその効果的な取組（①計画、方針、農場のルールの策定、②実践・記録、③点検・評価等の実施状況の確認・検証、④改善、見直し）が必要です。

実践項目

1	栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に農場のルールや点検項目を策定する。	共通
産地又は農業者の単位で、農場を利用する計画を策定した上で、本規範の取組事項を基に、農作業実施の農場のルール・手順書又は点検項目（以下「ルール等」という）を作成します。		
2	ルール等を確認して、農作業を行い、取組内容（複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む。）を記録し、保存する。	共通
ルール等を基に、農作業を行い、取組内容を帳簿等に記録、保存します。また、出荷した農産物に対し取引先等から苦情等が寄せられた場合は、こうした情報も、次の農作業の改善に結びつけるために必要になることから、記録、保存を行います。		
3	ルール等に基づく記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存する。	共通
ルール等と記録の内容を基に、自己点検を行い、その結果を保存します。また、産地の農業者団体等が農作業の効果を確認するために、必要に応じて収穫物中の残留農薬や汚染物質の検査等を行った場合は、その結果も保存します。		
4	自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直しを行う。	共通
自己点検の結果、改善が必要な部分を把握し、次の農作業や農場のルールの改善、点検項目の見直しに結び付けます。		
5	自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者（取引先）による点検、又は第三者（審査・認証団体等）による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用する。	共通
点検・評価に際しては、自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検や、第三者（取引先）による点検、又は第三者（審査・認証団体等）による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用します。		

●農林水産省「TRY-GAP!!」

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/try-gap.html#gap01>

関連法令等

●農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成30年3月20日農林水産省公表）

ルール策定に係る取組

5	農場の管理を実証するために必要な記録の内容とその保管期間を決定し、記録を作成・保存。	管	労	食	環

農場での活動や作業、使用した資材等の記録は、自らの行動の確認、管理方法の見直し等に活用する他、取引先等、他者に提示するためにも活用できます。

記録すべき事項を決め、記録のリストを作成しましょう。また、記録すべき事項に漏れがないか、確認しましょう。

記録ごとに説明責任を果たすために必要な期間を定め、紛失や損傷しないように保管し、各種記録の関連性を確認しましょう。

法令によって記録の保管期間が定められている場合はその保管期間に従いましょう。

実践項目

1 農業管理に必要な以下の記録について保管期間を定め、記録を保管する。	共通
(1) 作業記録（作業日、作業者名、作業内容、作業時間、使用機械やその稼働時間） (2) 出荷記録（出荷先、販売先、出荷日、品名、出荷数量、収穫ロットや保管ロット） (3) 農薬使用管理記録（No. 11 を参照） (4) 農産物の出荷に関する記録については1～3年間（保存期間は取扱う食品等の流通実態・法令に応じて設定）それ以外の記録は取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間	
2 法令で定められた記録の保管期間がある場合は、従う。	共通
(1) 高圧殺菌釜自主点検表：3年間（毎月記録） (2) 米トレーサビリティ法に基づく必要事項の伝票：3年間 ※消費期限が付されたもの：3か月、賞味期限が3年を超えるもの：5年間 等	
3 作物の生育の良否や気象等についても記録・保管をする。	共通
肥料や農薬、資材等の購入時の伝票や使用履歴とともに、作物の生育の良否や気象等についても記録・保管し、事後もさかのぼれるようにしておきます	

関連法令等



- 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- 食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について（平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）
- 食品表示法（平成25年法律第70号）

ルールの策定に係る取組

6	<p>農産物の汚染や事故を防止するため、食品安全*・衛生管理、労働安全、環境への配慮に関する入場時のルールを定めて、農場入場者（訪問者を含む）に対して遵守するよう周知。 ※花きでは「食品安全」を除く</p>	管	労	食	環
---	--	---	---	---	---

生産者は食品業者です。安全な農産物を供給するため、衛生管理の知識や技術を習得し、実践につなげましょう。人（作業員・入場者）の行動をルール化し、農産物の衛生管理に努めるとともに、自らの健康管理にも努めましょう。

実践項目

1	<p>収穫・選別・調製作業に体調不良者を従事させない。外傷がある場合、絆創膏などで保護し手袋を着用する。</p> <p>体調不良者は疾病の伝染源となることから、農産物に直接接触する作業従事の防止のため、作業前の農場責任者への報告をルール化しましょう。また、傷口からの汚染防止のため、傷口を保護した上で手袋を着用し、傷口と農産物の接触を防ぎましょう。</p>	共通
2	<p>作業着、帽子、マスク、靴、手袋等の作業に応じた適切な装着品と、所持品や飲食等の個人の行動を制限する。</p> <p>荷造り時には農薬、堆肥等で汚れた作業着等そのままでの作業は避け、清潔に保たれた専用の作業着を着用し、頭髪等の混入防止のため帽子やマスクを着用しましょう。また、作業時の異物混入防止のため、作業時の所持品は制限するとともに、更衣や飲食、喫煙等については場所を指定するなどルール化し、衛生管理を保ちましょう。</p>	
3	<p>手洗いの手順（手洗いの訓練と頻度を含む。）、消毒、爪の手入れ及び衛生的なトイレの利用を実施する。</p> <p>手は細菌数が多いので、作業前に石鹸で適切に洗った上で手袋を着用して作業しましょう。また、トイレの利用方法と利用後の石鹸での手洗いも周知・励行しましょう。</p>	
4	<p>外部からの入場者（見学者、業者等）からの農産物の汚染を防ぐため、入場者に農場のルールを周知し、遵守させる。</p> <p>体調不良者の入場防止のため、事前に症状を申告してもらうようにしましょう。また、入場者の機械でのけがや、手洗い不足による農産物の汚染リスクもあります。入場者自身・作業員・農産物の安全のため、立入禁止箇所や、機械や農産物等に触れない、関係者の指示に従うこと等をルール化し、入場者への遵守を徹底しましょう。</p>	共通
5	<p>上記内容を農場毎にルール化し、作業員・入場者へ周知する。</p> <p>衛生管理の徹底に当たり、ルール化は大切です。ルールはきちんと働かないといけないため、作業員及び入場者へルールを周知しましょう。</p>	共通

- 農林水産省「野菜の衛生管理に関する情報」
https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/index.html
- 農林水産省「生鮮野菜を衛生的に保つために -栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針-（第2版）」
https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/attach/pdf/index-21.pdf

関連法令等

- 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- 野菜の衛生管理指針（第2版）を活用した衛生管理の推進について（令和3年7月30日付け3消安第2503号、3農産第464号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、農産局園芸作物課長通知）
- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）



7	登録品種の種苗の適切な使用など知的財産の保護・活用。	管	労	食	環
---	----------------------------	---	---	---	---


登録品種は、種苗法に基づいて育成者権が与えられ、保護されているため、無断で利用してはいけません。あわせて、商標登録を行い、ブランド名やマーク等を保護している場合についても、無断で使用してはいけません。

また、農業の現場で開発された技術については、適正に評価し、「知的財産」として認識し、保護・活用することが必要です。

実践項目

1 登録品種の利用に当たっては育成者の権利を侵害しない。	共通
<p>登録品種の種苗・収穫物を利用（生産、譲渡等）する際は、原則として権利者の許諾が必要です。果樹の枝等や採取した種子を他の農家等に渡すことは、有償無償を問わず種苗法違反となります。</p> <p>また、種苗法の改正により、令和4年4月1日以降に登録品種の自家増殖を行う場合は、権利者の許諾が必要です。（権利者が認めている場合を除く。）</p> <p>さらに、国内での栽培地域や海外への種苗の持ち出しが制限されている登録品種もあるため、注意が必要です。</p> <p>例）りんご シナノリップ（県内限定） など</p>	

2 商標を適正に活用する。	共通	
<p>自ら開発したブランド名やロゴマークを商標登録で保護する必要はないか、販売戦略と照らして検討しましょう。</p> <p>他者が商標権をもつロゴマーク等を無断で使用することは、商標法違反です。必要な手続きを踏んだ上で使用しましょう。長野県で商標権を所有しているものについては、以下などがあります。</p>		
商標	登録番号	備考
しあわせ信州®	第 5615308 号	長野県が県内外に発信するキャッチフレーズに関する商標
	第 5615309 号	長野県が県内外に発信するロゴマークに関する商標
	第 5816857 号	長野県 PR キャラクター「アルクマ」に関する商標
クイーンルージュ®	第 6057876 号	ぶどう品種「長果 G11」に関する商標
妃紅提®	第 6066262 号	ぶどう品種「長果 G11」に関する商標

麗玉®	第 5799455 号	すもも品種「シナノパール」に関する商標
	第 4782968 号	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）における農業環境負荷低減事業活動（うち、「土づくりと一体的に行う、化学肥料及び化学合成農薬低減の取組」）の認定農業者に関する商標

3 農業者自ら開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用に関する知識や情報の収集に努める。	共通
<p>(1) 施肥のタイミングや蓄積された栽培データ等も立派な「知的財産」であり、適切に管理することで「営業秘密」として保護できる場合があります。</p> <p>(2) 新たに技術・ノウハウを開発した際は、専門家（知的財産アドバイザーや弁理士）にアドバイスをもらいましょう。</p>	

<p>適切な登録品種等の知的財産の利用等に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農林水産省「品種登録ホームページ」 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hinshu/ ●植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム「『次世代の人たちに読んで欲しい農業分野の知的財産保護・活用のためのテキスト』」 https://pvp-conso.org/1018/ ●植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム「流通品種データベース」 https://hinshu-data.jataff.or.jp/varieties/search?clear=1 ●長野県「長野県職務育成品種」 https://www.pref.nagano.lg.jp/nogyoshiken/naiyo/chizai/hinshu.html ●長野県「「しあわせ信州」のロゴ・キャッチフレーズをお使いになる方へ」 https://www.pref.nagano.lg.jp/eigyosangyo/brand/shinshu/logo-02.html ●長野県「長野県 PR キャラクター「アルクマ」のイラスト使用申請について」 https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoshin/arukumashinsei.html ●長野県「ぶどう「長果 G11」（商標名：クイーンルージュ®）の種苗の購入について」 https://www.pref.nagano.lg.jp/nogyoshiken/naiyo/chizai/chokag11.html ●長野県「長野県の登録商標「クイーンルージュ®」等の加工品への使用について」 https://www.pref.nagano.lg.jp/nogyoshiken/naiyo/chizai/queenrouge.html

関連法令等

- 種苗法（平成 10 年法律第 83 号）
- 種苗法施行規則（平成 10 年農林水産省令第 83 号）
- 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）
- 商標法（昭和 34 年法律第 127 号）
- 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号）

記録とその反映に係る取組

8	農場経営の方針に基づいた生産計画を策定し、実施した農作業を記録するとともに、実績を計画に対して評価し、必要に応じて次の計画に反映。	管	労	食	環
----------	--	----------	---	---	---

農場の安定的な経営・運営のためには、事前に適切な生産計画を策定することが重要です。

計画を踏まえて実績を比較すると、改善点が見えたり、次作の生産計画に反映できるため、まずは生産計画を立てましょう。

また、生産計画に沿って作業の記録をとると、問題が発生した際にこれまでの作業が適切だったのかを確認する基礎資料となるほか、取引先から求められた際に自らの行動を証明する資料となるため、作業記録を取りましょう。

実践項目

1 適切な生産計画を策定する。	共通
<p>農場の生産設備（資本金、労働人数、ほ場、機械、施設等）に係る状況のほか、資産状況（資産や負債、資材等の棚卸資産等）、環境条件（天候や気温等の状況）等を踏まえた上で、取引先への出荷量の目安等を考慮し、生産計画を策定しましょう。</p> <p>計画の策定により、あらかじめ繁忙期を把握でき、計画的な資材や作業者などの手配が可能になるほか、収穫量の見込みが分かると、取引先との取引の継続にもつながります。さらに、販売・営業等のスケジュールを確保しやすくなるだけでなく、農場としての目標や達成度の評価基準にもなるため、作業のモチベーションにつながります。</p> <p>規模や事業の拡大を考えていても、計画がないといつ投資してよいのかが分かりませんが、計画があると投資もしやすくなり、堅実に経営発展をしやすくなります。</p> <p>一方、無計画な作付や無理のある計画を立てると、取引先への需要に応えられない等の問題が発生しやすくなるほか、日々農作業に追われ、経営全体を俯瞰できません。</p>	

2 生産計画に沿って作業を記録する。	共通
<p>作業実施状況の進捗把握と、万一の問題発生時に作業状況を振り返るため、作業について記録を取りましょう。</p> <p>（記録事項）</p> <p>①作業日時、②作業場所、③作業実施品目、④作業内容 など</p> <p>なお、記録方法については、農業者の行い易いよう工夫することが可能です。このため、記録事項の確認が可能な書類であれば、直接書類への記録のほか、電磁的な記録（営農支援アプリ等）により記録することができます。</p>	

3 生産計画を実績と比較し、次作以降に反映する。より良い農場経営へ改善する。	共通
<p>生産実績が分かったところで、計画と比べてどうだったのかを比較しましょう。</p> <p>特に、計画を下回った場合は無理な計画でなかったか、計画の見通しが甘くなかったかを踏まえて精査し、次作へ生かし、よりよい農業経営を目指しましょう。</p>	

関連法令等

- 農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成30年3月20日農林水産省公表）

記録とその反映に係る取組

9	出荷する商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録、それ以外の農場の管理等に関する記録の作成・保存。	管	労	食	環
---	---	---	---	---	---

出荷する農産物には、食品表示法に基づき適正に名称と原産地を表示します。

加えて農産物は、食品衛生法等により、農業者は可能な限り農産物の出荷に関する記録の作成・保存に努めることが定められています。

また、納品・取引先には、農場名、商品情報（数量等）、出荷日等を情報提供し、農場名と出荷日は、各種記録に紐づけ**トレーサビリティ**を確保します。

なお、米は「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（米トレーサビリティ法）により、米・米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供を行う全ての方（生産者を含む。）を対象に、米穀等の取引等の記録を作成・保存すること、産地情報を取引先や消費者に伝達することが義務付けられています。

「いつ・どの品目が・どのくらい出荷されたか」は、経営の把握の上でも大切です。

トレーサビリティとは？

…当該農産物がいつ、どこで、だれによってどのように作られたのかを明らかにするため、生産資材等の調達から生産、出荷まで、以下の双方向の把握で追跡可能な状態にすること。

- ①遡及…事故品から原因作業や場所等を特定するため、記録を使って把握する。
- ②追跡…原因作業や場所と同じロットの農産物の出荷先を、記録を使って追跡する。


実践項目

1 種苗の農薬使用履歴を確認し、記録を記帳する。	共通
農薬使用基準を守るために、種苗で使用された農薬を確認します。	

2 収穫に関する記録を保存している。	共通		
全ての農産物において、食品衛生法に基づき、次の事項について、可能な限り記録し、一定期間保存することとされています。			
①生産品の品名、②収穫日、③収穫数量、④収穫したほ場、⑤収穫ロット（※）			
※ロット…ほぼ同一の条件の下で生産された品物の集団。ロットごとに万一の際の商品回収等の範囲が決まるが、ロット単位で以下の特徴がある。			
ロット単位	1ロットの例	日ごろの収穫記録	クレーム時の回収等の範囲
小	1日1ほ場	多い	狭い
大	1日複数ほ場	少ない	広い
なお、記録の保存期間の検討に当たっては、農産物の流通実態（消費期限又は賞味期限）に応じて合理的な期間となるように設定することが基本となります。			

<p>3 出荷に関する記録を保存され、収穫とのつながりが分かる。 調製する場合、調製に関する記録を保存している。</p>	<p>共通</p>
<p>全ての農産物は、食品衛生法に基づいて、次の事項を可能な限り記録し、一定期間保存することとされています。</p> <p>①生産品の品名、②生産品の出荷又は販売先の名称及び所在地 ③出荷又は販売年月日、④出荷量又は販売量（出荷又は販売先毎、1回又は1日毎） ⑤収穫ロット又は収穫ロットと結びついている保管ロットや調製ロット、ほ場名 ⑥食品衛生法第11条の規格基準（残留農薬等）への適合検査を実施した際の記録等</p> <p>なお、出荷記録で出荷先が分かり、農産物と出荷記録が紐づきます。出荷記録に収穫ロットがあれば収穫記録と、収穫記録にほ場名があれば生産ほ場と紐づきます。</p> <p>また、記録方法は、農業者の行い易いよう工夫できます。求められる記録事項を確認できるなら、電磁的記録や、実際の取引伝票（帳簿でも可）の保存で対応できます。保存期間の検討は、2と同様に流通実態に応じて設定することが基本となります。</p>	

<p>4 作業工程の一部を外部に委託する際は、記録するよう委託先に求め、委託生産による農産物は区別している。</p>	<p>共通</p>
<p>生産工程の一部を外部に委託する場合、農産物のうち、どれが外部に委託したのか、把握できるようにします。具体的には、定植するほ場を分ける、定植日・収穫日を分ける、委託する品種と自作する品種を分けるなどを行い、外部委託先がこちらの要求通りの栽培管理の能力を有するか、評価します。</p> <p>また、外部委託又は購入した農産物＝出荷物については、品種別に分ける、出荷先を分ける、伝票や包装に荷印を付けるなどして、識別できるようにしておきます。外部には識別できない方法でも構いません。</p> <p>農場の農産物と、仕入又は外部委託した農産物を混合しても構いませんが、農産物へのクレームがあった場合、原因が農場の管理によるものか、購買先・外部委託先の管理能力によるものか、判別できません。混合する場合は、そのまま農場の責任としてクレームに対応する覚悟が必要です。</p>	

<p>5 米や米加工品を出荷、販売、事業所間の移動、廃棄などを行った場合は、米トレーサビリティ法に基づき、必要事項が記載された伝票等の作成・保存を行う。</p>	
<p>米・米加工品を取引、事業所間の移動、廃棄等をした際は、その記録を作成保存する必要があります。</p> <p>(1) 必要事項 ①名称、②産地、③数量、④年月日、⑤相手方の氏名又は名称 ⑥搬出又は搬入した場所、⑦用途限定米穀についてはその用途</p> <p>(2) 記録の作成方法 帳簿等の書面又は電磁的記録のいずれかで作成することとしていますが、実際</p>	

の取引の伝票類でも、必要事項があれば、その保存で義務を果たしたことになります。

(3) 記録の保存期間

記録は3年間保存する必要があります。但し、消費期限が付された商品は3ヶ月、賞味期限が3年を超える商品は5年間の保存が必要となります。

6 米や米加工品を出荷、販売、事業所間の移動、廃棄などを行った場合は、米トレーサビリティ法に基づき、産地情報を伝達する。



(1) 米・米加工品を他の事業者譲り渡す場合には、伝票等又は商品の容器・包装への記載により、産地情報（「国産」、「〇〇県産」等）の伝達が必要です。

(2) 口頭による伝達は認められていません。

(3) 一般消費者向けの袋詰米穀及び米加工品は、JAS法の基準に従って産地を記載してください。

●農林水産省「トレーサビリティ関係」

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trace/>

●農林水産省「米トレーサビリティ法の概要」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html

●長野県「食品表示法について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nosei/sangyo/hyouji/hyouji.html>

関連法令等

●米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

(平成21年4月24日法律第26号)

●食品衛生法(昭和22年12月24日法律第233号)

●食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について

(平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)

●食品表示法(平成25年法律第70号)

10 肥料等の使用記録の作成・保存。

管 労 食 環

肥料の使用状況は、作物の生育状況と比較することで次作の施肥設計の参考とすることができます。農産物の品質に問題（生育不良等から生じる硬化や着花・着果不足等）が生じた際には、使用記録を確認することで原因追及の一助とすることができます。

農作物生産に使用した肥料や土壌改良資材について、ほ場ごとに施した肥料の種類、時期、量等について、記録しておきましょう。

実践項目

1 肥料や土壌改良資材の施用について記録し、適切な期間保存をする。	共通
肥料や土壌改良資材を施用した際には、施肥日、使用場所（ほ場名等）、使用した農産物、施用した肥料等の名称、施肥量、施肥方法（施肥器具）や作業者、作業方法などについて記載しましょう。	

〔肥料使用記録簿の参考様式〕

日付	作物	ほ場番号	肥料銘柄 (N:P:Kも記載)	施肥量	施肥方法	使用した機械名	責任者 確認印
	ハクサイ	A	硫安 N21-P0-K0	10kg	散布	ブロードキャスターA	

関連法令等

- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について
(平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知)
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- 労働安全衛生規約（昭和 47 年労働省令第 32 号）

記録とその反映に係る取組

11	農薬の使用に関する内容を記録し、保存。	管 労 食 環
-----------	----------------------------	---------

農薬使用者は、農薬の使用履歴を確認し、使用基準違反を防止するためにその記録を帳簿に記載するよう努めなければなりません。

実践項目

1 農薬の使用について記録し、適切な期間保存をする。	共通
農薬を使用した際には、使用日、使用場所、使用した農産物、使用した農薬の種類または名称、使用量または希釈倍数、その他必要に応じて防除器具や作業者、作業方法などについて記載しましょう。	

〔農薬使用記録簿の参考様式〕

日付	作物	ほ場番号	薬剤名	対象病害虫	希釈倍率 または 10aあたりの 使用量	散布量	収穫前 日数	使用方法/ 使用機械名	散布者名	責任者 確認印
	いちご	A	○×乳剤	アザミウマ類	2000倍	100L	前日	散布／動噴A	○○	

関連法令等

- 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）
- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について
（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）
- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 労働安全衛生規約（昭和47年労働省令第32号）

記録とその反映に係る取組

12	菌床資材及び工程別作業についての記録の作成・保存。	管	労	食	環
----	---------------------------	---	---	---	---

原木や培地資材、容器等の培地資材、容器等の菌床製造用材料の受払簿等を作成し、必要事項を記録しましょう。

各作業工程において、重要な事項は後から確認、検証できるように保存しましょう。

実践項目

1	原材料の受払簿の作成や購入伝票、記録帳票の保管。	🔍
<p>(1) 数量、品質、その他必要事項の記録を保存しましょう。</p> <p>(2) 原木や培地資材の購入伝票や関連する記録帳票を保存しましょう。</p>		
2	各作業工程の重要な事項を記録し、後から確認、検証できるように保存。	🔍
<p>(1) 各作業工程において、以下のような作業記録を残しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用した資材、培地の配合 ・ 殺菌方法、殺菌温度、時間等の条件 ・ 冷却時間 ・ 植菌作業（作業名、種菌のロット番号等） ・ 培養室、培養温度、湿度等の条件 ・ 発生室、発生温度、湿度等の条件 ・ 収穫作業（作業名、収穫場所、収穫量等） ・ 廃棄処分作業（発生場所、廃棄量、処分方法等） ・ 包装作業（作業名、包装時間、包装ロット等） ・ 一時保管（入庫日、保管場所、保管条件、出庫日等） ・ 出荷作業（出荷先、出荷日、出荷数量、出荷ロット等） <p>(2) 付帯する衛生管理（作業員の体調の申告記録等）や点検記録（金属検出器のテスト結果等）も関連付け、どんな条件下で生産・出荷されたきのこなのか、後から確認できる事項を把握・整理しておきましょう。</p>		

関連法令等


- 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- 食品衛生法第 1 条の 3 第 2 項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について（平成 15 年 8 月 29 日付け食安発第 0829001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）
- きのこの菌床製造管理基準の制定について（平成 4 年 4 月 8 日付け 4 林野産第 38 号林野庁長官通知）

記録とその反映に係る取組

13	ボイラー及び圧力容器の定期自主点検の記録の作成・保存。	管	労	食	環
----	------------------------------------	---	---	---	---

「ボイラー及び圧力容器安全規則」では、ボイラー及び圧力容器の定期自主検査を行い、記録を3年間、保存することが義務付けられています。
農場で使用するボイラーが、当該規則及び関係する法令等により、どのような規制の対象となるか確認し、有資格者を配置、点検の実施を行い、事故が発生しないように管理します。

実践項目

1 性能検査及び定期自主検査を実施し、記録を保存する。	
<p>(1) ボイラー及び第一種圧力容器（小型圧力容器を除く）は毎年ボイラー協会等が行う性能検査が必要です。</p> <p>(2) 定期自主検査は1か月に1回以上行う必要があり、記録を3年間保存しなければなりません。また、異常が認められたときは補修、その他必要な措置をしなければなりません。</p>	



【〇】ボイラー及び圧力容器の点検・記録

写真出典：農林水産省「国際水準GAPガイドライン」

関連法令等

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）
- ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令33号）

外部委託先への対応

14	工程管理の信頼性を確保するための農場のルールに基づく管理を遵守することについての外部委託先との合意形成の実施。	管	労	食	環
----	--	---	---	---	---

農場で農産物を生産し、取引先に納品するまでの間、外部の事業者等に工程の一部（播種・定植・防除・施肥・収穫・調製・輸送など）を委託することがあります。その際、農場の経営者（責任者）は、委託先事業者が農場のルールを遵守できる能力を有しているか評価し、実際の遵守状況の点検・確認を、委託先事業者に合意してもらった上で委託しましょう。また、外部委託先に対しても、食品安全、労働安全、環境保全等の各分野について、GAP に基づいて農場が策定したルールに基づく管理を行ってもらうことが必要です。

実践項目

1 委託先事業者との契約を農場と外部委託先で交わす。	共通
どの工程を委託するのか、食品安全、労働安全、環境保全等を確保するためにどのような対応（ルール）を行うのか、ルールに違反した場合の措置、定期的な点検の受け入れなどを取り決めた契約を交わしましょう。	

2 農場の責任者は、契約に基づき、定期的に外部委託先に赴き、ルールどおり作業を行っているか確認・点検し、場合によっては改善を要求する。	共通
外部委託先に赴き、決められた手順で作業をしているか、実際の作業の様子や外部委託先が作成している記録により、確認しましょう。	
外部委託先の作業が適切でない場合は作業の改善を要求します。	

【○】 カントリーエレベーターの利用に係る業務委託契約書の例

(業務委託契約書)

JA○○ 農産物センター 御中

○○カントリーエレベーターの利用の申込を致します。
利用代金は私（未登録者）の所有するJA○○開設口座からの引き落としを承認いたします。

平成 年 月 日

自 治 会	
住 所	
申込者氏名 (未登録者)	印
連絡先	電話

1. 品種別利用申込（該当欄に品種別利用がなされる場合は）

項目	区分	1	2	3
品種名		刈取・乾燥・梱包り調製 (委託コンバイン・生穀)	乾燥・梱包り調製 (個人コンバイン・生穀)	梱包り調製 (はげ乾燥機・乾穀)
		㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡

2. 出荷について

出典：JA 長野中央会

関連法令等

- 農業支援サービス提供事業者が提供する情報の表示の共通化に関するガイドライン（令和3年3月26日付け2生産第2478号農林水産省生産局長通知）

資材供給への対応

15	<p>食品安全*を確保するための資材等の供給者及び検査機関を含むサービス提供者の評価及び選定に係る方法を定めて、サービス提供者の評価及び選定を実施。 ※花きでは「食品安全」を「衛生管理」に読み替える</p>	管	労	食	環
----	--	---	---	---	---

残留農薬や水質、重金属等について検査を実施する場合、信頼できる外部分析機関等を利用する必要があります。

せっかく外部機関に分析を依頼しても、信頼できる検査結果でなかったり、データが誤っていると、事故を未然に予防できません。

また、他の農業者等から農産物を仕入れて販売している場合、仕入先業者の経営状況によっては、農産物の納品が滞ることがあるかもしれません。

外部のサービスの利用に際しては、適切にサービス提供先の評価をした上で業者を選定し、継続的に情報を収集しましょう。

実践項目

1 サービス提供を依頼する際は、サービス提供者を評価・選定方法を定めて実施する。	共通
<p>分析機関については、信頼できる検査結果を提供してもらうため、厚生労働省の登録検査機関や試験所認定の国際規格である ISO/IEC 17025 の認定機関を活用しましょう。</p> <p>また、資材やエネルギー等の提供事業者、取引先については行政からの情報、周辺農業者、同業者からの評価等を参考に、信頼できる業者を選定します。選定した業者については、問題が発生していないか継続的に情報を収集、評価を実施します。</p> <p>なお、適切なサービスの提供に当たって、契約や覚書を交わすことも有効です。</p>	

- 厚労省登録検査機関 残留農薬の検査が可能な機関
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoushokuhin/jigyousya/kan/
- JAB「ISO17025 認定機関」
https://www.jab.or.jp/certification_bodies/
- 日本 GAP 協会推奨 残留農薬検査機関一覧
<https://jgap.jp/gap/inspection.html>

関連法令等

- 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）
- 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）
- 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）

クレーム等への対応

16	クレーム及び農場のルール違反への対応手順を定め、実施し、記録を作成・保存。	管	労	食	環
----	---------------------------------------	---	---	---	---

クレームとは、周辺住民や取引先等の外部からいただくなんらかの要求や主張を伴う意見で、できる限り迅速に対応するため、あらかじめ実効性のある対応手順を明確にしておきましょう。

また、内部で気付いた農場のルール違反も、クレーム同様に対応しましょう。

JA 系統や市場への出荷の場合、農産物のクレームは JA 等に寄せられますが、農産物の出荷元は個々の生産者自身であるため、寄せられている意見について情報を収集し、対応しましょう。特に栽培反省検討会等では、当年産農産物における異物混入等の状況についても情報提供があるため、積極的に参加しましょう。

実践項目

1	クレーム及び農場のルール違反への対応手順を策定する。	共通
<p>あらかじめクレームの対応手順について、以下を参考に明確にしておきましょう。</p> <p>①クレームや商品に関する異常の発生時に、誰に連絡するか決めておく</p> <p>②状況及び影響の把握（商品回収の必要性の判断を含む。）</p> <p>③応急対応（影響がある出荷先及び関係機関への連絡・相談・公表、商品回収、不適合品の処置等を含む。）</p> <p>④原因追及</p> <p>⑤再発防止策の検討</p> <p>⑥取られた再発防止策の効果に対する検証</p> <p>⑦商品回収等のテスト</p> <p>あわせて、農場のルール違反への対応手順についても以下を参考にあらかじめ明確にしておきましょう。</p> <p>①状況及び影響の把握</p> <p>②応急対応（影響がある出荷先及び関係機関への連絡・相談・公表等を含む。）</p> <p>③原因追及</p> <p>④是正処置</p>		
2	クレーム発生のテストを行い、手順に問題がないか確認し、問題があった場合は見直す。	共通
<p>定めた対応手順に問題はないかテストを繰り返し行います。1回のテストでは手順の欠陥を見落とす恐れがあるため、テストを繰り返すことで、実際に役立つ手順に見直しましょう。あわせて、処置への対応時間についても確認しましょう。</p>		

関連法令等

- 製造物責任法（平成6年法律第85号）
- 食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について（平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）

BCP の策定等に係る取組

17	事故や災害等に備えた農業生産の維持・継続のための対策（各種保険への加入やBCPの策定等）の実施。	管	労	食	環
----	---	---	---	---	---

近年、自然災害（台風・大雪）等が多発しており、そうした災害等が発生した場合においても、企業や組織にとって、損害を最小限に抑え、事業の継続や早期復旧を図ることは非常に重要です。そのためには、中核となる事業を継続させたり、可能な限り短時間で事業を復旧させたりするための方法、手段などをあらかじめ取り決めておく BCP（事業継続計画）を策定しておくことが有用です。

農林水産省において「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版 BCP（事業継続計画書）」フォーマットを作成しているのので、こうしたフォーマットを活用しながら事前に対策を考え、事故や災害等に備えましょう。

また、万が一の事態への備えとして、保険を利用することも検討しましょう。農林水産省では、収入保険と農業共済の2つの農業保険を用意しています。

実践項目

1 発生しうるリスクへの対策や事業継続計画（BCP）の策定を行う。	共通
(1) 「自然災害等リスクに備えるためのチェックリスト」を活用するなどしてリスクを予測し、回避や低減等対策を考え、事業継続計画（BCP）を策定しましょう。	
2 農業保険等による補償の適用を受ける。	共通
(1) 万が一の事態への備えとして収入保険や農業共済に加入しましょう。	
(2) 事故発生時の農協の共済、車両の保険など、民間の保険も検討し、リスクに見合った補償を得られる仕組みを整えておきましょう。	
(3) 食中毒発生時の賠償責任に備えた民間の保険への加入も検討しましょう。	

事故や災害等に備えた農業生産の維持・継続のための対策に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

●農林水産省「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版 BCP」

https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html

●農林水産省「農業保険（収入保険・農業共済）」

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/index.html>

関連法令等

- 農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）
- 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 生産第 2170 号農林水産省生産局長通知）
- 自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版 B C P の周知等について（令和 3 年 1 月 27 日付け 2 経営第 2699 号農林水産省経営局保険課長通知）
- 製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）
- 農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）

18 計量機器の点検・校正。

管 労 食 環

農産物や肥料・農薬等の計量機器や水分計、温度計、金属探知機などは正確に計量・測定できなければなりません。

農薬の計量カップが正確に量れないと農薬使用基準を超える可能性が考えられるほか、農産物を量目不足で販売してしまうと、顧客からのクレームにもつながるため、定期的に点検・校正を行いましょう。

実践項目

1 農業生産活動において使用する計量機器について把握し、定期的に校正する。

共通

(1) 計量機器が適正に計量されるよう、定期的に校正し、適切に設置・保管しましょう。

なお、温度計等は品質保持の検証に、農薬の計量機器等は農薬の正確な使用に、流量計は養液栽培における給液量の確保等に重要な役割を果たします。

また、異物除去のための篩、検査装置等も定期的に検査し、問題なく機能していることを確認しましょう。

※計量法では、取引や証明に使用する秤について、2年に1度、検量士による定期検査を受けることを義務付けています。(ただし計量法、食品表示法では、青果物は重量表示が義務付けられていないため、必須ではありません。)

(2) 点検・校正の実施状況を把握しやすくするため、一覧表を作成し、点検方法を定め、点検の実施を記録(日付、内容等)しましょう。



【〇】秤、計量容器の用意

写真出典：農業ナビゲーション研究所

●長野県「はかり(非自動はかり)の定期検査とは」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/keiryo/gyomu/hakari/index.html>

関連法令等

●計量法(平成4年法律第51号)

訓練の実施

19	作業者が必要な力量を身に付けるための教育訓練を実施。	管	労	食	環
----	-----------------------------------	---	---	---	---

「農場のルール」は、関係者全員が、そのルール（手順）に従って作業を進めることにより、農産物の食品安全や農場の労働安全などが確保されます。

各担当の責任者は、担当範囲のルールについて作業者を教育し、実践できるようになるまで訓練します。日本語をよく理解できない外国人雇用者にも、写真やイラスト、母国語への翻訳などにより、理解できる方法で教えましょう。

その他、農場のリスク管理の水準を上げるため、関連する講習の受講を促進したり、資格の取得を進めたりすることも大切です。自治体、関連機関、組織等が行っている講習等に積極的に参加し、農場の管理能力向上を図ります。

作業者に実施した教育、訓練の内容は記録し、学習を積み重ねていきましょう。

実践項目

1 作業者への教育、訓練の計画を立案する。	共通
(1) 機械操作に熟練し、安全な操作を理解した者による作業者への訓練を実施しましょう。	
(2) 食品安全を理解した者により、作業者に衛生管理の教育を実施しましょう。	

2 外国人や障がい者を雇用した場合は、理解できる言語や図等による教育を実施する。	共通
(1) 日本語をよく理解できない外国人雇用者に、写真やイラスト、母国語への翻訳などにより、理解できる方法で教えましょう。	
(2) 障がいのある方でも理解しやすいよう、「〇〇個」等の量や回数で示したり、道具に目印をつけるなど、視覚的・具体的な方法で教育しましょう。	

教育訓練に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

●厚生労働省「人材開発」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/index.html

●長野県「これから始める「農福連携」ガイドブック」

https://www.pref.nagano.lg.jp/noson/documents/nofuku_guide.pdf

関連法令等

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年厚生労働省告示第276号）

2 労働者の安全管理 (労働安全及び労働者の人権保護) のために

- (1) ルール策定に係る取組
- (2) 労働環境の整備に係る取組
- (3) 労働者間の合意形成の取組
- (4) 農作業等におけるリスク管理
- (5) 適正な機械等の使用

ルール策定に係る取組

20	<p>農場の基本情報に基づき、労働安全に関する危害要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項についてリスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールを設定し、これに基づく対策、検証、見直しを実施。</p>	管	労	食	環
----	---	---	---	---	---

安全な農作業の実施は、農業生産と農業経営の安定のために、基本的かつ重要な事項です。農作業事故の発生は、経営にダメージがあるほか、**死亡事故の場合は、廃業につながる場合があります。**

農作業事故の防止には、日頃から危険を伴う作業や作業手順とその危害要因や危害の程度についてチェックし、把握とそれを踏まえた改善策（危険個所の明示など）を講じることが重要です。農場に被雇用者がいる場合、農場経営者には「労働安全衛生法」により労働者に対して労働災害を防止する義務があります。「労働安全衛生法」は被雇用者のいない家族経営は適用外ですが、被雇用者のいる農場同様に経営者及び家族の安全を守る活動の実施が、農場の継続のために必要です。

特にリスクを下げるためには、「①事故の発生確率を下げる。②発生時に被害の範囲や影響度を極力小さくする。③被害を補償、補填、修繕する。」が重要です。

農作業事故の減少に向け、農作業安全のリスク管理の実施が求められます。

実践項目

<p>1 ほ場地図など農場の基本情報を確認しながら、作業手順、作業環境や危険箇所、機械・器具・危険物を抽出し、過去の事件事例等も踏まえて危害要因が与えるリスク評価を実施する。</p>	共通
<p>機械を使用した作業時、ほ場の傾斜等の状況によっては危険な作業となることがあるため、事故の危険性がある農作業（挟まれ等）や場所をあらかじめリストアップし、作業員全員に注意点を周知するほか、発生頻度や重大性からリスク評価をしましょう。</p> <p>例) 発生頻度 多×死亡につながる事故＝リスク大 発生頻度 少×軽微な事故 ＝リスク小</p>	
<p>2 リスク評価に基づき、リスクが高いと評価された労働安全に関する危害要因を除去又は低減するための①対策（農場のルール）の設定、②実施、③検証する。</p>	共通
<p>農作業事故の減少のために、リスク評価した内容を踏まえて以下のような取組の実施を①ルール化、②実施し、③取組効果を検証し、適切にリスクを低減できない場合は適宜ルールを見直します。</p> <p>(1) 作業環境のリスクを低減するための整備</p> <p>①ほ場の出入口は、機械の搬入出時に危険がないよう傾斜を緩くし、幅も十分持たせて軟弱な部分は補強しましょう。</p> <p>②農業機械等からの落下、転倒事故を防ぐため、耕作道の曲がり角は隅切りにし、路肩や側溝は分かりやすくするために草刈りを行いましょう。</p> <p>③挟まれ事故の起きる可能性のあるほ場や場所をチェックし、そこでは機械と樹や柱等との間隔を十分にとって作業するとともに、可能であれば改善しましょう。</p> <p>④危険箇所には表示板等を設置し、安全に作業ができるよう改善を行いましょう。</p> <p>⑤長時間同じ姿勢を続ける作業や重い荷物の運搬作業では、作業の工夫や作業工程の変更で作業の軽労化を行うほか、定期的に休息時間を確保しましょう。</p> <p>(2) 事故のリスクを低減するための体制の整備</p>	

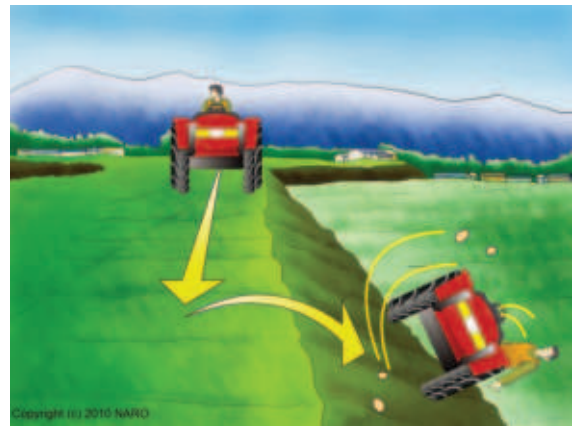
- ①作業中に事故が発生する可能性が高いと感じた「ヒヤリ・ハット」事例や作業の危険箇所などについて確認し、再発防止のため発生原因を分析して他の従事者と共有し、作業方法の見直しや作業現場の改善（危険箇所の表示など）を実施しましょう。
 - ②公共の道路等で改善不能の場合は、危険箇所等に関する情報を従事者だけではなく広く関係者と共有しましょう。
 - ③大勢で機械による作業を行う際は、作業者間の意志疎通を十分に行いましょう。作業時の騒音は、作業者間の連絡や警報の認知を妨げ、事故の原因となります。全員が作業の危険性を認知できるよう、作業前に合図を定めたり、作業者間の距離を十分保つ等して、事故の防止に努めましょう。
 - ④危険性の高い作業の際は、作業の補助や危険な状況を周知するための補助者を配置し一人で作業を行わないようにしましょう。やむを得ず一人で作業する場合は、作業内容や場所を家族等に伝え、携帯電話の携帯等、事故発生時の早期発見のための対策をとりましょう。
- ※事故発生時は、パニックとなるおそれがあるため、事前に連絡体制を整えておくことが重要です。
- ⑤迅速で適切な応急処置は怪我等の回復に重要なため、止血等の方法を身に付ける救命講習会等の受講で応急処置を身に付けましょう。

3 作業受委託の際は、注意事項の伝達を十分に行い、事故防止に努める。 共通

農作業の受委託の場合、受託側は、ほ場の危険箇所を知らない場合があるため、思わぬ事故につながるものが想定されます。ほ場の危険箇所や危険を伴う作業については、委託する際は受託者に十分伝え、受託する際は聞き取るなどして把握しましょう。



【×】機械への挟まれ事故



【×】トラクターの転落

図出典：農研機構

- 農林水産省「農作業安全対策」
https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/
- 農林水産省「農作業安全の啓発資料」
https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/siryo.html

関連法令等

- 農作業安全のための指針について
(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)
- 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について
(令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知)
- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成11年4月30日労働省告示第53号）
- 農林水産省 農業技術の基本指針（令和4年改定）

21	雇用・労働環境における人権侵害防止について、管理方法を定めて管理を実施。	管	労	食	環
----	---	---	---	---	---

労働者や作業者がやりがいを持って気持ちよく働ける環境を提供すれば、生産性の向上が期待できます。そうした環境を整えるために、まず人の多様性を理解し、性別、国籍、宗教などによって差別や偏見がない職場環境をつくります。

「労働施策総合推進法」「男女雇用機会均等法」「障害者雇用促進法」等の法令に則り、適切な手段で労働力を調達し、雇用条件を提示して納得してもらった上で、気持ちよく働いてもらえるようにしましょう。

基本的人権が守られていない農場では、作業者の不平不満が高まり、食品安全を脅かす事故や労働災害につながる可能性があります。

実践項目

1	労働条件を提示し、遵守する。	共通
<p>(1) 雇用に関し、労働基準監督署、公共職業安定所、総合労働相談コーナーや社会保険労務士等に相談し、雇用条件を整えましょう。</p> <p>(2) 繁忙期の就業時間や休日、連続勤務等の特別な条件がある場合には、労働者との間でしっかりと話し合って合意しましょう。</p>		

2	人権に関する教育を実施する。	共通
<p>(1) 多様性を理解し、性別、国籍、宗教などによる差別や偏見をなくすため、人権に関する教育を実施しましょう。</p> <p>(2) 長野県人権啓発センターが貸し出している教材や開催している研修会を活用しましょう。</p>		

労働基準及び労働環境に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- 厚生労働省「労働基準に関する法制度」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000042451.html>
- 厚生労働省「労働基準に関する法制度」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoseisaku/chushoukigyou/joken_kankyou_rule.html
- 長野県「長野県人権啓発センター」
<https://www.pref.nagano.lg.jp/jinkendanjo/kurashi/jinkendanjo/jinken/main/kehatsucenter/index.html>

関連法令等

- 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）
- 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 103 号）
- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）

ルール策定に係る取組

22	清潔な水・救急箱の用意、連絡方法などを含めた事故対応手順を定めて、農作業従事者等に周知。	管 労 食 環
-----------	---	---------

万が一事故が起こった際のことを想定し、少しでも被害を小さくするための準備を整えます。前もって想定される事故への対応手順や連絡網を定め、農場内に周知し、慌てずに対処できるようにしましょう。

応急手当のための救急箱や、傷口や目、口を洗い流すための衛生的な水を、いざという時にすぐ使える場所に用意し、作業員に周知しておきます。救急箱の置き場としては、作業場や農作業に行くための車両の中が適切です。

なお、万が一労働災害が発生し労働者が死亡または休養した場合には、労働者死傷病報告を労働基準監督署に提出しなければなりません。

実践項目

1	傷口や目、口を洗い流すための衛生的な水を用意する。	共通
2	応急手当のための救急箱を用意する。	共通
	(1) 汚れを落とし、傷口を洗うために十分な量の衛生的な水や救急箱を作業場や農作業に行くための車両の中等に用意しましょう。 (2) 農場で起こる事故を想定し、相応しい道具（消毒液、絆創膏、止血用の清潔なタオル、ポイズンリムーバー、冷温シップ等を含む。）を整えましょう。 (3) 救急箱や衛生的な水がある場所を作業員に周知しておきましょう。	

3	作業者に事故・病気等が起きた場合を想定し、緊急対応についてマニュアル・連絡手順や緊急時の連絡先一覧を作成・確認する。	共通
4	緊急対応ができるか、日頃から訓練する。	共通
	(1) 事故や病気が起きた際にスムーズに対応できるよう、病院の連絡先や、組織内での緊急連絡手順を確認し、また、施設内の掲示や作業員が携帯するなどして、作業員間での共有と、迅速な救急対応ができるようにしておきましょう。 (2) 労働災害、生産物や製品事故等が発生した場合を想定した危機管理のための対応マニュアルや、緊急連絡先のリスト、連絡網などを作成することも重要です。 (3) 消防署の普通救命講習の受講等により、応急手当ができる人員を農場内に配置しましょう。農作業を同時に複数箇所で行う農場の場合には、それぞれの場所に応急手当ができる人員を配置しましょう。	

農作業安全対策に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

●農林水産省「農作業安全対策」

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html

関連法令等

- 農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）
- 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 生産第 2170 号農林水産省生産局長通知）
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）

労働環境の整備に係る取組

23	技能実習生など、外国人雇用がある場合、適切な対応を行うための環境整備等を実施。	管 労 食 環
-----------	--	---------

外国人技能実習生、特定技能などの在留資格の種類により、受入れのための手続きが異なります。外国人雇用の際に必ず適切な在留資格や就労許可を所持しているか確認するとともに、制度を理解し、関係機関と相談して準備を進め、ハローワークへ必要な届出を行います。

また、外国人技能実習生など住込みで働く作業者がいる場合、毎日元気に働くことができるように快適な住環境を提供します。電気、水道、ガスなどのインフラは元より、寒すぎず暑すぎず、ゆっくり静かに休むことができる環境を整えましょう。

労働基準法や最低賃金法などの労働関係法令の規定は、外国人も日本人と同様に適用されます。農場経営者は、外国人労働者にも日本人労働者に対するものと同等の労務管理が義務付けられていることに留意してください。

実践項目

1 在留資格及び受入制度を確認する。	共通
<p>(1) 適切な在留資格や就労許可を所持しているか確認し、制度に則った受入れを行うとともに受入れ及び離職時にはハローワークへの届出を行いましょ。</p> <p>(2) 外国人技能実習生や特定技能の受入制度を理解し、関係機関に相談して受入準備を進めましょ。</p>	

2 快適に住める住居を提供する。	共通
<p>電気、水道、ガス等のインフラの整備や安心して休める環境を整えましょ。</p>	

外国人の受入れに関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

●厚生労働省「外国人の雇用」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyoununushi/page11.html

●農林水産省「農業分野における外国人の受入れについて」

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner>

関連法令等

- 農業分野における技能実習生の労働条件の確保について（平成 25 年農林水産省経営局 就農・女性課長通知）
- 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）
- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成 2 年法務省令第 16 号）
- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）
- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）
- 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成 19 年厚生労働省告示第 276 号）

労働者間の合意形成の取組

24	家族間の十分な話し合いに基づく家族経営の実施。	管	労	食	環
----	-------------------------	---	---	---	---

家族経営の農場では、みんなが意欲をもって取り組めるようにするため、家族間で一人一人の役割と責任を明確にし、それぞれの意欲と能力を十分に発揮できる環境を整えることが大切です。この実現のため、有効な方法の一つとして「家族経営協定の締結」があります。

地位を明確にして保全することで、家族のやる気を引き出すことができます。お互いによく話し合い、どのような目標に向かい、どのような立場で、どの分野に責任を持ち、どのように評価するのか、明確にしておきましょう。

実践項目

1 家族で十分に話し合い、経営の方針や役割分担等明確にする。	共通
(1) 家族で話し合い、経営の方針や役割分担、労働報酬等の就業条件や生活条件を明確にしましょう。	
(2) 更なるステップとして、話し合いの内容を書面化し、実現に向けた取組として「家族経営協定」の締結を目指しましょう。	

川村家の約束事～家族経営協定書～

【スローガン】田茂木野ならではの特性を活かした農業へのチャレンジと、家族が協力しあってゆとりと楽しみのある農業を目指す

第1条 [我が家の営農・生活目標]

(1) 我が家の農業経営の発展のため、各自はそれぞれの能力を発揮し、お互いの責任と協力で健康でゆとりある明るい暮らしを実現することを目的とする。

(2) 担当部門と主な内容は次のとおりとし、家事についてできる限り協力しあう。

	部門	主な内容
経営主	果樹・野菜	果樹・野菜の栽培管理、経営全般総括、簿記記帳、税申告、家事協力
経営主の妻	りんご・野菜、観光農園	りんご・野菜の栽培管理、販売、雇用管理、体験受入、家計管理、高齢者の送迎、食事の支度、育児。

払うものとする。

経営主の妻 年間〇〇円
後継者 年間〇〇円
後継者の妻 年間〇〇円

(2) 収益が予想を上回った場合や著しく低下した場合は、家族間で協議し、その額を変更することができる。

(3) このほか、ボーナス等は半年毎に収益により家族が相談して決める。

第5条 [家計費に関すること]
家計費は経営主が負担し、家計管理は経営主の妻が行い、その収支について家族に報告する。

第6条 [研修と福利厚生]
(1) 各自の能力向上のため、各種研修会等へはできるだけ参加するものとする。
(2) 家業のリフレッシュのため、年1回は家族旅行を行う。

図 家族経営協定書の例（親・後継者間）

出典：日本農業法人協会「さあはじめよう！\イキイキ家族の／「家族経営協定」スタートブック」

家族経営協定に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

●農林水産省「家族経営協定」
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/jyosei/kyoutei.html>

関連法令等

- 家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について（平成7年2月7日付け7構改B第103号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長通知）

労働者間の合意形成の取組

25	労働基準法等に定められた労働条件を遵守し、労使間における労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を実施。	管	労	食	環
----	---	---	---	---	---

労働者を雇用したら、労働条件を遵守していることが分かるよう記録を残しておく必要があります。「法定三帳簿」と呼ばれる、労働者名簿や賃金台帳、出勤簿を適切に整備していない場合、労働基準法違反となる場合があります。

また、使用者と労働者との間で労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を実施し、実施内容を記録します。労働組合・労働者の代表による団体交渉権を確保します。

実践項目

1 「法定三帳簿」を整備する。	共通
労働者名簿、賃金台帳、出勤簿の法定三帳簿を適切に整備し、必要に応じて労働基準監督署、社会保険労務士へ相談しましょう。	
2 従業員と雇用者の両者間で意見交換を実施し、内容を記録する。	共通
(1) 労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を行い、実施内容を記録しましょう。労働組合・労働者の代表による団体交渉権を確保します。	
(2) 経営者は、締結した協約・協定を遵守し、作業者の待遇への不満を吸い上げるように努めましょう。	

表 法定三帳簿（労働者名簿・賃金台帳・出勤簿）

帳簿の名称	記載項目	保存期間・起算日	様式
労働者名簿 (第107条)	①労働者氏名、②生年月日、履歴、③性別、④住所、⑤従事する業務の種類、⑥雇用年月日、⑦退職や死亡年月日、その理由や原因	5年 労働者の死亡・退職・解雇の日	様式19号(記載内容に漏れがない場合は、様式第19号以外でも可)※厚生労働省のHP等からもダウンロード出来ます。
賃金台帳 (第108条)	①労働者氏名、②性別、③賃金の計算期間、④労働日数、⑤労働時間数、⑥時間外労働時間数、⑦深夜労働時間数、⑧休日労働時間数、⑨基本給や手当等の種類と額、⑩控除項目と額	5年 労働者の最後の賃金について記入した日又は当該記録に係る賃金の支払日のいずれか遅い日	様式20号(常用)、様式21号(日雇) (記録内容に漏れがない場合は、様式第20号・21号以外でも可)※厚生労働省のHP等からもダウンロード出来ます。
出勤簿等 (第108条関係)	①出勤簿やタイムカード等の記録、②使用者が自ら始業・終業時刻を記録した書類、③残業命令書及びその報告書、④労働者が記録した労働時間報告書等	5年 労働者の最後の出勤日又は当該記録に係る賃金の支払日のいずれか遅い日	任意

出典：農林水産省「国際水準 GAP ガイドライン」

労働基準に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

●厚生労働省「労働基準」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/index.html

関連法令等

- 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- 労働契約法（平成19年法律第128号）

農作業等におけるリスク管理

26	事故や疾病罹患後の従業員を保護するための労災保険への加入（法令上の義務を含む）。	管	労	食	環
----	---	---	---	---	---

労災保険は、雇用労働者の業務上や通勤によるケガや病気への補償を目的とする公的保険です。農業者も一定の要件を満たしていれば特別加入制度で加入できます。経営を維持し、家族の生活を守るため、万が一に備え、労災保険に加入しましょう。

労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合は、使用者はその費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければなりません。

実践項目

1 労災保険に加入する。	共通
<p>(1) ケガや事故に備え、労働者災害補償保険等への加入を行いましょ。任意適用事業場でも、労災保険への加入を検討しましょ。</p> <p>(2) 労災保険については、労働者の業務上や通勤途上の災害によるケガや病気を対象とする制度であり、原則として一人でも労働者を使用する事業は、雇用労働者の加入手続きを行う必要があります。</p> <p>ただし、常時5人未満の労働者を使用する個人経営の農林、水産業の事業（特別加入者が行う農業の事業を除く。）の一部については、労災保険への加入は暫定的に任意適用事業場とされています。</p> <p>なお、農業者の場合は、事業者本人や事業に従事する家族でも、労災保険へ特別加入できる場合があります。</p>	

労災保険の特別加入に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

●農林水産省「農作業安全対策」

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html

関連法令等

- 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
- 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- 農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）
- 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）

27	適切に実施しなければ危険を伴う機械作業、高所作業又は農薬散布作業等従事者に対し、必要な能力及び資格を得るための訓練を実施。	管 労 食 環
----	--	---------

農作業事故を防止するため、飲酒や病気・負傷・疲労などにより正常な作業が困難な場合は、作業をしないか、作業の内容を制限する必要があります。特に、機械作業、高所作業又は農薬散布作業など危険を伴う作業には従事しないようにしましょう。

また、高齢者、妊産婦、年少者などが行う作業についても、事故防止のため、作業内容に配慮しましょう。

加えて、フォークリフトの操作など、不十分な技量の作業による事故のリスクが高いものは、免許や講習が義務付けられていることから、作業を有資格者に限定するほか、資格取得を推進します。

実践項目

1 危険を伴う作業には体調不良者を従事させない。作業者の体調に応じて作業内容を制限し、危険な作業は従事者を指定（特定）する。	共通
<p>農作業事故を防止するため、次の者は、機械作業、高所作業等危険を伴う作業に従事しない、又はさせないようにしましょう。また、それ以外の作業であっても、必要に応じて作業内容を制限し、特に知識や経験等を持った十分に訓練された熟練者が実施しないと危険となる作業の従事者は、有資格者等の然るべき者を指定しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①飲酒し、酒気を帯びている者 ②薬剤を服用し、作業に支障のある者 ③病気、負傷、疲労により、正常な作業ができない者 ④妊娠中及び産後1年を経過していない女性 ⑤年少者 ⑥作業の未熟練者（熟練作業者の指導の下で行う場合は除く） ⑦機械操作や化学物質等を取り扱う作業において、必要な資格を有していない者 	

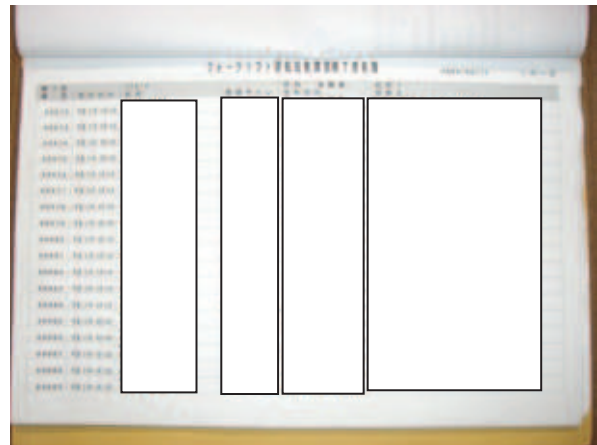
2 危険を伴う作業でも適切に実施することで安全に行えるよう、資格の取得や講習の受講を推進し、訓練・教育する。	共通
<p>実施する作業のうち、公的な資格や講習の受講、修了を必要とする以下のような作業については、作業者の資格取得状況を把握し、資格を取得する（させる）か、所持している作業者に担当させます。</p> <p>資格等が必要な作業の場合、作業時に免許や修了証を携帯することが必要なものもあります。他の資格等についても、いつでも用意できるよう保管場所を決めておきます。</p> <p><農作業で必要となる資格等> ※作業に応じて必要な資格を確認すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 33%;">・ 農業機械整備技能士 <li style="width: 33%;">・ 農業機械士 <li style="width: 33%;">・ 農薬管理指導士 <li style="width: 33%;">・ 危険物取扱者 <li style="width: 33%;">・ 毒物劇物取扱責任者 <li style="width: 33%;">・ 大型特殊運転免許 <li style="width: 33%;">・ 建設機械運転 <li style="width: 33%;">・ フォークリフト運転 <li style="width: 33%;">・ けん引運転免許 	

- ・ 移動式クレーン運転士
- ・ クレーン・デリック運転士
- ・ 玉掛け
- ・ 小型移動式クレーン運転
- ・ 床上操作式クレーン運転
- ・ はい作業主任者
- ・ ボイラー技士
- ・ ボイラー取扱技能講習
- ・ 乾燥設備作業主任者
- ・ 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- ・ 刈払機取扱作業安全衛生教育
- ・ 酸素欠乏危険作業（2種）特別教育
- ・ フルハーネス型墜落制止用器具特別教育

※免許や講習が必要と義務付けられている操作について、**無免許の作業者に操作させた場合は、経営者の法律違反が問われる**ことになります。



【○】資格取得の確認



【○】講習受講者名簿の管理

写真出典：(左) 長野県、(右) 農業ナビゲーション研究所

3 定期的に健康診断を行い、作業に支障が無いことを確認する。	共通
<p>管理者は、定期的な健康診断を作業者に受けさせ、日頃から健康管理に努めましょう。健康状態によっては、作業を休むか、作業の手順分担を見直しましょう。</p> <p>また、年齢を重ねるにつれ、動作が鈍くなることがあるため、労働安全に関する責任者は、作業者の身体能力を確認し、作業者の配置を検討しましょう。</p>	

4 余裕を持った作業計画を立てた上で、従事者を指定する。	共通
<p>一日の作業時間が8時間を超えないように努めるとともに、疲労が蓄積しないよう定期的に休憩を取るようにしましょう。</p> <p>また、気象条件やほ場条件などにより、作業が順調に進まないと無理が生じ、結果的に事故の要因となる可能性もあることから、余裕をもって無理のない作業計画を立てた上で、作業従事者を指定しましょう。</p>	

関連法令等

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 農業作業安全のための指針について
(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)
- 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について
(令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知)

28	安全に作業を行うための服装や保護具の着用・管理の実施。	管	労	食	環
----	------------------------------------	---	---	---	---

農作業事故から身を守るためには、作業にあった適切な服装と保護具の着用が必要です。短時間で済むから、暑いから、面倒だからといった油断が事故を招きます。正しい身支度は、安全への第一歩。結果的には能率の良い作業につながります。作業内容や作業環境に応じ、安全に配慮した服装や保護具等の着用をルール化し、全ての従事者が正しく着用又は装着するようにしましょう。また、保護具は、その機能が維持されているか、使用前後の点検、日常の保守管理も実施しましょう。

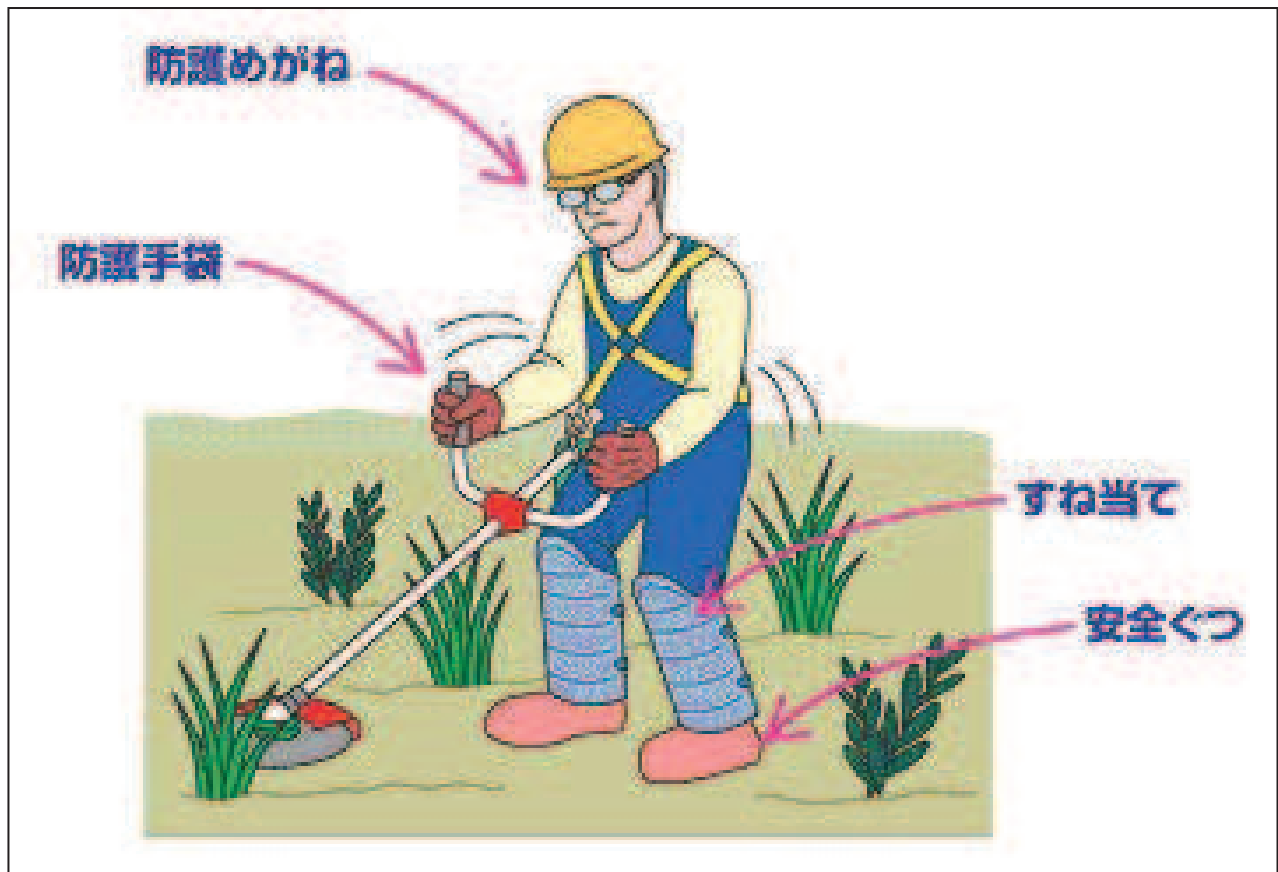
実践項目

1 農薬を散布する時はマスク、メガネ、手袋、防護服を着用する。	共通
<p>(1) 防除器具の点検整備や薬剤の調製時及び散布時には、専用の作業衣とメガネ等保護具を着用し農薬の種類に適したマスクを使用しましょう。</p> <p>(2) 散布作業後は保護具を清掃し、所定の保管場所に保管しましょう。マスクの取り替え式フィルター等は忘れずに交換し、使い捨てマスクの使用は1回とします。農薬で汚れた作業衣は、他の物とは一緒にせず単独で洗いましょう。</p>	

2 トラクター・コンバイン等機械作業時は、ヘルメットを着用し作業着の袖口やズボンの裾を絞り、機械への巻き込みを防止する。	共通
<p>回転部分のカバーができない機械を使用する場合には、袖口や裾が締った服装をし、髪は短くまとめてヘルメットをかぶり、手ぬぐい等の巻き込まれやすいものを身に付けないようにしましょう。</p>	

3 高所作業や転倒・落下物の危険性のある場所での作業では、ヘルメットと滑りにくい靴等を着用して、身の安全を図る。	共通
<p>(1) 高所作業の場合にはヘルメットを使用し、靴は滑りにくいものにしましょう。</p> <p>(2) 転倒、転落、落下物、飛散物等の危険のある作業の際には、ヘルメットを着用し、滑りにくい靴や安全靴、すね当て等適切な履物や保護具を用いましょう。</p>	

4 飛散物、粉塵、振動が多い中での作業では、メガネや耳栓等保護具を着用し、身体の各部位の保護を行う。	共通
<p>(1) 飛散物や粉塵が発生する作業を行う際には、保護メガネ・防塵マスクを着用するなど、作業の必要に応じて適切な保護具を使用しましょう。</p> <p>(2) 騒音が生じる作業では、耳栓又はイヤーマフを着用しましょう。</p> <p>(3) 振動の大きい動力刈払機等については、防振手袋を着用しましょう。</p>	



【○】正しい刈払いの服装

出典：農研機構 農作業安全情報センター

●農研機構「農研機構 農作業安全情報センター」

<https://www.naro.affrc.go.jp/org/brain/anzenweb/index.html>

関連法令等

- 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）
- 農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）
- 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）

適正な機械等の使用

29	機械、装置、器具等の適正な使用。	管	労	食	環
----	-------------------------	---	---	---	---

油断や慣れが農作業事故につながります。

機械、装置、器具等を取り扱う際は、必ず取扱説明書で適正な使用方法や注意・禁止事項を確認したうえで使用し、目的外使用を行いません。

農作業における死亡事故の86%は、農業機械を使用していたときに発生しているため、適正な使用方法を従事者に周知徹底しましょう。

また、農業機械・装置、器具類の導入時には、性能・作業性・経済性だけでなく、「安全性」も考慮した選択を行きましょう。

実践項目

1	施設・機械・器具は使用の都度、清掃及び点検整備をする。	共通
<p>(1) 機械等の取扱説明書は使用前に熟読し、不具合を感じたときなど、いつでも確認できるよう保管し、安全装置の無効化などの改造は行いません。</p> <p>(2) 脚立や梯子を使用する際に、踏み段にグリース、油、泥、雪、ペンキ等滑りやすいものが付いている場合は、きれいにふき取って使用しましょう。</p> <p style="padding-left: 20px;">また、ぐらつかない安定した場所に設置しましょう。</p> <p>(3) 作業者に機械の運転を依頼する際は、免許の取得状況について把握するように努めましょう。</p>		

2	作業機械のトラック等への積み下ろし時は、安全に留意（補助者を置くなど）する。	共通
<p>(1) 緊急時に備えて、家族や作業者全員がエンジンの停止方法や動力遮断方法、運転操作方法を確認しておきましょう。</p> <p>(2) トラック等への積み下ろしの際には、水田車輪や耕うん爪、尾輪等を歩み板や周囲に引っかけないように注意しましょう。</p>		

3	作業機械の点検・清掃時は、動力を止めて行う。	共通
<p>(1) 作業機への巻き付き、詰まり等を除去する際には、エンジンを停止し、作業部の停止を確認した上で行います。</p> <p>(2) 油圧式の昇降部を上げている場合は、一般的に時間とともに下がってくることが多いので、必ず昇降部落下防止装置を固定にしておきましょう。</p> <p>(3) 機械の始動・運転時も付近に人を近づけないようにします。</p>		

●農作業安全情報センター「安全で快適な農作業を目指して」

<https://www.naro.affrc.go.jp/org/brain/anzenweb/index.html>

関連法令等

- 農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）
- 個別農業機械別留意事項（平成14年3月29日付け13生産第10313号農林水産省生産局生産資材課長通知）

適正な機械等の使用

30	農薬の容器等の表示内容を確認し、表示に基づく安全な作業を行うための装備を整え、調製、防除、片付け作業を行い、防除衣、保護装備等を適切に洗浄、乾燥し、他への汚染がないように保管。	管 労 食 環
----	--	---------

農薬によっては、農薬散布液を吸引したり、皮膚に付着したりすると健康被害が発生する恐れがあるため、注意が必要です。

実践項目

1 農薬の容器等の表示内容を確認し、表示に基づく安全な作業を行うための装備を整え、調製、防除、片付け作業を行い、防除衣、保護装備等を適切に洗浄、乾燥し、他への汚染がないように保管する。	共通
<p>(1) 農薬容器又は包装にあるラベルの表示内容を確認し、表示内容に基づく安全に作業を行うための服装（防除衣）やマスク、ゴーグル等の保護具を正しく着用します。防除衣・保護具は農薬の調製時（保管庫から取り出す作業を含む。）から着用します。</p> <p>(2) 農薬ラベルの表示内容に基づき、適切なマスクを選択します。</p> <p>(3) ラベルの指示がある場合は、農薬使用後の立入を禁止・制限したり、散布した農薬が乾くまでほ場への立入を禁止したりするなどの対策を取ります。</p> <p>(4) 農薬散布に使用した防除衣や保護具を洗浄する場合は、いったん着衣・装着したまま水で洗い流します。それから保護具を外し、防除衣を脱ぎ、改めて流水で洗浄します。また、交差汚染を防ぐため、一般の洗濯物と分けて洗濯します。</p> <p>(5) 保護具への農薬成分の付着や、農産物への接触による交差汚染を防ぐため、防除衣や保護具は農薬保管庫に入れず、専用のロッカー等を用意します。</p>	



防除衣



【○】 農薬に対応した装備

写真出典：長野県


関連法令等

- 農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）
- 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）

31	施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化。	管 労 食 環
----	---	---------

カントリーエレベーター等の大規模乾燥調製貯蔵施設では、少しの作業ミスにより、大量の農産物の汚染や品質劣化につながる事故が発生するおそれがあります。そのため、施設の管理者には、乾燥理論に基づく豊富な知識と適切な判断が求められ、オペレーターには管理者からの指示に基づく確実な操作が求められます。


実践項目

1 米穀や麦を取り扱う乾燥調製や貯蔵の施設は、清潔で衛生的な状態に保たなければなりません。	
<p>(1) 定期的に清掃を行い、清潔な状態に保ちましょう。</p> <p>(2) 役割分担、責任者等を明確にし、適切な設備の管理に努めましょう。</p> <p>(3) 選別、異物除去の工程により取除かれた異物の情報を把握しましょう。これにより、設備の温度、水分の管理等に活用します。</p>	



異物の確認による情報把握

写真出典：農業ナビゲーション研究所

2 施設、付属設備の構造や取扱い、点検方法と異常時の緊急対応、処置等、大規模乾燥調製施設を運営するために必要な知識を身に付けた人員を配置する。	
<p>(1) 必要な技能を取得するための「共乾施設運転主任者講習会」を受講した人員を配置しましょう。</p> <p>(2) カントリーエレベーターのような大規模ではない乾燥調製貯蔵施設でも、使用する燃料の量によって、「乾燥設備作業主任者」を配置しなければならない場合があるため、(一社)長野県労働基準協会連合会へ確認しましょう。</p>	

<p>●農林水産省「米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン」 https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/kabidoku/pdf/120229_guide_linehp.pdf</p> <p>●(一社)長野県労働基準協会連合会 https://naganoroukiren.or.jp/</p>
--

関連法令等

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）
- 農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）
- 「米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン」の策定について（平成24年2月29日付け23消安第5970号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）
- 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）


適正な機械等の使用


32	ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届出、 取扱作業主任者の設置。	管 労 食 環
-----------	--	---------

ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届出、取扱作業主任者の設置に関しては、法令に義務付けられており、①設置時の届出、落成検査等の実施、②取扱作業主任者の設置が必要な場合があります。

ボイラーの圧力や乾燥機等の種類によっては、他の資格が必要な場合や講習の受講のみで使用可能なものもあるので、導入する装置に適した資格や講習を把握し、適切に対応します。

実践項目

1 設置時の届出、落成検査等を実施する。	
<p>(1) 小型ボイラーの設置の際、設置の報告を行う必要があります。</p> <p>(2) 第一種圧力容器は、所轄労働基準監督署への設置届と落成検査が必要で、検査に合格すると検査証が交付されます。</p>	

2 取扱作業主任者を設置する。	
<p>(1) 第一種圧力容器（小型圧力容器等を除く）の取扱いを行う場合、事業者は普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習修了者等の有資格者のうちから、作業主任者を選任しなければいけません。</p> <p>(2) 小型圧力容器の取扱いを行う場合、小型ボイラーでは小型ボイラー取扱特別教育の修了者、小規模ボイラーではボイラー取扱技能講習修了者から、作業主任者を選任しなければいけません。</p>	



【○】 図 有資格者によるボイラー及び圧力容器の管理

関連法令等

写真出典：農林水産省「国際水準GAPガイドライン」

- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）
- ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令 33 号）

3 食品安全のために

- (1) ルール策定に係る取組
- (2) 有害生物等への対応
- (3) 水及び培養液の管理
- (4) 器具等の適正使用
- (5) 適正な種苗・種菌管理
- (6) ドリフト対策
- (7) 農薬の適正使用
- (8) 堆肥・肥料・菌床資材の適正使用等
- (9) 燃油・肥料の適正保管
- (10) 衛生的な培地調製と培養管理の実施

ルール策定に係る取組

33	<p>農場の基本情報及びコーデックス規格の HACCP の考え方に沿って、食品安全（品質を含む）*に関する危害要因について分析を実施し、食品安全*上のリスクが高いと判断した危害要因による汚染を防止・低減するための農場のルールを設定し、これに基づく対策、検証、見直しを実施。 *花きでは「食品安全（品質を含む）」及び「食品安全」を「衛生管理」に読み替える</p>	管	労	食	環
----	--	---	---	---	---

農業にとって、安全な農産物の提供は重要な責務です。農薬残留基準値違反、農産物由来の食中毒及び異物混入等が発生すると、人的被害を与えるかもしれません。仮に人的被害がなくても、消費者や取引先に損害を与え、農場の信用失墜につながる可能性があります。そうした事故の防止のため、食品安全（花きでは衛生管理）を脅かすリスクを検討・評価し、消費者に健康被害が生じないよう対策等のリスク管理を実施します。

実践項目

1 農産物の生産や収穫後の取扱工程を確認しながら、周辺環境や使用する資材等を把握し、食品事故の起こりやすさや事故が与える影響の大きさから、危害要因について分析し、リスク評価する。	共通 (花きは衛生管理で実施)
<p>農産物生産の際の危害要因には、①生物的、②化学的、③物理的、④人為的なものがあります。</p> <p>農産物がどう消費されるかを考慮しつつ、生産・取扱工程にどのような危害要因が潜んでいるかを考えましょう。特に、場所（ほ場・倉庫等）ごと、土、水、資材（農薬、肥料等）の保管や状態ごと、作業員や機械装置等の関わりごとに、生産工程に沿って危害要因を抽出・特定したうえで分析し、評価・推定する必要があります。</p> <p>ほ場での作業や、収穫後の保管方法など、食品を汚染する危害要因のある作業や場所をあらかじめリストアップし、注意点を作業員全員に周知するほか、発生頻度や影響の大きさからリスク評価をしましょう。</p> <p>例) 発生頻度 多×影響の大きな事故＝リスク大 (食中毒の発生や信頼の失墜につながる事案など) 発生頻度 少×軽微な事故 ＝リスク小 (出荷した農産物が過熟でクレームを受けた、など)</p>	

2 リスク評価に基づき、リスクが高いと評価された食品安全に関する危害要因を除去又は低減するための①対策（農場のルール）の設定、②実施、③検証する。	共通
<p>安全な食品の提供のため、リスク評価した内容を踏まえて以下のような取組の実施を①ルール化、②実施し、③取組効果について検証し、適切にリスクを低減できない場合は適宜ルールを見直します。</p> <p>また、リスクの低減にあたり特に注意を要する管理点があれば特定します。 農薬など、農産物中の最大基準値又は残留基準値が法令等で設定されていたり、ま</p>	

た特に設定がなくても保管温度等の測定可能な基準がある場合は、その限界値を設定し、管理基準の測定方法を定め、限界値を超えないような対策を策定し、周知します。

リスクの種類	例	対策例
①生物的有害要因 (微生物などの生物に由来するリスク)	<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒菌 腸管出血性大腸菌 ノロウイルス リステリア等 ・腐敗微生物 カビ等 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業動線の変更 ・収穫後、病原微生物を増加させない保管方法への変更 ・出荷施設の消毒
②化学的有害要因 (化学物質に由来するリスク)	<ul style="list-style-type: none"> ・自然毒 かび毒(パツリン等) ・重金属 カドミウム等 ・農薬 残留農薬 ・機械油 グリス等 	<ul style="list-style-type: none"> ・落下した果実の廃棄 ・カドミウムの吸収抑制技術の実施 (適正な中干期間(米)) ・農薬の適正使用 ・食品機械用潤滑油の使用や、食品と油が接触しない工夫
③物理的有害要因 (物理的なリスク)	異物混入 <ul style="list-style-type: none"> ・包丁 ・血液 ・毛髪 ・石等 ・ガラス片 	<ul style="list-style-type: none"> ・選果場への不要物持込禁止 ・手袋、帽子の装着 ・ガラスへの飛散防止フィルムの貼付
④人為的有害要因 (悪意を持った者による意図的な有害要因の混入・食品偽装など人為的なリスク)	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員による意図的な異物混入 ・産地偽装 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の農産物保管庫等への入退室の管理の実施 ・農薬等の管理徹底 ・ミーティングの実施等、従業員との良好なコミュニケーションの実施

関連法令等

- 食品安全基本法(平成15年法律第48号)
- 食品衛生法(昭和22年法律第233号)
- 野菜の衛生管理指針(第2版)を活用した衛生管理の推進について(令和3年7月30日付け3消安第2503号、3農産第464号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、農産局園芸作物課長通知)
- 農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト(令和3年3月24日付け農林水産省公表)
- 農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリスト(平成28年12月26日付け農林水産省公表)
- 食品衛生の一般原則(CXC 1-1969)
- 食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格(General Standard for Contaminants and Toxins in Food and Feed(CXS 193-1995))

34	ほ場や施設※から通える場所での清潔な手洗い設備やトイレ設備の確保等による衛生管理を実施。 ※きのこでは「ほ場や施設」を「ホダ場や栽培施設」に読み替える	管	労	食	環
----	--	---	---	---	---

作業者が衛生的な状態を保てるよう、作業場等から通える場所に手洗い設備やトイレ設備を確保し、設備は常に衛生状態と機能が保てるよう管理を徹底しましょう。

実践項目

1 手洗いの重要性を教育し、作業場から通える場所に手洗いやトイレを設置し、定期的に清掃する。	共通
手洗い場やトイレを作業場等から通える場所に作業者の性別と人数に合った数を設置しましょう。作業者に手洗いの重要性と場所について周知しましょう。借りることができる公共トイレの場所等も把握しましょう。また手洗い場等が汚染源とならないようこまめに清掃し、常に衛生的に保ちましょう。	

2 作業中にトイレに行った後は、手を洗って再開する。	共通
手洗い場には石けん、消毒液、爪用ブラシ、清潔なタオル等を常備し、適宜補充等を行い、作業者は作業前には必ず手洗いを行ってから作業を実施・再開するよう、手洗いのタイミングと正しい手洗いの方法を周知徹底し、実施しましょう。	

1	時計や指輪などを外し、流水で汚れを簡単に洗い流す。	6	親指は、反対側の手でねじるようにして洗う。
2	石けんをつけて十分に泡立てる。	7	手首も、反対側の手でねじるようにして洗う。蛇口を石けんで洗い流す。
3	手のひらをあわせ良くこすった後、手のひらと手の甲をあわせ良くこする。	8	流水で石けんと汚れを十分に洗い流す。
4	両手を組むようにして、指の間を良く洗う。	9	最後にペーパータオル等で水気をふく。
5	爪の間も十分に洗う。	10	手洗い完了!

【O】正しい手洗いの実施

出典：農林水産省
「生鮮野菜を衛生的に保つために
-栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針-（第2版）」

- 農林水産省「野菜の衛生管理に関する情報」
https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/
- 農林水産省「生鮮野菜を衛生的に保つために -栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針-（第2版）」
https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/attach/pdf/index-21.pdf

関連法令等

- 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 野菜の衛生管理指針（第2版）を活用した衛生管理の推進について
（令和3年7月30日付け3消安第2503号、3農産第464号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、農産局園芸作物課長通知）



有害生物等への対応

35	<p>ほ場[*]やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの危害要因による土壌の汚染及び土壌中の危害要因に由来する農産物の汚染の可能性に関する評価の実施、評価結果に基づく対策の実施。 [*]きのこでは「ほ場」を「ホダ場」に読み替える</p>	管	労	食	環
----	--	---	---	---	---

農作物の汚染を防ぐため、生産基盤となる土壌（培地含む。）やその周辺環境に有害生物・有害化学物質等の汚染源がないかどうか確認するとともに、土壌中にリスクがないか確認しましょう。

また、廃棄物や資材等からの汚染の可能性も考慮し、リスクのある場合は適切な対策をとりましょう。

実践項目

1	ほ場内及び周辺に有害物質などの汚染源が無いか確認する。	共通
<p>農地や畦畔などに、農薬の空容器や肥料袋、燃料缶などが放置されていると、そこから農薬成分や肥料成分が流出したり、ゴミの投棄などをさらに助長することになります。使用済みの空容器や袋は、農地に放置せず適切に処理することが必要です。また、隣接地や水路においても汚染物質が放置されないよう注意しましょう。</p>		
2	野生動物（シカ、サル、イノシシ等）の侵入を防ぐため、集落ぐるみでの対策を実施する。	
<p>(1) 農地への動物の侵入は、食害や踏み倒しなどの他、糞便等による病原性微生物汚染を招く恐れがあります。野生動物の侵入の有無を確認し、侵入の痕跡がある場合は、食品残渣の管理の徹底や、追い払い活動などに集落全体で取り組み、侵入を防止する方法を講じましょう。</p> <p>(2) 収穫間近に侵入があったときは、動物に踏み荒らされた農作物は出荷しないなどの配慮が必要です。</p> <p>(3) 農作物被害対策の具体的な方法については、最寄りの野生鳥獣被害対策チーム（地域振興局林務課及び農業農村支援センター）または市町村役場に相談しましょう。</p>		
3	土壌自体に危害を及ぼすリスクがないか確認する。	
<p>農地に、放射性物質や重金属等の食品安全に危害を及ぼすリスクが存在する場合は、緑肥による除染等の然るべき対策が必要です。まずは、農地のリスクを把握するため、「土壌汚染対策法」や「農用地土壌汚染防止法」に関する情報を収集しましょう。また、農薬、廃棄物、資材、動物等による土壌汚染の可能性も考えられるので注意するとともに、適切に対策を行いましょう。</p> <p>なお、近年多発している洪水などの後にも、土壌の汚染の可能性を評価します。</p>		

4 有機物を含む肥料・土壌改良資材・堆肥等の購入・使用に当たっては、販売業者に対して、これら資材の放射性セシウムが暫定許容値以下であることを確認している。



- (1) 放射性物質濃度の高い堆肥、放射性物質濃度の高い堆肥原料を混入した肥料・土壌改良資材・培土全般を施用すると、地域内に放射性物質濃度の高くなる農地が発生し、放射性物質が農産物へ移行する可能性があります。
- (2) 暫定許容値を超える放射性物質が含まれる可能性の高い腐葉土・せん定枝堆肥、土壌改良資材（落ち葉・雑草等）等は、当面出来る限り生産・施用を控えてください。肥料・堆肥等の施用にあたっては、販売業者・譲渡者に確認を行い、県が定める基準に適合した肥料・堆肥等のみを使用してください。
- (3) 製品 1 kg 当たり 400 ベクレル以下であることが確認された、肥料・土壌改良資材・培土のみ流通・販売が出来ます。



【×】ほ場に隣接した堆肥置き場からの汁液の染み出し



【○】集落ぐるみでの進入防止柵の設置

写真出典：(左) JA長野県営農センター、(右) 長野県

- 農林水産省「鳥獣被害対策コーナー」
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html>
- 農林水産省「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/supply.html>
- 長野県「放射線等に関する情報」
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kurashi/shobo/genshiryoku/hoshasen/index.html>

関連法令等

- 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）
- 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- 野菜の衛生管理指針（第 2 版）を活用した衛生管理の推進について
（令和 3 年 7 月 30 日付け 3 消安第 2503 号、3 農産第 464 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、農産局園芸作物課長通知）
- 放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について（平成 23 年 8 月 1 日付け農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官及び水産庁長官通知[牛用飼料の暫定基準値は平成 24 年 2 月 3 日付けで通知により改訂]）
- 放射性物質を含む腐葉土・剪定枝堆肥の指導マニュアルについて
（平成 23 年 11 月 1 日付け 23 消安第 3838 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）

有害生物等への対応

36	農産物取扱施設・設備の保守管理、点検、整備、清掃等の適切な管理に加え、有害生物（昆虫、小動物、鳥類、かび等）の侵入・発生防止対策、異物、有毒植物等の混入防止対策を実施。	管	労	食	環
----	--	---	---	---	---

農産物取扱施設・設備では、農産物そのものや残渣が虫や動物の餌、かびの栄養源となり得るため、施設内の清掃を徹底するほかに有害生物の侵入・発生対策や有毒植物等の購入対策を実施しましょう。

実践項目

1	栽培施設内に有害動物などが侵入しないように対策を講じ、廃棄物はほ場外へ持ち出す。	共通
<p>(1) 農産物取扱施設・設備に侵入、発生する有害生物には、昆虫やクモ等の節足動物などの虫類、そ族やハクビシン、アライグマなどの小動物、ハトやカラスなどの鳥類、かび等が挙げられます。施設内にどのような有害生物が侵入、発生しているか、発生源や侵入経路を調査します。</p> <p>(2) 有害生物の侵入や発生が確認された場合には、農産物の汚染を防止する方法で駆除し、発生源の除去、進入路の閉鎖、網戸、防虫ネットの設置などの対策を講じます。また、農産物に汚染が生じていないかどうか、必要に応じて検査します。</p> <p>(3) アライグマ、ハクビシンなどの害獣対策は、最寄りの野生鳥獣被害対策チーム（地域振興局林務課及び農業農村支援センター）または市町村役場に相談しましょう。</p> <p>(4) 小石、ガラス片、金属屑のような異物や、有毒な雑草などの混入の可能性についても検討し、異物や雑草等の混入を防止する対策をとります。</p> <p>(5) 廃棄物は、農産物と接触することを防ぐため、施設内に溜めないように適切に処理しましょう。</p>		

2	包装・荷造り室の清潔かつ適切な維持管理の実施。	共通
<p>包装・荷造り室は定期的に清掃を実施し、常に清潔に保ちましょう。また、照明は衛生的な作業が行える明るさを確保するとともに、照明用の蛍光灯は破損しても破片が飛散しない型（飛散防止型蛍光管、LED照明等）のものにしましょう。</p>		



【○】防鳥ネットの設置



【×】廃棄物の放置

関連法令等

写真出典：農業ナビゲーション研究所

- 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- 野菜の衛生管理指針（第2版）を活用した衛生管理の推進について（令和3年7月30日付け3消安第2503号、3農産第464号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、農産局園芸作物課長通知）
- 有毒植物による食中毒防止の徹底について（令和3年4月23日付け3消安第625号、3消安第627号、3食産第495号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、食品安全政策課長、食料産業局産業連携課長通知）

有害生物等への対応

37	喫煙・飲食場所の指定、農場内の農産物に共通する工程の確認等により、異物混入やアレルギーと農産物の交差汚染の防止対策を実施。	管	労	食	環
----	---	---	---	---	---

作業者の喫煙・飲食からの異物混入を防止するための対策を講じましょう。
また、アレルギーとなりうる物質の農作物の接触の交差汚染の予防対策を講じましょう。

実践項目

1 喫煙・飲食できる場所（例えば休憩室）を確保する。	共通
作業場所から隔離された場所に設置しましょう。また、作業場所と隔離できない場合は、喫煙・飲食後に清掃し、必要に応じて除菌も行い、農作物の衛生に影響がないようにしましょう。	

2 アレルギーとなりうる物質の混入対策を実施する。	共通
<p>(1) アレルギー物質を含む特定原材料として指定されている農産物（現在 28 品目）を取り扱っている場合、他の農産物との接触や粉末や小片が他の農産物に混入しないようする必要があります。</p> <p>(2) アレルギー物質を含む農産物と他の農産物に共通する工程（同一機械・器具の使用、交差する・接触する移動経路、同一の作業者等）を確認し、接触（二次接触も含む。）する可能性があるならば、接触をなくすか低減する対策を検討します。</p> <p>例えば、アレルギー物質を含む農産物に使用した機械・器具は、清掃、洗浄し、次の農産物の取扱いに際して、はじめのうちは押し出し洗浄用として出荷対象としない、などの取組を実施します。</p>	

アレルギーを含む「特定原材料等」 28 品目

えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）、アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

●厚生労働省ホームページ「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」

<https://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/kanshi/040227-1.html>

●野菜の衛生管理に関する情報（農林水産省）

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/index.html

関連法令等

- 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）
- 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- 野菜の衛生管理指針（第 2 版）を活用した衛生管理の推進について（令和 3 年 7 月 30 日付け 3 消安第 2503 号、3 農産第 464 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、農産局園芸作物課長通知）

有害生物等への対応

38	農産物を適切に保管、貯蔵し、調製・出荷作業場、保管・貯蔵施設など全ての農産物取扱施設における衛生管理を実施。	管	労	食	環
-----------	---	---	---	---	---

収穫後の農作物は適切な環境で保管、貯蔵、輸送すると共に、全ての農作物取扱施設における交差汚染や異物混入が発生しないように衛生管理を徹底しましょう。

また、農作物取扱施設・設備の保守管理、点検、整備、清掃など適切な管理を実施しましょう。

実践項目

1 農作物取扱施設や輸送時の農産物の適切な保管、貯蔵管理条件を整える。	共通
<p>(1) 農作物取扱施設とは保管、貯蔵、出荷などに一時的にでも農産物が接触する可能性がある設備、機器自体を指します（出荷作業場、一時保管庫、貯蔵施設など）。</p> <p>(2) 収穫後の農作物は病原性微生物の増殖を最小限とするため、適した温度と湿度で保管・貯蔵しましょう。また、冷蔵貯蔵施設の温度が常に適正な温度に維持できるように定期的に空調機器などを点検し、下記の内容にも注意して農産物を保管しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天井、壁等に結露した水滴が農産物に付着しないようにする。 ・光に敏感な農産物（馬鈴薯等）を長期間保管する場合、光が入らない場所で保管する。 ・農産物の日持ちを考慮し、先入れ、先出しなど適切な順番で保管する。 <p>(3) 輸送時も必要に応じて適切な温度を保ちましょう。</p>	

2 農作物取扱施設や輸送時の有害物質の交差汚染や異物混入防止措置の実施。	共通
<p>(1) 使用前後の清掃などで清潔に管理するとともに、同じ場所に農産物を汚染する可能性のある資材（農薬、肥料）、機械・器具（トラクター、農薬散布機器、防除衣）、燃料などを置かないようにしましょう。</p> <p>(2) 不要な物は農産物近くに置かず、有害動物（ネズミ等）の侵入防止措置を講じましょう。</p> <p>(3) 運搬・出荷に使用するトラック、運搬車も清潔に管理しましょう。</p>	

●農林水産省「野菜の衛生管理に関する情報」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/index.html

関連法令等

●食品衛生法（昭和22年法律第233号）


●野菜の衛生管理指針（第2版）を活用した衛生管理の推進について（令和3年7月30日付け3消安第2503号、3農産第464号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、農産局園芸作物課長通知）

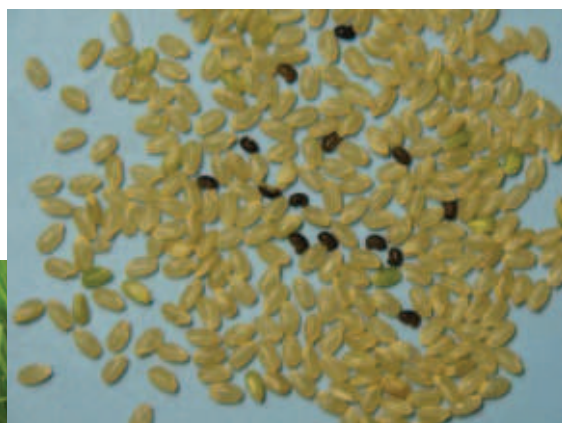
39	異種穀粒・異物混入を防止する対策を実施。	管 労 食 環
-----------	-----------------------------	---------

異品種・異種穀粒（有毒植物を含む）・異物の混入は、出荷する米麦の商品価値を低下させ、経済的損失を招くだけでなく、産地に対する信頼をも揺るがしかねません。

異品種・異種穀粒・異物等の混入を防止するため、以下の点に注意しましょう。


実践項目


1 収穫前に、ほ場内に異品種と思われる株、雑草、空き瓶などのゴミが落ちてないか確認し、ある場合は必ず水田内から除去する。	
<p>(1) 畝間に生えている稲などは、他の水田から水路などを通じて流れてきた可能性があります。自ら植えた稲以外は、すべて抜き取りましょう。</p> <p>(2) クサネムなどの種子は、調製時に抜き取れず、玄米に混入する場合があります。水田内に生えている雑草は収穫前に抜き取っておきましょう。</p> <p>(3) 空き瓶などが水田内に落ちていると、ガラス片が商品に混入する危険性があります。</p>	




【×】水田に生えたクサネム（写真左下）と、玄米に混入したクサネム種子（写真右上）

写真出典：長野県

2 コンバイン・乾燥機・粃摺機など使用する機械は、事前に点検・整備・清掃を徹底する。	
<p>(1) 機械の中には、たくさんの粃や玄米、玄麦の穀粒が残っています。使用前に必ず清掃を行いましょう。</p> <p>(2) 品種切り替え時には、異品種の混入を防止するため、清掃を徹底しましょう。コンバインなどは、品種別専用機を用意すると異品種混入の心配がありません。</p> <p>また、品種ごとに刈取日を指定したり、品種ごとに乾燥・調製、粃摺りの作業日を分ける、品種名を表示し品種ごとに保管場所を分けることも異品種混入防止対策となります。</p> <p>(3) 機械の故障などにより、作業に遅れが生じないように、またネジなどの部品が袋に混入しないよう、シーズン前に点検・整備を行い、必要に応じて修理を行いましょう。</p>	

3 穀粒選別の際に、各種選別機や金属探知機などの利用可能な手段で異種穀粒・異物を除去する。	
<p>(1) 粒厚選別機、比重選別機、色彩選別機などを用いて、異種穀粒を除去しましょう。</p> <p>(2) 石抜き機、金属探知機などで異物を除去しましょう。</p>	

4 袋に詰める前に、包装容器に記載の内容が正しいか、確認する。	
<p>包装容器に記載の内容と中身が異なると、不適正表示により罰せられる場合があります。必ず包装容器の記載内容と中身の確認を行いましょう。</p>	


関連法令等

- 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- 大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について
（平成 5 年 10 月 26 日付け 5 農蚕第 6517 号農林水産省農蚕園芸局長通知）
- 農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）
- 農林物資の規格化に関する法律（JAS 法）（昭和 25 年法律第 175 号）
- 農産物への異物混入の防止の徹底について
（平成 24 年 10 月 5 日付け 24 生産第 1823 号農林水産省生産局農産部穀物課長、園芸作物課長、地域作物課長、技術普及課長通知）

40	用途限定米穀、食用不適米穀※の適切な保管・販売・処分。 ※麦では「用途限定米穀、食用不適米穀」を「用途限定米穀、食用不適米穀及び麦」に読み替える	管	労	食	環
----	---	---	---	---	---

平成 22 年 4 月から食糧法（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律）の改正に基づき、飼料用米、加工用米など用途限定米穀の用途外使用の禁止などがルール化されました。生産者も米穀、麦の出荷・販売を行っていれば、このルールを守らなければなりません。

実践項目

1 用途限定米穀（生産調整として取り組まれる加工用米、新規需要米（米粉用、飼料用等））及び麦（飼料麦等）は、その定められた用途以外への使用や使用用途以外での使用目的で出荷・販売しない。	
<p>(1) 用途限定米穀や麦を保管する場合、用途ごとに別棟又は別はいで区分して保管し、用途が明らかとなるよう「はい票せん」により掲示してください。</p> <p>(2) 用途限定米穀を販売する場合の措置</p> <p>①紙袋等の包装に用途を表示。加工用米は 加、米粉用米は 粉、飼料用米は 飼、その他用途は、その用途に即して輸出用など并表示。</p> <p>②定められた用途に確実に使用される事業者に対し、直接または事業者の団体を通じて販売し、食用への転用を防止。</p> <p>③販売先との契約において、他の用途への転用の禁止及び違反した場合の違約措置等を明記する必要があります。</p> <p>(3) 食用不適米麦の場合</p> <p>食用不適米麦とは、残留農薬基準値を超えた米麦、カドミウム等重金属の基準値を超えた米麦、カビが付着した米麦など食用として販売してはならない米麦のことです。</p> <p>①食用不適米麦が発生した場合、直ちに、必要に応じ被覆するなどした上で、他の米麦とは厳格に区分して管理し、食用不適米麦であることを「はい票せん」により掲示。</p> <p>②食用不適米麦の処分は、廃棄するか、または関係法令による規制にも留意して非食用（バイオ燃料等）として確実に使用すると確認できた事業者に直接譲渡して食用への転用を防止。</p> <p>③自ら食用に供しない物資の製造を行っている場合、関係法令による規制に留意し、当該用途に自ら使用し食用への転用を防止。</p> <p>④仕入元に責任がある場合、返品。</p> <p>(4) 用途限定米麦について処分する場合は、適正に処分します。</p> <p>(5) 米トレーサビリティ法に基づき、取引記録等の作成・保存を適切に行い、国または県から求めがあった場合は、その記録を速やかに提示しなくてはなりません。</p>	

※当該用途に仕分けられるべき部分が特定できない場合には、JA等出荷業者に出荷し調製（ふるい）、仕分けされた段階から用途限定米穀となります。また、飼料用など出荷に際して調製を行わない場合は、収穫された段階から用途限定米穀となります。

●農林水産省「食糧法遵守事項の概要」
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/zyunshyu/index.html>

関連法令等

- 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年 12 月 14 日法律第 113 号）
- 米穀の出荷販売業者が遵守すべき事項を定める省令（平成 21 年 11 月 5 日農林水産省令第 63 号）

有害生物等への対応



41	<p>【米】過去の米穀や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて、出穂前後3週間の湛水管理等の低減対策を実施し、その効果を確認。</p> <p>【麦】過去の穀類や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて、穀類や農地土壌のカドミウム濃度の実態を把握し、基準値を超えている場合は低減対策を実施。</p>	管 労 食 環
----	---	---------

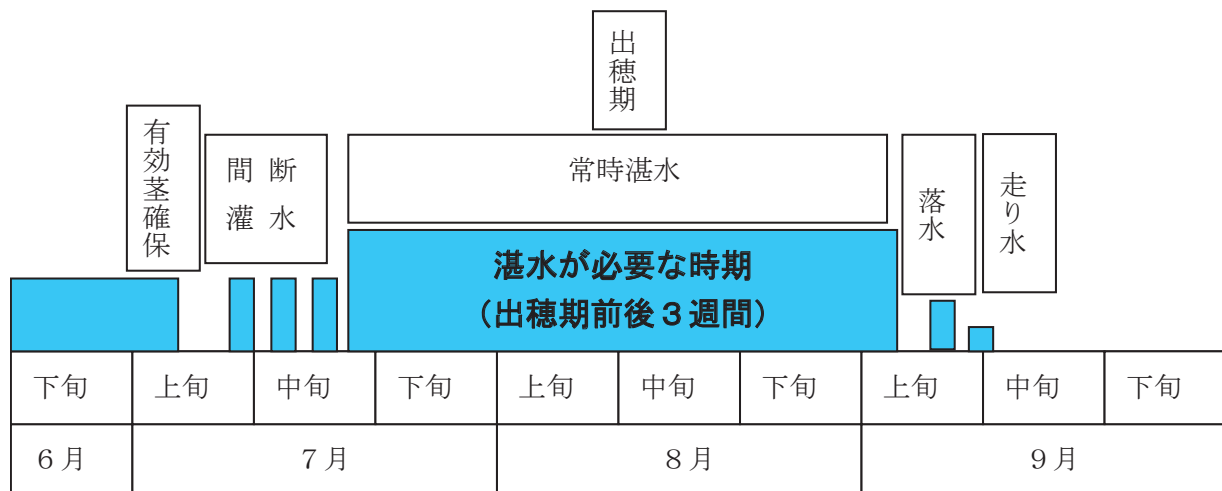
近年、食品一般に含まれる低レベルのカドミウムの影響について社会的関心が高まっております。国内でも食品衛生法に基づく米の基準値が平成23年2月に見直され、「0.4ppm以下（玄米、精米）」とされました。

また、国際的にはコーデックス委員会により、精米以外の小麦、その他の穀類にもカドミウム濃度の基準値が定められています。

カドミウム吸収抑制対策を徹底し、安全・安心な米麦の生産を行うことは、長野県産米麦の信頼をより高める上で重要です。

実践項目

1 穀類や農地土壌のカドミウム濃度実態を把握する。	
過去の穀類や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて穀類や農地土壌のカドミウム濃度実態を把握しましょう。	
2 出穂3週間前から出穂3週間後までは、常に水が張られた状態（湛水管理）にする。	
<p>(1) 出穂期前後の3週間の湛水管理によって土壌を還元状態（土と空気が接しない状態）に保ち、土壌中のカドミウムが水稻に吸収されにくい状態を維持することによって、玄米中のカドミウム濃度を低減することができます。</p> <p>(2) 落水時期（水管理を終わらせる時期）は、出穂後3週間以降を守りましょう。</p> <p>(3) 必要に応じて「コメ中のカドミウム低減のための実施指針」等を活用し、カドミウムの吸収抑制対策に取り組みましょう。</p>	



水管理イメージ図

出典：長野県

●農林水産省「コメ中のカドミウム低減のための実施指針」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_cd/2_taisaku/attach/pdf/01_tec-11.pdf

●農林水産省「食品中のカドミウムに関する情報」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_cd/index2016.html

関連法令等

●食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）

●食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）（第 1 食品の部 D各条 穀類、豆類及び野菜）

●農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）

●コメ中のカドミウム低減のための実施指針の改訂について（平成 30 年 1 月 12 日付け 29 消安第 5035 号 29 生産第 1698 号 29 政統第 1404 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、政策統括官通知）

●食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格（CODEX STAN 193-1995）

有害生物等への対応

42	麦類等のカビ毒の DON・NIV 等の汚染低減対策の実施。	管	労	食	環
-----------	--------------------------------------	---	---	---	---

近年、本県において、麦類の生育後期における降雨により、赤かび病が発生しやすい状況にあります。

赤かび病は、品質の低下や収量の減少だけではなく、病原菌（フザリウム属菌）が産生するかび毒のDON（デオキシニバレノール）、NIV（ニバレノール）汚染が起こる可能性があります。DON・NIVは、製粉・加工・調理の各段階において完全に除去することは難しいため、生産段階において、その汚染を防止しましょう。



コムギ赤かび病罹病穂

写真出典：長野県

実践項目

1 ほ場を巡回し生育状況を把握するとともに、気象状況や指導機関からの発生予察情報に基づき、赤かび病の適期防除を実施する。	
<p>(1) 麦類は、気象条件や栽培管理によって、出穂期や開花期が大きく変わります。防除適期を逃さないためにも、ほ場を巡回し生育状況を的確に把握しましょう。</p> <p>(2) 最も重要な対策は適期防除の実施です。最初の防除は、小麦・大麦の開花始め～開花期に防除を開始し、さらに必要に応じて追加防除をしましょう。なお、防除適期を外さないように短い晴れ間も利用して確実に防除を実施しましょう。</p> <p>あわせて、適期収穫の励行及び罹病麦の別刈を行います。</p> <p>(3) 輪作による耕種的防除など、薬剤だけでなく多様な手段で防除を行いましょ。</p>	
2 栽培条件（ほ場選定）に留意する、赤かび病発生ほ場では収穫、乾燥調製について十分な対応をする。	
<p>(1) 赤かび病の発生したほ場では、収穫残渣をほ場から持ち出して焼却しましょう。また鋤き込む場合は、確実な鋤き込みを行いましょ。また倒伏は感染を助長するため、適正な肥培管理に心掛けましょ。</p> <p>(2) ほ場巡回により生育状況を把握し、適期収穫を実施ましょ。また発生ほ場では、発生程度や倒伏程度に応じて、刈り分けを徹底し混入を防ぎましょ。</p> <p>(3) 高水分の収穫物では、貯蔵中に赤かび病菌が増殖するので、速やかに乾燥作業に移行ましょ。なお、調製時には比重選別や粒厚選別を行い、被害粒を除去するとともに、被害粒は他の麦とは別にするなど仕分けを徹底ましょ。</p>	

●農林水産省「食品のかび毒に関する情報」
https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/kabidoku/


関連法令等

- 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- 食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）（第 1 食品の部 D各条 穀類、豆類及び野菜）
- 麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針の策定・普及について（平成 20 年 12 月 17 日付け 20 消安第 891 号・20 生産第 5731 号消費・安全局長、生産局長通知）

43	りんごにおけるかび毒（パツリン）汚染の防止・低減対策の実施。	管	労	食	環
----	---------------------------------------	---	---	---	---

農場内のほ場や施設には人に対する病原菌が潜んでいることがあり、好適な環境条件下で急速に増殖する可能性があります。病原性微生物が増殖しないように、必要に応じて、適切な収穫・選果・出荷管理を行いましょう。

実践項目

1	りんごにおけるカビ毒（パツリン）汚染の防止・低減対策を実施する。	
<p>カビ毒（パツリン）は、果実を長期保存している際に土壌菌の繁殖によって生成され、特に、りんご果汁は汚染の可能性の高い食品として知られています。</p> <p>パツリンによる汚染を防止するために、下記の4点に取り組ましよう。</p> <p>①収穫時に土壌や泥水により汚染された果実は青果用だけでなく、加工用としての出荷も控えましよう。</p> <p>②丁寧な収穫・選果・出荷を行い傷果の発生防止に努めましよう。</p> <p>③選果時には腐敗果や傷果の選別を徹底ましよう。</p> <p>④貯蔵の際はできるだけ低い温度で果実を保管ましよう。</p>		



【○】 土壌汚染等を防止しながらの腐敗果の選果



【×】 土壌や泥水による果実の汚染

写真出典：長野県

<p>●農林水産省「かびとカビ毒についての基礎的な情報」 https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/kabidoku/kabi_iroiro.html</p>

関連法令等

- 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- 食品・添加物等の規格基準の一部改正について（平成15年12月5日付け15消安第3949号消費・安全局長通知）
- 台風19号で冠水被害を受けた園芸作物の取扱いについて（令和元年10月17日付け元園畜第760号）

有害生物等への対応


44	堆肥製造に関し、適切な期間・温度の発酵維持による雑草の種子、有害微生物の殺滅対策等の実施及び適正な堆肥の施用。	管	労	食	環
----	--	---	---	---	---

堆肥を製造する場合は、病原性微生物等による汚染や、堆肥中に存在する外来雑草種子の発芽・繁茂を招かないよう、十分に完熟させましょう。

また、平成23年3月の福島第一原発事故の影響で放射性セシウムに汚染された堆肥原料（落ち葉等）を使って堆肥を自家製造した場合、堆肥に放射性セシウムが濃縮される可能性があるため、製造の際には安全性を確認する必要があります。

堆肥を自家製造する場合も同様に完熟させるとともに、原料が放射性物質に汚染されていないか、含有していても十分に低いことを確認します。

実践項目

1 堆肥中の外来雑草種子や病原菌が残存しないよう、製造する堆肥は高温（60℃以上）で発酵させて完熟堆肥とし、製造工程ごとに接触しないようにして交差汚染を防止する。	
<p>(1) 家畜ふんを、生のままや乾燥しただけで施用すると、有機物が急速に分解して、作物の生育に障害となります。また病原性微生物（牛糞の0-157など）が残存し、農作物への食中毒等の汚染源にもなります。また、家畜排せつ物に含まれる外来雑草や有毒植物の種子が発芽・繁茂すると、生態系への影響が懸念されます。「農業技術の基本指針」において、堆肥化に当たっては、発酵熱による雑草種子の殺滅に十分留意することとされています。</p> <p>病原性微生物の死滅や雑草種子の殺滅のため、3回程度繰り返しを行い、製造時の発酵熱が60℃以上の温度が確保できるような堆肥製造を行いましょう。</p> <p>なお、繰り返しの際は臭気で周辺住民に迷惑をかけないように注意しましょう。</p> <p>(2) 腐熟の進んだ堆肥の目安は、堆積していても温度上昇がみられず、悪臭が無く、コマツナの種子を用いた発芽試験等で確認することができます。</p>	


堆肥腐熟度の簡易判定表


色	黄～黄褐色（2）、褐色（5）、黒褐色～黒色（10）
形状	現物の形状をとどめる（2）、かなりくずれる（5）、ほとんど認めない（10）
臭気	糞尿臭強い（2）、糞尿臭弱い（5）、堆肥臭（10）
水分	強く握ると指の間からしたたる…70%以上（2）、強く握ると手のひらにかなりつく…60%前後（5）、強く握っても手のひらにあまりつかない…50%前後（10）
堆積中の最高温度	50℃以下（2）、50～60℃（10）、60～70℃（15）、70℃以上（20）
堆積期間	家畜糞尿だけ……………20日以内（5）、20日～2か月（10）、2か月以上（20） 作物収穫残渣との混合物…20日以内（5）、20日～3か月（10）、3か月以上（20） 木質物との混合物……………20日以内（5）、20日～6か月（10）、6か月以上（20）
繰り返し回数	2回以下（2）、3～6回（5）、7回以上（10）
強制通気	なし（0）、あり（10）


注（ ）内は点数を示す

これらの点数を合計し、未熟（30点以下）、中熟（31～80点）、完熟（81点以上）とする

出典：農業技術体系（藤原ら、2007）

2 飛散や汚水の流出がないよう、管理する。	
<p>(1) 原料の家畜糞、製造途中の堆肥、完成した堆肥との接触がないよう、しっかり区分して管理しましょう。</p> <p>(2) 被覆、飛散防止用の囲い、溝切り、集水桝の設置などをします。</p>	

<p>3 堆肥原料は、生産履歴等から放射性物質の汚染のおそれがないものまたは汚染程度がごく軽微であると判断できるものを使用する。</p>	
<p>(1) 放射性セシウム 137 の半減期は 30 年と長く、急激な減衰は期待できないため、今後数十年間は土壌への蓄積に注意していく必要があります。</p> <p>(2) 土壌への放射性セシウム蓄積をできるだけ少なくするために、堆肥原料の種類や生産地域等には注意が必要です。生産履歴が不明な原料は使用を控えましょう。</p> <p>(3) 栽培した緑肥や作物残渣を堆肥化後に同一農地で循環利用すると、当該農地への新たな放射性物質の持ち込みを回避できます。</p>	

<p>4 自家製造した堆肥が放射性セシウムを含む可能性がある場合は、暫定許容値 400 ベクレル/kg (製品重量) 以下であることを確認する。</p>	
<p>(1) 堆肥の放射性セシウム濃度は自ら確認することもできますが、暫定許容値の確認について不明な場合は、堆肥を生産または施用する前に県に相談してください。</p> <p>(2) 暫定許容値は、以下の場合には適用されません。</p> <p>①農地で生産された農産物の全部または一部を当該農地に施用する場合</p> <p>②畜産農家が飼料を自給生産する草地・飼料畑等に、自らの畜産経営から生じる家畜排せつ物またはそれを原料とする堆肥を施用する場合</p> <p>③畜産農家に供給する飼料を生産している農家等が、当該飼料を生産する草地・飼料畑等において、当該飼料の供給先の畜産経営から生じる家畜排せつ物またはそれを原料とする堆肥を施用する場合</p>	

- 農林水産省「生鮮野菜を衛生的に保つために -栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針- (第2版)」
https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/attach/pdf/index-21.pdf
- 長野県「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」
<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/hoshasei/hoshasei/kyoyochi.html>
- 長野県「放射線等に関する情報」
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kurashi/shobo/genshiryoku/hoshasen/index.html>

関連法令等

- 放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について (平成 23 年 8 月 1 日付け農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官通知 (飼料について一部改正：平成 24 年 2 月 3 日、平成 24 年 3 月 23 日))
- 家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針 (令和 2 年 4 月 30 日付け農林水産省公表)
- 野菜の衛生管理指針 (第 2 版) を活用した衛生管理の推進について (令和 3 年 7 月 30 日付け 3 消安第 2503 号、3 農産第 464 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、農産局園芸作物課長通知)

水及び培養液の管理

45	使用する水の水源（水道、井戸水、開放水路、ため池等）を確認し、水に含まれる危害要因による農産物の安全性に関する評価と、評価結果に基づく対策を実施。	管	労	食	環
----	---	---	---	---	---

各生産工程（散布、土壌かん注、洗浄、手洗い等）で使用する水は水源としては水道、井戸水、開放水路、ため池などが考えられます。使用する水が農産物に危害を与える要因が無いのか安全性に関するリスク評価を行いましょう。

農産物を洗浄する場合は、飲用に適する水を使用することが必要です。1年に1回は水質検査を行い、飲料水の基準に適していることを確認しましょう。

使用水の汚染が明らかとなった場合は、改善策を実施しましょう。

実践項目

1	使用する水の安全性に関するリスク評価を行う。	共通
(1) リスク評価は以下の項目を参考にする。 <ul style="list-style-type: none"> ・使用方法、使用時期及び期間 ・水源及び貯水場所の周辺状況（工場排水や畜産糞尿のリスクなど） ・水源及び貯水場所やその周辺で行われた行政等による水質調査の結果 (2) 評価の結果は記録し、汚染が分かったときの改善を検討する。		
2	給水施設の点検整備を行う。	共通
適正な給水管理ができるよう、定期的に施設の点検整備を行いましょう。		
3	農業用水（灌水、防除用水など）の水源を確認し、水質検査を行う。	共通
(1) 用水に流入した農薬等が原因で農作物が汚染されないよう、年1回以上は地域全体で用水の水源の安全性を確認しましょう。 (2) 水の放射性物質汚染や重金属汚染などに関し、行政の調査結果を参考に自らが使用している水源について安全性の検討を行いましょう。		
4	収穫物の洗浄水は飲料用水を使用する。	共通
(1) 洗浄水を運搬するタンクや洗浄水を噴霧する機器は、清潔に管理しましょう。 (2) 水道水以外の水源を利用している場合は年1回以上の水質検査を行いましょう。また、洗浄後に農産物に付いた水を拭き取るためのタオルや布巾等は、常に清潔な状態に保ちましょう。		
5	汚染が分かった場合の改善策を実施する。	共通
汚染の内容に応じて、水源の見直し、使用方法の見直し、殺菌処理の見直しなどの対策を行いましょう。		

水質検査機関については厚生労働省のホームページ等で確認することができます。

●厚生労働省「水質検査機関」

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/02a02.html>

栽培や収穫・調製における水の管理については、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

●「生鮮野菜を衛生的に保つために -栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針-（第2版）」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/attach/pdf/index-21.pdf

関係法令等

●食品衛生法（昭和22年法律第233号）

●野菜の衛生管理指針（第2版）を活用した衛生管理の推進について（令和3年7月30日付け3消安第2503号、3農産第464号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、農産局園芸作物課長通知）

●環境基本法（平成5年法律第91号）

●水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）

●地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号）




●きのこの菌床製造管理基準の制定について（平成4年4月8日付け4林野産第38号林野庁長官通知）

水及び培養液の管理

46	養液栽培の場合、培養液の汚染の防止に必要な対策を実施。	管	労	食	環
-----------	------------------------------------	---	---	---	---

養液栽培を行う場合、培養液中に病原菌や大腸菌等の微生物による培養液汚染が発生する恐れがあります。培養液自体の汚染は作物の生育不良や作物汚染に直結します。そのため、培養液の汚染を防ぐ対策として下記のような管理を行います。

実践項目

1 使用する水の水源を確認し、水源の汚染がわかった場合は改善する。	
(1) 汚染の可能性の無いきれいな水を用いましょう。 (2) 水源の汚染が分かった場合は、水源の切り替え、水質の改善等を図りましょう。 (3) 水の供給設備を定期的に掃除しましょう。	
2 衛生的な維持・管理のため、培養液はできる限り頻繁に交換する。また、再利用する場合は、大腸菌等の微生物による汚染や汚染物質混入防止対策を講じる。	
(1) 培養液を定期的に交換しましょう。 (2) 培養液を再利用する際は水を定期的に殺菌処理しましょう。また、殺菌装置が適切に稼働しているかモニタリングを行い、消毒薬の濃度が十分か、定期的に確認しましょう。	
3 養液栽培用の資材や機器は衛生的に保管・取扱いをし、栽培終了後など必要なときに洗浄・消毒を行う。	
(1) 培養液のタンクには蓋をし、定期的に異物の投入や汚染が生じた痕跡（濁りや沈殿物等）がないか確認しましょう。 (2) 培養液や肥料への異物混入を防ぐため、作業の際に手洗いを行いましょう。 (3) かん水設備の付近に不要なものを置かないようにするなど、衛生的に管理しましょう。 (4) 栽培で使用する資材や機器は、定期的に清掃、消毒等を行いましょう。	



【○】 培養液タンクへの異物混入を防ぐ管理



【○】 養液資材の洗浄

写真出典：(左) 長野県 (右) 農業ナビゲーション研究所

関連法令等

- コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範 (CXC 53-2003)

器具等の適正使用




47	器具、容器、設備、機械・装置及び運搬車両を把握し、安全装備等の確認、衛生管理、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を実施。	管 労 食 環
----	---	---------

収穫・調製・運搬に使用する器具類などが農産物の汚染源とならないように、衛生的に管理しましょう。

また、農業機械・装置、器具類は、作業を行う前に必ず点検を行いましょう。

安全装置や防護カバー等の安全装備について確認を行い、もし破損、ゆるみやオイル漏れなど異常が見つかった場合は、調整又は修理をするなど、必要な措置を行いましょう。また、使用の都度、清掃及び点検整備をしましょう。

実践項目

1 コンテナ等の収穫容器は洗浄する。	
<p>(1) 農産物に直接接するコンテナなどの容器は、直接地面に置かないなど動物や虫の排せつ物、土などが付かないようにするとともに、定期的に洗浄し、必要に応じて消毒しましょう。</p> <p>(2) 衛生的に保つことが困難になった容器は、廃棄しましょう。</p> <p>(3) 長期間使用しない場合は、動物や虫の排せつ物、土、埃などが付かないようにしておくため、カバーで被覆し、使い始めるときは、きれいに見えても洗浄するなど衛生的な管理に努めましょう。</p>	
2 ハサミ、包丁などの収穫器具をよく洗浄する。	
<p>(1) ハサミ、包丁などの用具は、定期的に洗浄・消毒するとともに、作業場への持ち運びは衛生的な箱に入れて行って下さい。また、使用後は決められた衛生的な場所に保管しましょう。</p> <p>(2) 汚染源となる可能性があるもの（生ゴミ、家畜糞尿、堆肥など）に使用した器具は、十分な洗浄・消毒をせずに農産物や、農産物の包装容器、材料と接触することがないようにしましょう。</p>	
3 機械の作業後は適切に洗浄、拭き取等を行う。	
機械の作業後は適切に洗浄や拭き取りを行い、衛生的に管理しましょう。	



【〇】コンテナの定期的な洗浄



【〇】整理整頓されたハサミ

写真出典：農業ナビゲーション研究所

4 機械・装置・器具及び運搬車両等の定期点検整備をする。	共通
<p>(1) 法律に基づく点検は必ず受けましょう。たとえ法律の規定が無くとも、年に1回、使用開始時又は使用終了時には認定整備施設等で整備しましょう。</p> <p>(2) 機械等は、定期点検時に、指定された定期交換部品を必ず交換しましょう</p>	

5 機械・装置・器具及び運搬車両等は使用の都度、清掃及び点検整備をする。	共通
<p>(1) 安全に農作業を行うために、人体に危害を与えないよう、日頃から農業機械、施設、器具類の点検や適正な操作を行いましょう。</p> <p>(2) 機械、装置、器具類を使用する場合には、必ず事前に安全装置や防護カバー等の安全装置を含めて点検を行います。また操作、装着の方法等について確認しておきましょう。機械、器具及び安全装置等に異常がある場合には、必ず調整又は整備を受けるなどの必要な措置を行いましょう。</p> <p>(3) 作業を行ったときは、運転日誌、点検・整備日誌等への記帳を行い、記録に基づいた適正な管理を行いましょう。</p> <p>(4) 機械の掃除や修理の際は、原則、機械を停止させます。</p>	



【○】機械の定期的な点検・整備

出典：生物系特定産業技術研究支援センター

- 農林水産省「野菜の衛生管理に関する情報」
https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/index.html
- 「生鮮野菜を衛生的に保つために -栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針- (第2版)」
https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/attach/pdf/index-21.pdf
- 農作業安全情報センター「安全で快適な農作業を目指して」
<https://www.naro.affrc.go.jp/org/brain/anzenweb/index.html>

関連法令等

- コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範 (2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択)
- 労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について (平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)
- 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範 (共通規範) 等について (令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知)
- 農作業安全のための指針について (平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)
- 農作業安全対策の推進について (平成19年1月30日付け18生産第6674号農林水産省生産局長通知)

器具等の適正使用


48	栽培・収穫・調製・運搬に使用する器具・包装容器等や掃除道具及び洗浄剤・消毒剤・機械油等の安全性を確認するとともに、適切な保管、取扱い、洗浄等を実施。	管 労 食 環
----	--	---------

包装容器は、食品を入れるためのものです。農産物の汚染を防ぐため、清潔で安全な場所で保管するとともに、使用する場合は、土や堆肥等で汚れないようにしましょう。

包装容器以外にも農産物に直接・間接に接触する可能性がある機械や運搬車両などに使用する洗剤・消毒剤、機械に使用する潤滑油なども接触しても安全性の高いものを選定し、使用しましょう。

また、施設や運搬車両清掃道具も衛生的に保管し、適切な頻度で交換しましょう。

実践項目

1 出荷容器、包装資材は安全性の確認されたものを使用する。	
<p>(1) 機械や運搬車両、容器類が農産物に直接接触するのに適した材質、安全性を有しているかや、食品衛生法の「食品、添加物等の規格基準」を満たしているか確認しましょう。</p> <p>(2) 出荷用のコンテナ、段ボール、パックやフィルムなどの包装容器は、農薬や肥料などと一緒に保管しないようにしましょう。また、堆肥や燃料、廃棄物、動物や虫の排せつ物に汚染されないよう、地面から離して保管しましょう。</p> <p>(3) 化学物質の汚染を防ぐため、包装容器周辺では、ハエ、ゴキブリなどの衛生害虫用殺虫剤は使用しないようにしましょう。</p> <p>(4) 包装容器は、汚れないように清潔なトラックで輸送しましょう。</p>	





【○】パレットを使用し、地面から離して保管



【×】地面に直接置いた例

写真出典：農業ナビゲーション研究所

2 安全性の高い機械油等の使用。	
<p>(1) メーカーから製品情報を入手し、安全性を確認する。</p> <p>(2) 機械用潤滑油は食品機械用のものを選ぶ。例えば FDA（米国食品医薬品局）の NSF H-1 規格（食品に偶発的に接触する可能性がある箇所に使用できる潤滑剤）、または ISO21469（食品機械潤滑剤の製造に関する衛生要求事項を規定した国際規格）の認証等を確認する。</p>	

3 掃除用具の取扱い・管理と安全性の高い洗浄剤・消毒剤の使用。	
<p>(1) 掃除用具は劣化・破損により農産物が汚染されないように、掃除道具を定期的に点検し、必要に応じて交換しましょう。</p> <p>(2) 掃除用具は農産物に直接触れるリスクの低い場所を選んで保管しましょう。</p> <p>(3) 掃除・消毒に使用する洗浄剤や消毒剤は、食品安全上問題がなく、意図した用途に適したものを使用し、所定の場所に安全に保管しましょう。</p>	



【○】 整頓された掃除用具



【×】 古い掃除用具が散乱した状態

写真出典：(左) 長野県 (右) 農業ナビゲーション研究所

<p>●農林水産省「野菜の衛生管理に関する情報」 https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/index.html</p> <p>●農林水産省「生鮮野菜を衛生的に保つために ―栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針―（第2版）」（令和3年7月30日） https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/attach/pdf/index-21.pdf</p>

関連法令等

- 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- 「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」（2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択）
- 野菜の衛生管理指針（第2版）を活用した衛生管理の推進について（令和3年7月30日付け3消安第2503号、3農産第464号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、農産局園芸作物課長通知）

49	<p>信頼できる供給元からの適正な手段による種苗の入手、育苗の管理及び種苗の*調達に関する記録の保管。 ※きのこでは「種苗の入手、育苗の管理及び種苗の」を「種菌の入手、管理及び」に読み替える</p>	管	労	食	環
----	---	---	---	---	---

農業における健全な種苗（種子、苗、種菌）の入手、育成は経営上、重要な工程です。種苗は信頼できる供給元から適正な手段により入手しましょう。

種苗に対する農薬使用などの記録を残しましょう。

育苗品種を指定して育苗を外部委託している場合には、委託先と契約を結び、適正な管理がされているか確認しましょう。

実践項目

1 種苗購入時の記録を確認し保管する。	共通
<p>(1) 品種名、生産地、販売者、使用農薬の成分（種子の場合は種子消毒、苗の場合は種子消毒及び育苗期間中に使用した農薬すべて）と使用回数等が記載された記録を入手、または作成して保管しましょう。</p> <p>(2) 馬鈴薯等の種苗の健全性が収穫に大きく影響を及ぼす作物については、国が指定種苗として指定し、検疫を行っています。購入する時は検査合格証票を確認しましょう。</p>	

2 自家増殖種苗を適切に管理する。	共通
<p>(1) 種苗法の改正により、令和4年4月1日以降に登録品種の自家増殖を行う場合は、権利者の許諾が必要です。（権利者が認めている場合を除く。）</p> <p>(2) 自家増殖した種苗については、どのほ場で採取されたものか（複数ほ場からの選抜も可）を記録します。</p> <p>(3) 入手した種苗をほ場に定植するまで育苗した場合は、その育苗記録を作成します。</p> <p>(4) 育苗した場所・施設名、品目・品種、播種量、培土の配合、施肥内容、定植日、種苗生産で農薬を使用した場合は、記録を残します。（No.11を参照）</p>	

3 育苗品種を指定して育苗を外部委託する際は、適切に実施する。	共通
<p>育苗を外部の事業者等に委託する場合は食品安全、労働安全、環境保全等を確保するためにどのような対応（ルール）を行うのか、ルールに違反した場合の措置、定期的な点検の受入れなどを取り決めた契約を農場と外部委託先で交わします。農場の責任者は、契約に基づき、定期的に外部委託先に赴き、ルール通り作業を行っているか確認・点検します。適切な作業を行っていない場合は改善を要求します。</p>	

表示例(種子)

(種類) トマト (品種名) ○○号			
生産地	○○県	数量	○○ml
採種年月	20○○年○月		
発芽率	○年○月現在 %		
○○種苗株式会社			
○○県○○市○○町○丁目○○			

〔農業使用に関する表示例〕

例① ○○処理済 収支粉衣●回

例② ○○○○○ ●回使用

例③ 使用した農薬
○○○・△△ 各●回
(農薬名□□)

【○】 指定種苗の表示

出典：農林水産省
「指定種苗制度をご存知ですか？」

平成 年度秋作用春作
種馬鈴し検査合格証票
(合格証明書抄本)

品 種
栽培地
生産者氏名

市町村

農林水産省門司植物防疫所
植物防疫官

見本

この用紙は偽造防止加工を施しています。

【○】 種馬鈴薯の検査合格証票

出典：農林水産省
「国内種苗の検査について」

- 農林水産省ホームページ「知的財産・地域ブランド情報」
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/index.html>
- 植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム「『次世代の人たちに読んで欲しい農業分野の知的財産保護・活用のためのテキスト』」
<https://pvp-conso.org/1018/>
- 農林水産省ホームページ「登録品種の種苗は適正に利用しましょう！！」パンフレット
<https://www.hinshu2.maff.go.jp/pvr/pamphlet/tekisei.pdf>

関連法令等

- 種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）
- 農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- 農薬取締法施行規則（昭和26年農林省令第21号）
- 有毒植物による食中毒防止の徹底について（令和3年4月23日付け3消安第625号、3消安第627号、3食産第495号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、食品安全政策課長、食料産業局産業連携課長通知）

50 きのご類の培地調製、種菌接種の衛生的な実施。

管 労 食 環

培地調製は安全性を確認した培地資材を利用し、培地調製が完了した培地は速やかに容器に詰め込み（充填）、適切な温度と時間で殺菌しましょう。

また、詰め込み場は雑菌や害虫の繁殖を防ぐため、粉塵対策用のカーテン、機材や床の清掃、余った培地資材の処分を徹底しましょう。

殺菌は適切な温度と時間で殺菌し、終了後は清浄度が保たれた冷却室で一定温度になるまで冷却しましょう。

種菌は品種の明らかなものを種菌センターもしくは種菌メーカーから購入しましょう。

接種作業は清浄度が保たれた環境下で、無菌的に一定量の種菌を適切に接種しましょう。

実践項目

1 適正に培地資材をかくはんする。



- (1) ミキサーで混合した培地は速やかに詰め込み（充填）を実施しましょう。
- (2) 詰め込み完了後の培地を速やかに滅菌・冷却しましょう。
- (3) 培地は適切な温度と時間で殺菌しましょう。

2 培地材料の飛散防止対策を実施する。



- (1) 必要に応じてきのごの栽培エリア（生育室や培養室）との境目に扉や仕切り、カーテンを設置しましょう。
- (2) ミキサー（かくはん機）の周辺にカーテンを設置するか換気扇で培地資材の粉塵を外に排出しましょう。

3 適切な殺菌温度と時間と衛生的な管理を実施する。




- (1) 常圧殺菌釜は 98℃に達してから 6 時間以上、高圧殺菌釜は 118℃以上を 30 分以上維持させて、殺菌しましょう。
- (2) 殺菌後は釜内温度が 90℃以下になったら速やかに殺菌釜から培地を取りだしましょう。
- (3) 放冷する場所は清浄に管理し、培地の冷却中は培地内への雑菌の吸込みに細心の注意を払いましょう。



【○】 ミキサー（かくはん機）の粉塵対策の実施


写真出典：長野県


4 原木を適正に管理する。	
<p>(1) 原木は直射日光が当たらず雨や雪を遮断できる環境下で、原木内の水抜け枯死を促し、接種時期まで保管しましょう。</p> <p>(2) 小径原木は乾燥しすぎないよう状況に応じた管理を行いましょう。</p> <p>(3) 原木を購入する場合には、原木の形質や伐採時期を確認し適切な保管を行いましょう。</p>	



【〇】寒冷紗によるほだ木への直射日光の照射防止

写真出典：長野県

5 適切な種菌の保管と取扱を実施する。	
No. 59 を参照のこと。	

6 衛生的な接種方法及び接種環境で接種する。	
<p>(1) 衛生的に種菌接種を行うために以下の点に留意する。</p> <p>①接種室は殺菌灯やヘパフィルター付きの空気清浄機などを使用し、床や接種機はアルコール等を使用して清潔に管理しましょう。</p> <p>②滅菌完了後の培地は、無菌状態を維持して接種室に搬入し、種菌を無菌状態で接種・植菌しましょう。</p> <p>③接種完了後の菌床は、所定の環境条件で調節した培養室に搬入し、培養しましょう。</p> <p>(2) 原木の場合は、上記の事項に加え以下の点にも留意する。</p> <p>①接種に当たっては、種菌や接種孔に土などの異物を付着させないように、清潔な場所で丁寧に行いましょう。</p> <p>②種菌を長い時間直射日光にさらしたり、種菌容器の開封放置は避けましょう。</p> <p>③駒菌の場合には、雑菌混入防止のため地面に落とした種駒は使わないでください。</p>	

関連法令等

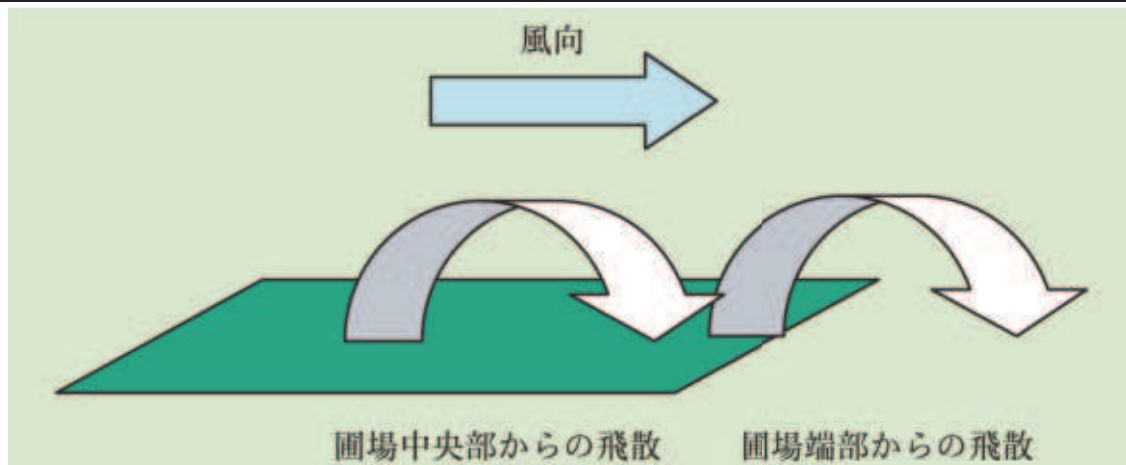
- きのこの菌床製造管理基準の制定について（平成4年4月8日付け4林野産第38号林野庁長官通知）

51	隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響の回避。	管	労	食	環
----	----------------------	---	---	---	---

隣接ほ場からの農薬ドリフトを未然に防ぎましょう。

実践項目

1 隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響を回避する。	共通
<p>(1) 農薬の工程管理を検討する上で、自らのほ場・農産物に対し、周辺で使用される農薬からの影響があるか、ドリフトの危険性について調べます。</p> <p>(2) ドリフトの影響が懸念される場合には、周辺の農薬使用者とコミュニケーションをとり、お互いに農薬の影響がないよう話し合いをします。</p> <p>(3) 基本として、農薬は風の弱い時に風向に注意して散布してもらうよう促してください。その他の対策として、農薬散布時期を知らせてもらう、農産物が収穫時期を迎える際には農薬の使用を控えてもらう、使用する農薬を揃える、旗や目印でドリフトへの注意や片側散布等を促す、ドリフト低減ノズルの使用を依頼する、畦畔・境界部に緩衝地帯や防風ネット、風よけとなる緑肥を栽培する等の方法があります。</p>	



ほ場端部からの農薬ドリフトについて

出典：農林水産省
「農薬飛散対策技術マニュアル」



【○】防薬ネットの設置



【○】片側散布

写真出典：青森県 平成19年度普及に移す研究成果・参考となる研究成果
「りんご園でのスピードスプレーヤーによる薬剤散布時のドリフト低減対策は効果的である」

農薬飛散対策技術については、以下のホームページでも確認できます。
 ●農林水産省「農薬飛散対策技術マニュアル」
https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_nouyaku/manual/

関連法令等

- 「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」(平成17年12月20日付け消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知)

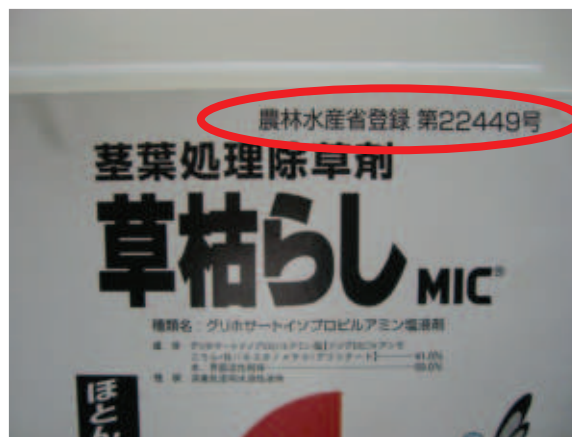
農薬の適正使用

52	使用する予定の農薬の情報をまとめ、使用基準違反を防ぐ農薬使用計画を策定。	管	労	食	環
----	---	---	---	---	---

農薬を使用する際には、「農薬取締法」に基づく登録を受けたもの、かつ、有効期限内のものを使用する必要があります。

実践項目

1 使用する予定の農薬の情報をまとめ、使用基準違反を防ぐ農薬使用計画を策定する。	共通
<p>(1) 農場で使用する予定の農薬のリストを当該薬剤に農林水産省の登録番号があることを確認したうえで作成します。作成は、長野県で発行している「長野県農作物病害虫・雑草防除基準」、農業農村支援センターやJAの防除暦などを参考にします。</p> <p>(2) 農薬取締法に定められた「使用基準違反」にならないように、リストを整備します。農薬のラベルに表示されている農薬名（剤型含む。）、適用病害虫名、使用回数（本剤の使用回数、含有する有効成分の種類ごとの総使用回数）、使用時期（収穫前日数）、使用量、希釈倍数、使用方法などを確認しリストに記載していきます。</p> <p>(3) 作用機構などを調べ、同じ系統番号の農薬を連用することがないように、農薬のリストを工夫します（RACコード、系統名等を参照）。</p> <p>(4) 後に作付けする作物のことも考慮して農薬を選択できるようにします。</p>	



【○】 農薬登録番号の確認

写真出典：農業ナビゲーション研究所

農薬を使用する前に必要な情報は、以下のホームページで検索できます。

- 農林水産省「農薬登録情報提供システム」

<https://pesticide.maff.go.jp/>

- 長野県農作物病害虫・雑草防除基準

<https://www.pref.nagano.lg.jp/bojo/nouyaku/bojokijun/index.html>

関連法令等

- 農薬取締法（昭和23年法律第82号）

農薬の適正使用

53	農薬使用計画に基づき、適正に農薬を使用するとともに、使用前に使用濃度や散布方法など、適正な使用方法の再確認を実施。	管 労 食 環
----	---	---------

農薬は、登録に当たって毒性評価を行い、人畜等への害のない量を基準として定め、この基準を超えないような使用方法が決められています。

農薬は、使用前に必ず容器や包装のラベルを確認し、表示内容を守って適正に使用しなければなりません。

ラベルの表示内容を遵守しないと、農薬使用基準違反に問われたり、残留農薬基準値違反により、出荷した農産物を回収しなければならなくなる可能性があります。

実践項目

1 農薬ラベルの記載を必ず確認する。	共通
<p>農薬を使用する際には、農薬ラベルに適用作物、使用回数、使用量、希釈倍数、収穫前日数、使用上の注意事項や被害防止方法等が記載されていますので、必ず確認しましょう。</p>	
2 最終有効年月を過ぎた農薬は使用しない。	共通
<p>最終有効年月を過ぎた農薬は、効果が保証されないだけでなく、使用基準が変更されている場合には、表示内容を守っていたとしても残留農薬基準違反になる可能性があるため、使用しないようにします。間違いを回避するために、最終有効年月を過ぎた農薬は明確に識別、分別して管理し、できるだけ早急に廃棄物処理業者へ依頼すること等により適正に処分します。</p>	



【O】 農薬の容器又は包装にあるラベルの表示内容の確認

出典：農林水産省「令和3年度農薬危害防止運動」

<p>農薬を使用する前に必要な情報は、以下のホームページで検索できます。</p> <p>●農林水産省「農薬登録情報提供システム」 https://pesticide.maff.go.jp/</p>

関連法令等

- 農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）

農薬の適正使用

54	農薬使用前に防除器具を点検し、使用後に適切に残液を処理、十分に洗浄し、洗浄排液を処理。	管	労	食	環
----	--	---	---	---	---

農産物の残留農薬基準値超過の主な要因は、「農薬の適用外使用」「防除器具の洗浄不足」であることが明らかになっています。

防除器具に残った農薬を誤って次回の散布時に散布することがないように、使用前の点検と使用後の十分な洗浄を行いましょう。

実践項目

1 防除前に器具を点検し、清浄であることを確認し、防除後は散布器具や薬液タンクを適切に洗浄する。	共通
<p>(1) 農薬の使用前には、防除の機械・器具が正常に稼働するかどうか等を点検し、また十分に洗浄されているか目視で確認したうえで試運転します。</p> <p>(2) 農薬の使用後には、防除器具の薬液タンク、かくはん機、ホース、噴頭、ノズル等、農薬が残る可能性がある箇所に特に注意して、十分に洗浄します。</p> <p>(3) 防除器具、防除衣等の保護装備を洗浄した水は、その農薬を散布したほ場に浸透するなど、適切に処理します。排水路や河川等に排水することを避けます。</p>	



写真出典：長野県

(例) セット動噴の洗浄手順

- ①残った薬液を完全に抜く
- ②タンクを洗浄する
- ③水を噴霧して、配管やホース内を洗浄
- ④タンク底に残った洗浄水を排出

次回、新たに薬液を散布する場合は、噴霧直後の薬液はなるべく作物にかけないようにしましょう。

出典：農林水産省「農薬飛散対策技術マニュアル」

防除器具の洗浄方法等については、以下のホームページでも確認できます。

●農林水産省「農薬飛散対策技術マニュアル」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_nouyaku/manual/

関連法令等

●「農薬の適正使用の指導に当たっての留意事項について」(平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知)

農薬の適正使用

55	食品安全* （容器移し替え禁止、いたずら防止の施錠等）、 環境保全 （流出防止対策等）、 労働安全 （毒劇・危険物表示、通気性の確保等）に配慮した農薬の保管、在庫管理の実施。 ※花きでは「食品安全」を「衛生管理」に読み替える	管	労	食	環
----	--	---	---	---	---

農薬による汚染は、水産動植物などに危害を与え、かんがい水や飲料水源に影響を及ぼします。作業員自身も危害を与える可能性があるほか、土壌の汚染で農作物が汚染され、それが原因となって人畜に被害を及ぼす可能性もあります。

農薬は、正しい保管と取扱の手順を守り、在庫管理をしなければなりません。

実践項目

1	農薬は強固で、鍵のかかる十分な大きさの農薬保管庫に識別・分別して保管し、鍵は管理担当者を決めて管理する。	共通
<p>(1) 誤使用や盗難、混入等の事故防止のため、農薬は施錠できる専用の保管庫や保管室に保管し、万一、盗難や紛失した場合は、警察署に通報しなければなりません。 なお、毒物や劇物に該当する農薬については、それぞれを区別した上で、施錠し保管、管理しなければなりません。危険物は消火器等、消防法に従って管理します。</p> <p>(2) 鍵の管理は、担当者を決め、不特定者の使用を防ぎます。</p> <p>(3) 在庫台帳の記録管理等で、保管量を定期的に把握します。</p> <p>(4) 農薬保管庫は、できる限り衝撃や火災に耐える素材でできたものを選択し、直接日光の当たらない冷涼で乾燥した場所に設置し、保管室などに人が立ち入る構造の際は、換気口等で通気の確保と農薬ラベルを確認可能な明るさを確保しましょう。</p> <p>(5) 農薬保管庫は、農薬の漏出事象等があっても、河川・湖沼などを汚染する危険性のないところに設置しましょう。床の構造は、農薬が浸透しないことが必要です。</p> <p>(6) 誤飲事故防止のため、ペットボトル等への農薬の移し替えは絶対に行いません。</p> <p>(7) 最終有効年月の過ぎた農薬は誤使用防止のため区分して保管し、廃棄物処理業者への依頼等で適切に処分します。</p> <p>(8) 使いかけの農薬は流出を防ぐためしっかり封をします。</p> <p>(9) 容器の転倒・落下による流出防止のため、穴のないトレーに入れるなどの流出対策をし、万一の流出に備え、農薬専用の箒、ちりとり、吸着シート等を用意します。</p>		
2	農薬は、肥料資材等と区分して保管する。	共通
<p>(1) 農薬保管庫は、飛散による汚染を防ぐため、肥料、資材、農産物と離して管理し、農薬以外を保管庫へ置きません。</p> <p>(2) 毒物及び劇物の保管の際は、それぞれ別の保管庫で保管し、「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示が必要です。</p> <p>(3) 発火性等を有する危険物に該当する農薬は、危険物でない農薬と分けて保管し、火気厳禁などの表示を行います。</p>		



医薬用外毒物

医薬用外劇物

農薬保管庫

【○】 保管の際の表示例

【○】 整理された保管庫

写真出典：農業ナビゲーション研究所

3 農薬の在庫管理を実施する。	共通
農薬の在庫台帳などを作成し、入出庫ごとの記録がつけられるようにし、現在庫が正確に確認できるようにしましょう。	

関連法令等

- 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年 12 月 28 日法律第 303 号）
- 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 生産第 2170 号農林水産省生産局長通知）
- 農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）

56	農薬の責任者による農薬適正使用の指示と検証。	管	労	食	環
----	------------------------	---	---	---	---

農薬取締法において、農薬使用者は、農薬の使用に当たっては、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努めることが求められています。

実践項目

1 農薬の責任者による農薬適正使用の指示と検証を行う。	共通
<p>(1) 農薬に関する責任者を決め、その責任者が防除を一元的に管理、指示する体制を整え、農薬散布の重複や散布漏れ、間違っただ農薬の散布などを防ぎます。</p> <p>(2) 農薬に関する責任者が農薬使用計画に基づき、作業者に対して農薬使用を指示します。責任者が散布する農薬名、希釈倍数、散布量、対象ほ場、対象品目等を記載した農薬散布指示書を作成し、作業者がその指示書に従って作業を確実にを行います。</p> <p style="padding-left: 20px;">天候不順などで当初の農薬使用計画になかった特別散布等を実施する際は、責任者がJAや農業農村支援センターへ相談し、使用に問題がないか確認し作業者に指示を出します。</p> <p>(3) 農薬に関する責任者が、出荷の前に農薬使用の記録を確認し、間違っただ農薬使用がないか（希釈倍数や収穫前日数などが適切か）、在庫記録と照合し、使用量に誤りがないかを調べます。</p> <p>(4) 農薬に関する責任者は、新薬や最新の防除体系、登録の失効や使用基準の変更など、農薬に関する最新の情報を入手し、知識や技量の向上を図りましょう。</p>	

関連法令等

- 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- 農薬取締法（昭和23年法律第82号）

堆肥・肥料・菌床資材の適正使用等


57	堆肥を施用する場合は、病原微生物による汚染や外来雑草種子等の殺滅のため、数日間、高温で発酵した堆肥を施用。	管	労	食	環
----	---	---	---	---	---


堆肥を施用する場合は、農作物の生育障害や病原性微生物（牛糞の0-157など）による汚染を防止し、また堆肥中に存在する外来雑草や有毒植物の種子の発芽・繁茂を招かないよう、完熟堆肥を用いましょう。

また、平成23年3月の福島第一原発事故に伴う本県の空間放射線量と降下物の放射能濃度の測定結果と平成23年に実施した「農作物等」と「土壌中の放射性物質検査」結果では、農作物等の収穫・管理に特段の対策が必要な状況ではありませんが、「肥料・堆肥等」の施用・生産及び「家畜への稲わら等」の利用・飼料給与については、注意が必要です。また、自家製造の堆肥は、原料が放射性物質に汚染されていないか、含有していても十分に低いことを確認後に利用します。

あわせて、堆肥原料中の成分（クロピラリド）により農作物の生育障害が発生する事例もあるため、堆肥原料に関する情報を確認しましょう。

実践項目

1 施用する堆肥は高温（60℃以上）で発酵させた完熟堆肥を使用する。	
購入堆肥について、原料、分析結果などが記載された文書を手に入れましょう。	

2 有機物を含む肥料・土壌改良資材・堆肥等の購入・使用に当たっては、販売業者に対して、これら資材の放射性セシウムが暫定許容値以下であることを確認している。	
<p>(1) 放射性物質濃度の高い堆肥、放射性物質濃度の高い堆肥原料を混入した肥料・土壌改良資材・培土全般を施用すると、地域内に放射性物質濃度の高くなる農地が発生し、放射性物質が農産物へ移行する可能性があります。</p> <p>(2) 暫定許容値を超える放射性物質が含まれる可能性の高い腐葉土・せん定枝堆肥、土壌改良資材（落ち葉・雑草等）等は、当面出来る限り生産・施用を控えてください。肥料・堆肥等の施用にあたっては、販売業者・譲渡者に確認を行い、県が定める基準に適合した肥料・堆肥等のみを使用してください。</p> <p>(3) 製品1kg当たり400ベクレル以下であることが確認された肥料・土壌改良資材・培土のみ流通・販売が出来ます。</p>	

肥料・堆肥に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- 農林水産省「肥料の品質と安全性の確保」
https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/index.html
- 農林水産省「畜産環境対策」
<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kankyo/taisaku/>
- 農林水産省「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/supply.html>
- 長野県「放射線等に関する情報」
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kurashi/shobo/genshiryoku/hoshasen/index.html>

関連法令等





- 「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成 23 年 8 月 1 日付け農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官及び水産庁長官通知[牛用飼料の暫定基準値は平成 24 年 2 月 3 日付けで通知により改訂]）
- 放射性物質を含む腐葉土・剪定枝堆肥の指導マニュアルについて（平成 23 年 11 月 1 日付け農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）
- 野菜の衛生管理指針（第 2 版）を活用した衛生管理の推進について（令和 3 年 7 月 30 日付け 3 消安第 2503 号、3 農産第 464 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、農産局園芸作物課長通知）
- 牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について（平成 28 年 12 月 27 日付け 28 消安第 2274 号、28 消安第 4230 号、28 生産第 1606 号、28 生産第 1607 号、28 生産第 1602 号、28 生畜第 1121 号、28 生畜第 1120 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局園芸作物課長、生産局技術普及課長、生産局農業環境対策課長、生産局畜産部畜産振興課長、生産局畜産部飼料課長通知）

堆肥・肥料・菌床資材の適正使用等

58	<p>原材料・製造工程の把握による肥料等の安全性、成分の確認と食品安全※、環境保全に配慮した肥料等の利用計画の策定。</p> <p>※花きでは「食品安全」を「衛生管理」に読み替える</p>	管	労	食	環
----	---	---	---	---	---

肥料等（土壌改良の目的でほ場に投入する資材、客土等を含む。）の成分量や放射性物質の汚染の状況等が不明のまま使用すると、農産物や環境の汚染、農作物の生育障害につながる可能性があるため、安全性を確認したうえでの計画的な施用が必要です。

実践項目

1	各ほ場において重金属に関する土壌分析を実施する。	
	<p>(1) 汚泥肥料等については、使用方法によっては銅や亜鉛等重金属の蓄積による農地への負荷が懸念されるため、「有機質資材適正施用ガイドライン」を参考に施肥を行いましょう。</p> <p>(2) 農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に掛かる管理基準として「土壌（乾土）1kgにつき亜鉛120mg」が定められています。汚泥肥料を連用する場合は、これを超えないよう定期的な土壌診断によりほ場管理を行いましょう。</p>	
2	放射性物質の検査結果等を肥料メーカーや販売店などから取り寄せて確認する。	
3	活力剤、土壌かん注用の微生物資材など、効果ばかり強調されて原材料や製造工程、成分等が不明な資材は、安全性が確認できないため使用を避ける。	
	<p>施用する肥料等について、放射性物資の安全性を確認したうえで施用するため、検査結果を取り寄せたり、農林水産省の「放射性セシウムの含有量が低く、当面、検査の必要性が低い肥料」を確認して安全性を確認します。</p>	
4	肥料の利用計画を策定する。	
	No. 65の施肥計画に対応して策定しましょう。	
	<p>●長野県「有機質資材適正施用ガイドラインについて」 https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/yukishitsushizai.html</p> <p>●農林水産省「放射性セシウムの含有量が低く、当面、検査の必要性が低い肥料」 https://www.maff.go.jp/j/syoutan/nouan/hiryoku/pdf/20120907.pdf</p> <p>●長野県「放射線等に関する情報」 https://www.pref.nagano.lg.jp/kurashi/shobo/genshiryoku/hoshasen/index.html</p>	

関連法令等

- 地力増進基本指針（平成20年10月16日付け農林水産省公表）
- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について
（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）
- 農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準について
（昭和59年11月08日付け環水土149号環境庁水質保全局長通知）




59	きのこ類の原木、菌床資材等、種菌の安全性の確認と適切な保管、取扱。	管	労	食	環
----	--	---	---	---	---

培地資材及び原木は安全性を確認したものを利用しましょう。

食品としてのきのこが放射性物質の基準値（100Bq/kg）を超えないように安全性を確保するため、放射性物質（放射性セシウム）が指標値を超えない培地の購入及び製造・使用に努めましょう。

培地資材、オガコ、原木は品質が劣化しない適切な状態で保管し、周辺住民や環境に配慮した管理を心がけましょう。

実践項目

1	培地材料の品質の確認と適正な保管を実施する。	
<p>(1) 菌床用培地を製造する際には、原料種類・割合、原料採取（購入）時期、原料産地、原料保管場所、原料保管方法、製品保管場所及び製品保管方法について記録を残しましょう。</p> <p>(2) 培地の基材、栄養材（業者から混合培地を購入するときも含む。）は使用前に目視及び臭いなどを確認し、腐敗、雑菌の繁殖、品質（粒度や色）の有無を確認しましょう。</p> <p>(3) 納入後も衛生管理の行き届いた雨が当たらない倉庫などで変質やネズミ等の食害が無いように保管しましょう。</p>		
2	オガコ及び原木の適正な調達と管理を実施する。	
<p>(1) オガコやチップは樹種や由来の明確なオガコであることを業者に確認しましょう。また、保管には飛来物などによる汚染を防止する措置をとりましょう。排水は散水や雨水により浸みだしてくるヤニ等を含んだ汚水が河川に流れ込まないように対処するとともに粉塵が周辺住民や環境へ悪影響を与えないように十分配慮する。</p> <p>(2) 針葉樹を用いたオガコは、よく加水堆積されたものを選びましょう。</p> <p>(3) 原木は適期に伐採・玉切りされた、病虫害被害や有害物質等の汚染のないものを調達しましょう。</p>		
3	栽培に使用するビン、キャップ、浸漬容器を適切に管理する。	
<p>(1) 再利用するビン栽培用のPPビンやキャップは栽培が終わったら、培地を掻きだし、付着している培地クズを取り除いて、よく乾燥させたのち、保管する。また、割れビンやキャップ、コンテナなどは害菌汚染、異物混入のリスクがあるので、速やかに処分しましょう。</p> <p>(2) 袋栽培に使用する菌床袋は使用後に適切に処分しましょう。</p> <p>(3) 原木しいたけで使用する浸水槽は、使用前にきれいに洗浄しましょう。また、農薬の希釈等の別の目的では使用しないでください。</p> <p>(4) 消毒剤を使用する場合は、きのこ栽培に影響のないものを使用します。</p>		

4 放射性セシウムの指標値及び検査方法並びに結果を確認する。

- (1) 培地材料の指標値は、きのこ原木が 50Bq/kg 以下、菌床用培地が 200Bq/kg 以下で、きのこの食品としての規制値は 100Bq/kg 以下です。この指標値を超えない培地材料を使用しましょう。検査方法については、国で定められた方法で検査できる検査機関を利用し、適正な検査結果を得るようにしましょう。
- (2) 培地材料（きのこ原木、おが粉、米ぬか等（17 都県産））の購入にあたっては、放射性セシウムに係る検査結果、精米情報シート等の情報を得ることを基本とします。検査結果（安全検査証明書）、精米情報シート等は、必ず保管しましょう。放射性セシウムに係る検査結果が得られない培地材料がある場合には、自らその培地材料の検査を実施し、安全を確認しましょう。必要に応じて菌床用培地が 200Bq/kg 以下にするために配合割合を調整する等の対応を行うか、培地を製造した段階で培地の検査を行い、安全を確認しましょう。

放射能測定結果報告書

No. A2213201-001
2022 年 12 月 21 日

〇〇〇 森林組合 様

県産検査証明事業所 長野県野城産地検査センター
〒〇〇〇〇 〇〇〇〇
株式会社 〇〇〇〇

依頼者	〇〇〇 森林組合		
施設名又は	〇〇〇		
試料名	しいたけ原木（コナラ）		
採取場所名	〇〇〇		
採取者	〇〇〇		
採取日時	2022 年 11 月 30 日（10時30分）	受付年月日	2022 年 12 月 15 日
天候	—	採取時の温度	気温 ー℃ 水温 ー℃
測定機器	NaI (Tl)シンチレーションスペクトロメーター （日立アロカメディカル株式会社製：CAN-OSF-NaI）		
測定日時	2022 年 12 月 19 日（11時24分）	測定時間	10800 秒

真偽類の試料についての測定結果を次のとおり報告します。

測定の対象	単位	測定結果	基準値	検出限界値	測定の方法
134-セシウム (¹³⁴ Cs)	Bq/kg	不検出	—	10	γ線スペクトロメトリー
137-セシウム (¹³⁷ Cs)	Bq/kg	不検出	—	10	γ線スペクトロメトリー
		—以下余白—			

備考 1. 測定結果の「不検出」は検出限界値未満を示します。

【〇】放射性セシウム安全検査証明書の確認

出典：長野県

5 適切な種菌の保管と取扱を実施する。



- (1) 種菌は納入後、速やかに使用しましょう。
- (2) 種菌を保管する場合は適切な温度、湿度等を維持し、汚染防止策（未開封等）を講じましょう。
- (3) 使用前に外観での菌そうのムラや菌床面に雑菌等の付着がない事を確認し、異常がみられる種菌は使用しないでください。

きのこ栽培における放射性物質の対応に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- 農林水産省「きのこ原木及び菌床用培地並びに調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について（関連通知一覧）」

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/shihyouti-index.html>

関連法令等

- きのこの菌床製造管理基準の制定について（平成4年4月8日付け4林野産第38号林野庁長官通知）
- 「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」の一部改正について（平成24年8月30日付け24生産第1549号、24林政経第179号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）
- 「きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法」の制定についての一部改正について（平成23年10月31日付け23生産第4952号、23林政経第229号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）

燃油・肥料の適正保管

60	食品安全* （農産物への接触防止等）、 環境保全 （環境への流出防止等）、 労働安全 （火災防止等）に配慮した 燃料類の保管の実施 。 ※花きでは「食品安全」を「衛生管理」に読み替える	管	労	食	環
----	---	---	---	---	---

燃料タンクや暖房装置等から、人為的ミスや破損により、燃油等の流出事故が毎年多数発生しています。これらが河川へ流入すると、農業のみならず水道水や水産業、生態系にも深刻な被害を与えます。

燃油は適切な保管を行うとともに、万が一流出した場合は直ちに適切な処置を行って、被害を最小限に食い止めなければなりません。

実践項目

1	燃油類等の危険物は適切に保管し、在庫管理する。	共通
容器は適切なものを使用し、専用の場所に保管しましょう。油漏れを想定して燃油タンク周囲には防油堤を設けたり、吸着シート、十分な量の砂を用意しておくことで流出や地下への浸透が一時的に防げます。また消火器等を備え、関係者以外の立ち入りも制限するとともに、「火気厳禁」等の表示を行うほか、保管量が規制の対象（指定数量など）となっている場合は、消防署の指示に従って届出を行います。 なお、有機溶剤等の危険物についても同様です。 また、保管タンク等への入出庫の状況についても把握し、在庫を管理します。		

2	暖房や貯蔵施設、配管等の点検を行って、燃油の漏出を防ぐ。	共通
燃油の貯蔵施設では、暖房機を使用しない時期は、全ての燃料配管のバルブを閉じて固定しておきましょう。配管設備は腐食等による破損がないか定期的に点検しておきましょう。また一定時期のみ使用する場合は、使用開始前に必ず試運転を行いましょう。		

3	流出した場合は関係機関に連絡するとともに、被害拡大防止策を講ずる。	共通
(1) 万一油の流出や地下浸透をさせてしまった場合は、最寄りの市町村または地域振興局へ連絡しましょう。 (2) 新聞紙や布で吸い取る等のできる限り回収に努め、手近にある砂で堰を設けたり、排水溝を塞ぐ等の流出防止策も講じましょう。 (3) 水で洗うと余計に被害が拡大しますので、決して水で洗い流すことのないようにしましょう。		

灯油等のホームタンクを設置している場合の注意点

- ①タンクから灯油を小分けする際は、その場を離れない
- ②タンクや配管傷みがないか、油量が急激に減っていないか、こまめに確認
- ③タンクには灯油の漏れ、あふれ、又は飛散しないような措置を実施（防油堤等）
 （消防法等の規制対象の数量には、措置の実施が義務づけられています）
- ④タンクや灯油の配管は、積雪の重みや、雪かきの際の衝撃による破損にも十分注意

消防法等の規制対象となる危険物について

指定数量以上危険物の貯蔵・取り扱いを行う場合は、政令で定められた技術基準を満たし、許可を受けた危険物施設で行わなくてはなりません。

また、少量危険物は各市町村の火災予防条例で規制されるため、市町村の消防署に届け出なければなりません。

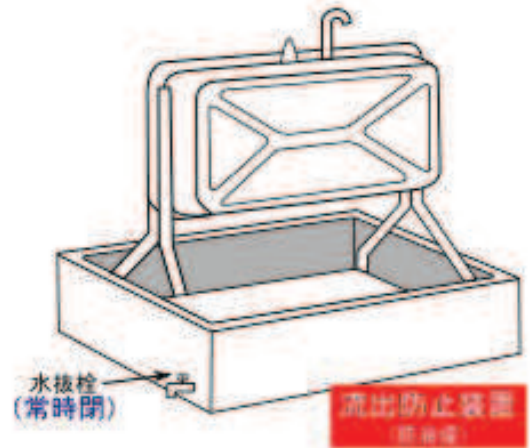
※少量危険物…事業所と一般個人で取り扱いが異なります。どんな用途で数量はどのくらい保管しているのかを考慮して、対応を市町村に相談しましょう。

・事業所の場合

指定数量の 1/5 以上指定数量未満の危険物

・個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合

指定数量の 1/2 以上指定数量未満の危険物



【○】灯油ホームタンク設置例

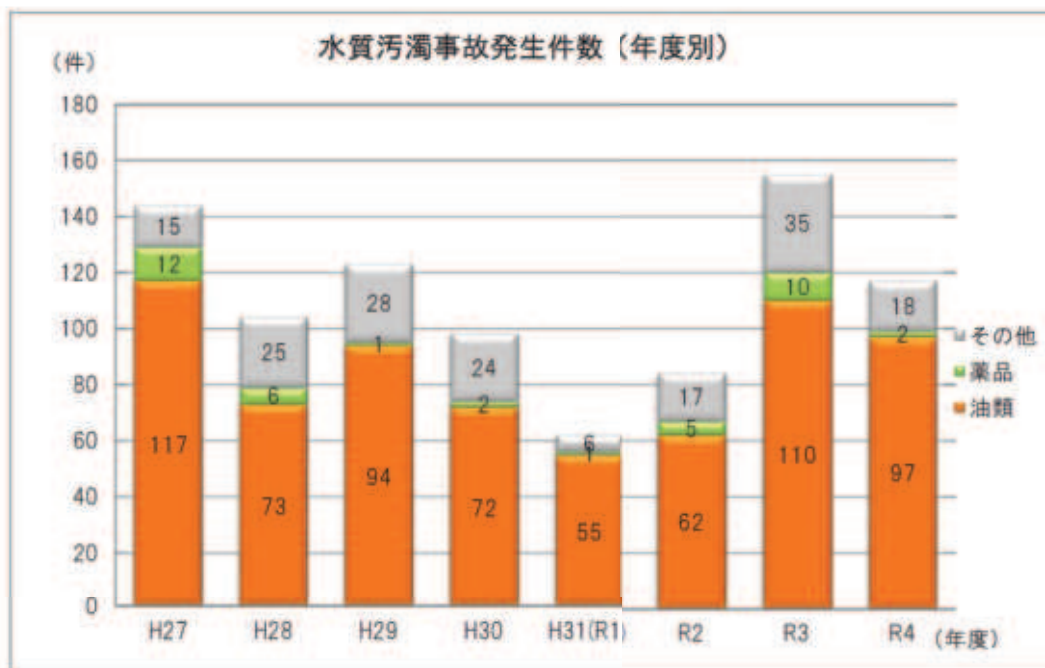
図出典：長野県

主な指定数量

燃油等の種類	指定数量
ガソリン	200L
灯油、軽油	1,000L

火気厳禁

【○】保管場所の表示例



出典：長野県

●長野県環境部「水質汚濁事故を防止しましょう」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/mizutaiki/kurashi/shizen/suishitsu/odaku/index.html>

関連法令等


- 水質汚濁防止法 (昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号)
- 消防法 (昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)
- 農作業安全のための指針について (平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知)
- 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範 (共通規範) 等について (令和 3 年 2 月 26 日付け 2 生産第 2170 号農林水産省生産局長通知)

燃油・肥料の適正保管

61	<p>食品安全*（未熟堆肥との接触による交差汚染防止、農産物への接触防止等）、環境保全（環境への流出防止等）、労働安全（崩落・落下、発熱・発火・爆発防止等）に配慮した肥料や堆肥等の保管、在庫管理の実施。 ※花きでは「食品安全」を「衛生管理」に読み替える</p>	管 労 食 環
----	--	---------

肥料や土壌改良資材には、火気、湿気、衝撃等によって発熱や発火するおそれのあるものもありますので、適切に管理しましょう。

実践項目

<p>1 肥料や土壌改良資材は、保管の場所・方法に注意するとともに、購入伝票等を保管し、保守管理記録等の保存と在庫管理を行う。</p>	
<p>(1) 日光、霜、雨、外部から流入する水の影響のない適切な保管場所を選びましょう。また、パレット上に載せるなど直接土の上に置かないようにしましょう。 特に、生石灰は水と反応し発熱します。この際、可燃物を発火させるに十分な熱を発生することがありますので、水との接触は避けて下さい。</p> <p>(2) 保管している肥料に硝酸アンモニウム、硝酸カリウム、硝酸カルシウム、硫黄粉末、生石灰が含まれる場合は、鍵のかかる施設に適切に保管し盗難に留意するとともに盗まれた場合は、直ちに最寄りの警察署へ連絡しましょう。保管量が規制の対象（指定数量など）となっている場合、消防署の指示に従って届出を行います。</p> <p>(3) 石灰窒素などの農薬登録のある肥料については分けて保管しましょう。</p> <p>(4) 入出庫の都度清掃し、こぼれた肥料等がないようにしましょう。</p> <p>(5) 管理状況を後で確認できるよう、肥料の在庫台帳の用意と記録を行い、在庫を管理しましょう。</p>	

主な指定数量

危険物の種類	指定数量
硫黄	100kg

※硝酸アンモニウム等の硝酸塩類も危険物に該当しますが、粒状肥料など、製品によっては危険物に該当しないものもあるため、販売者へお問い合わせください。




関連法令等

- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）
- 消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）

62	きのこ類の栽培施設の温度・湿度等の適切な環境条件の維持及び衛生管理の実施。	管	労	食	環
----	--	---	---	---	---

きのこ類の各栽培室の温度や湿度等を適切に維持しましょう。また、害菌、害虫の被害を発生させないように衛生管理を徹底しましょう。

実践項目

1 適切な環境管理を実施する。	
<p>(1) 温度と湿度は栽培しているきのこの栽培基準に合わせて設定し、温度ロガーなどでモニタリングすることで異常に気付けるように記録しましょう。</p> <p>(2) 定期的に二酸化炭素や照度も測定し、適する環境条件であるか確認すると共に、作業者の労働環境として労働基準内であるか確認しましょう。</p>	
2 適切な衛生管理を実施する。	
<p>(1) 各栽培室に合った清掃及び除菌、殺菌処理を実施しましょう。殺菌方法としてはアルコール類、次亜塩素酸、オゾン、殺菌灯などを利用してください。</p> <p>(2) 放冷室、接種室などのクリーンエリアは高い清浄度を維持するため、室内を陽圧とし、定期的にフィルター類を交換しましょう。</p> <p>(3) 清浄度を確認するために定期的に落下菌や雑菌拭取り調査などを実施し、汚染が確認されたときは速やかに清掃・除去しましょう。</p> <p>(4) 加温・加湿装置等を定期的に清掃・洗浄・点検し、衛生的に機能を果たせるようにしましょう。</p>	
3 適切な原木及びホダ場の管理を実施する。	
<p>(1) ホダ木の上下で温度や湿度に差が生じ、ホダ木上下での菌糸伸長のムラが生じるため、天地返しによる組み替えを行いましょう。</p> <p>(2) 夏季には草刈りを行い通風を良くし、害菌の発生を防ぎましょう。</p> <p>(3) 排水路を整備し雨水の流入を防ぎ、湿度を抑えましょう。</p> <p>(4) 古ホダの残骸や枝条を整理し、害菌の感染を防ぎましょう。</p>	



【〇】 温度計・温度ロガーの設置



【〇】 適正なほだ場の管理

写真出典：長野県

関連法令等

- きのこの菌床製造管理基準の制定について（平成4年4月8日付け4林野産第38号林野庁長官通知）

4 環境保全のために

- (1) ルール策定に係る取組
- (2) 土づくりと適正施肥
- (3) 廃棄物への適切な対応
- (4) 温暖化防止に係る対応
- (5) 周辺環境への配慮の取組
- (6) 生物多様性への配慮の取組
- (7) IPM の実践

ルール策定に係る取組

63	農場の基本情報に基づき、環境に負荷を与える要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項について、リスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールを設定し、これに基づく対策、検証、見直しを実施。	管	労	食	環
----	---	---	---	---	---

農業は土や水、生態系など地域の自然環境を活用します。環境汚染は安全な土や水等を確保できなくなる恐れがあり、持続的な農業経営が困難になりかねません。自らの農業生産活動が環境に及ぼす影響を評価し、環境保全に努めましょう。

また、地域活動等に参加し、地域社会と良好な意思疎通を図りましょう。

特にリスクを下げるためには、「①事故の発生確率を下げる。②発生時に被害の範囲や影響度を極力小さくする。③被害を補償、補填、修繕する。」が重要です。

昨今の気候変動で気象災害が増えていることから、環境を保全する農業が大切です。

実践項目

1 ほ場地図など農場の基本情報を確認しながら、周辺環境や使用する資源を把握し、環境汚染の起こりやすさ及び環境に対する影響の大きさを日ごろから確認し、リスク評価する。	共通
--	----

農作業の際、農薬等の資材の使用方法や、機械使用時の温室効果ガスの発生・騒音といった、環境に影響のある農作業や場所をあらかじめリストアップし、作業員全員に注意点を周知するほか、発生頻度や影響の大きさからリスク評価をしましょう。

例) 発生頻度 多 × 影響の大きな事故 = リスク大
(水質汚染による水生生物の死亡など)

発生頻度 少 × 軽微な事故 = リスク小
(過剰施肥による環境負荷など)

※環境への影響の大きさ…自然の回復力では修正できない等、地域や水質、土壌汚染、地球環境に与える影響で判断します。

2 リスク評価に基づき、リスクが高いと評価された労働安全に関する危害要因を除去又は低減するための①対策（農場のルール）の設定、②実施、③検証する。	共通
---	----

環境保全のために、リスク評価した内容を踏まえて以下のような取組を実施することを①ルール化、②実施し、③取組効果について検証し、適切にリスクを低減できない場合は適宜ルールを見直します。

- ・ 過剰施肥を防ぐため、土壌診断結果に基づき施肥設計を立案し、施肥しましょう。
- ・ 農薬を適正に使用し、周辺住民等の周囲への影響のないようにしましょう。
- ・ 農業機械や鳥獣対策の爆音機の使用時間は、騒音を考慮し、早朝等は控えましょう。
- ・ 使用後の被覆資材や農薬の空容器等の廃棄物は適切に分別し、処分しましょう。

関連法令等

- 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）
- 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- 生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）
- みどりの食料システム戦略（令和 3 年 5 月 12 日農林水産省公表）

土づくりと適正施肥

64	堆肥等の有機物等の活用等による土づくり等を通じた適正な土壌管理の実施。	管	労	食	環
----	--	---	---	---	---

土壌を農作物の生育に適した条件に整備し、維持することは、極めて重要な基本技術です。

堆肥等の有機物は土づくりや化学肥料の削減に欠かせない資材ですが、資材の特性を理解し、適正量を施用するように努めましょう。

実践項目

1 堆肥や有機質肥料、緑肥等の有機物やバイオ炭を土づくりに有効活用するように努める。	
2 ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除き作物残渣等のすき込みによる土づくりに努める。	
3 樹園地については、堆肥の施用が困難な場合、草生栽培や敷きわらによる有機物の供給に努める。	
4 たい肥等の有機物施用や排水対策の実施による土壌の物理性の改善に努める。 適地での不耕起栽培・省耕起栽培等の実施により、土壌への炭素貯留や生物多様性保全に努める。	
<p>(1) 堆肥等の有機物の施用は、土壌の膨軟性・通気性・保水性・透水性の改善に有効です。有機質資材適正施用ガイドラインにより資材の特性を把握し、地域で作成されている施肥基準を参考に栽培する作物に適した施用量を決定しましょう。</p> <p>(2) 堆肥等の有機物自体にも施肥効果があるため、その肥料分を考慮した施肥設計を心掛けましょう。施肥設計には長野県土壌・施肥診断システム『Dr.大地』(Ver. 3.2)を活用することで有機物の施用状況も加味した窒素・りん酸・加里の施肥設計が可能です(利用にあたっては、県農業農村支援センターに相談)。</p>	



【〇】バイオ炭の施用



【〇】緑肥のすき込み

写真出典：長野県

土壤診断施肥診断支援システム「Dr.大地」



『Dr.大地』(Ver.3.2) トップ画面

出典：長野県

- 長野県「有機質資材適正施用ガイドラインについて」
<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/yukishitsushizai.html>

関連法令等

- 地力増進基本指針（平成20年10月16日付け農林水産省公表）
- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について
 （平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）
- 家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針
 （令和2年4月30日付け農林水産省公表）
- 農林水産省 農業技術の基本指針（平成28年改定）
- みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）
- 長野県みどりの食料システム戦略推進計画（令和5年3月28日長野県及び77市町村公表）


土づくりと適正施肥

65	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥計画を立て、計画に基づく施肥の実施。	管	労	食	環
----	---	---	---	---	---

肥料の過剰な施用は、過繁茂や生育障害による収量・品質の低下だけではなく、生産コストの増加、地下水汚染や河川への流出など環境への負荷にもつながります。

土壌診断を実施してほ場の土壌条件を把握し、適正な施肥の実践に努めましょう。

実践項目

1 土壌診断を実施し、土壌中の肥料成分の残留状況を把握し、過剰な施肥にならないよう、適切な施肥設計を行い、施肥する。	
栽培ほ場単位に土壌診断を実施し、ほ場の土壌条件や作物の生育状況、前作の収量等の把握し、「土づくりガイドブック」や地域の施肥基準等を参考に地域での作物や品種に応じた必要養分量等の作物特性を把握したうえで、適正な施肥につながる施肥の設計と実践に努めましょう。また局所施肥技術や肥効調節型肥料等の環境負荷軽減につながる施肥法に積極的に取り組みましょう。	

- 長野県「有機質資材適正施用ガイドラインについて」
<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/yukishitsushizai.html>
- 長野県「信州の環境にやさしい農産物認証制度」
<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/sedo.html>



関連法令等

- 地力増進基本指針（平成20年10月16日付け農林水産省公表）
- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について
 （平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）

66	土壌の侵食を軽減する対策の実施。	管	労	食	環
-----------	-------------------------	---	---	---	---

土壌は降雨や強風によって侵食を受けることにより、作土層が失われていくことになります。侵食を受けやすいほ場については、野菜等の未作付期間に土壌被覆性のある緑肥作物の作付等をしましょう。

実践項目

1 傾斜地等では、強い降雨による土壌侵食から、畦畔等を保護する対策を実施する。	
水田においては、植物で被覆するなど、畦畔の管理を行いましょう。	
2 必要に応じて、降雨や風などによる土壌侵食を軽減する対策を実施する。	
<p>(1) 侵食を受けやすいほ場では、不耕起栽培の実施を検討しましょう。</p> <p>(2) 等高線に沿った畝立てを行ったり、侵食により生じた溝は速やかに修復する等、耕うん整地上の改善策に取り組みましょう。</p> <p>(3) 未作付期間への土壌被覆性のある緑肥等の作付や草生栽培により、降雨による流亡や強風による風食から土壌の侵食を防ぎましょう。</p> <p>(4) 緑肥の作付けは、土壌の物理性・化学性の改善にも大きな効果が期待できます。</p> <p>(5) 緑肥は、地域の栽培基準等を参考に適期播種し、侵食防止効果が期待できる生育量を確保しましょう。</p> <p>(6) 風向きを考慮した畝立ての実施や防風垣、植生帯の設置をしましょう。</p> <p>(7) 堆肥の施用等による土壌の保水性・透水性の改善をしましょう。</p>	



【〇】春先の風食を防止するために緑肥作物を作付したほ場

関連法令等

写真出典：長野県

- 地力増進基本指針（平成 20 年 10 月 16 日付け農林水産省公表）
- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について
（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）

廃棄物への適切な対応

67	<p>ほ場※及び農産物取扱施設で発生した排水（排水中の栄養成分を含む）やそれに含まれる植物残渣、廃棄物等の適切な管理。 ※きのこは「ほ場」を「ホダ場」に読み替える</p>	管	労	食	環
----	---	---	---	---	---


農業生産活動により、農場からは様々な排水が出ますが、これは環境汚染の原因となりうるだけでなく、農業生産活動で使う水の汚染にもつながる恐れがあります。

排水の発生状況について把握するとともに、適切に排水を処理し、排水の発生量の削減に努めましょう。

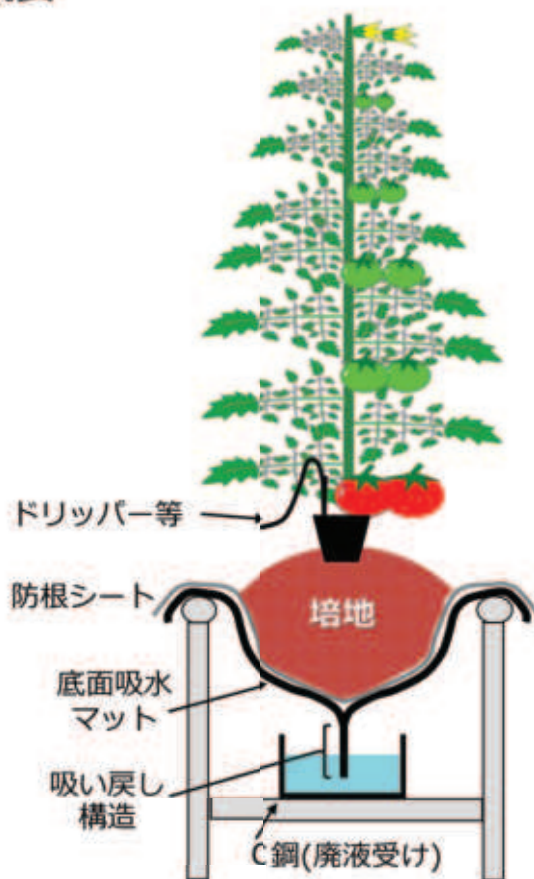
実践項目

1 農場から発生する排水について把握する。	共通
農場から発生する排水（機械類の洗浄水、農薬散布機器の洗浄水、農薬の残液、農産物の洗浄水、培養液の排液など）について把握しましょう。	

2 排水について適正に処分する。	共通
排水や農薬散布機器等の洗浄液等を直接、河川などに流し込むと水源を汚染し、水生生物が死亡するなどのおそれがあります。排水については、排水枥や沈殿槽を設け、泥や植物残渣等を取り除きます。洗浄場所については、河川等の水系への影響のない場所で洗浄を実施し、洗浄液由来での汚染がないようにします。	

3 養液栽培では培養液を回収して再調整し、これを循環利用することにより廃液の排出量を最大限低減させる。	
養液栽培で使用された養液が排液として河川等の水系に流入すると環境汚染につながるため、排液量を極力減らす栽培管理が望まれます。養液の更新時や栽培終了時には排液中の無機成分をできるだけ少なくするほか、土耕栽培の作物の液肥への利用やハンモックベンチ吸い戻し式栽培の導入等により、環境負荷を減らすとともに、生産コストの抑制を図ることが望まれます。	

ハンモックベンチ吸い戻し式の概要



【O】ハンモックベンチ吸い戻し式の利用

出典：長野県

- H29 長野県普及技術「廃液を出さない養液栽培方式「ハンモックシステム吸い戻し式」はトマト及びカラーピーマンの栽培に適する」

<https://www.agries-nagano.jp/wp/wp-content/uploads/2018/06/2017-2-h02.pdf>

※上記へアクセスする前に、以下より「普及技術の取扱いに関する同意について」を行ってください。

https://www.agries-nagano.jp/research_result_search

- 空容器および使用残農薬の処分についてのガイドライン（農薬工業会）

<https://www.jcpa.or.jp/user/guideline.html>

関連法令等

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）

- 環境と調和のとれた農業活動規範について

（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）

廃棄物への適切な対応

68	農場から出る廃棄物を把握し、適切に分別・管理して処分するとともに、作物残渣等の有機物のリサイクルに取り組むなど廃棄物の削減を実施。	管	労	食	環
----	---	---	---	---	---

環境保全のために廃棄物は発生状況を把握したうえでリサイクル等の削減に努めるとともに、適切に処分しましょう。廃棄物の不適切な焼却は、原則として法律で禁止されています。また、農産物への汚染を防ぐため、廃棄物は農場内で適切に分別・一時保管しましょう。

実践項目

1 農場から出る廃棄物を把握し、削減する。	共通
<p>農業は事業活動であり、排出される廃棄物の把握と、削減に努める必要があります。まず、農場から出る廃棄物を把握し、削減の方法を検討します。それでもやむを得ず発生する残渣等については、以下のような取組を検討します。</p> <p><取組例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・作物残渣の削減 ⇒せん定枝を炭化・チップ化し土壌中へ還元／土壌へのすき込み／堆肥原料や飼料への活用 ・プラスチックの削減やリサイクル率向上の取組 ⇒生分解性マルチの導入／プラスチック肥料被覆殻の流出対策の実施（水田排水口への網設置等） 	

2 農場から出る廃棄物を適切に分別・保管する。	共通
<p>農産物の汚染を防ぐため、廃棄物は処分するまで適切に一時保管する必要があります。特に廃棄物による農産物の汚染や周辺住民への影響のないよう、廃棄物は農産物や周辺住民に影響のない場所に一時保管するほか、農場の衛生管理と円滑な処分のため、廃棄物は分別して保管しましょう。</p>	



【×】農薬の空き容器が野ざらしの例



【○】廃棄物を分別するための表示



【○】保管場所の表示

写真出典：(左) (中) 農業ナビゲーション研究所、(右) 長野県

3 農場から出る廃棄物を適切に処分する。	共通
<p>農業生産に伴う廃棄物は、産業廃棄物や事業系一般廃棄物として、法に従い適正な処理を行うことが農業者に義務づけられています。特に、法令で規定されている産業廃棄物（不要農薬及び空容器ほか、マルチ、ビニール、育苗箱等の廃プラスチック、金属類、廃油等）は、マニフェスト（※）制度により、農業者は適正処理を最後まで確認し、マニフェストを5年間保存しておかなければなりません。</p> <p>なお、市町村やJA等が、定期的に不用農薬や農薬空容器、廃プラスチックを回収している場合があります。作物残渣等も含めて、処分方法を自治体へ確認しましょう。</p> <p>野焼きは、煙や悪臭が近隣住民の迷惑になるほか、原則法律で禁止されているため、産業廃棄物として適正に処分しましょう。（例外：営農に際しやむを得ない廃棄物の焼却）</p>	

※マニフェスト（産業廃棄物管理票）…農業者が処理を委託した廃棄物が契約内容通りに運搬や適正処分がされたか確認する伝票。農業者は各業者から運搬・処理終了を記載したマニフェストを受け取ることで、委託内容どおりに産業廃棄物処理が行われたことを確認できる。発行の流れは以下の通り。

①農業者が処理を委託する際に、マニフェストに廃棄物の種類、数量、運搬業者名、処分業者名などを記入する。⇒②収集・運搬業者が処分業者へ廃棄物及びマニフェストを渡す。⇒③処分業者が処分実施後、農業者へマニフェストを返却する。



【○】 マニフェストの例



【×】 不必要な野焼きの実施

写真出典：長野県

- 農林水産省「環境と調和のとれた農業生産活動規範（作物の生産）点検活動の手引き」
https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/h_kihan/pdf/tebiki.pdf
- 長野県「農作物の残茎等の適正な処理について」
<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/zankeishori.html>

関連法令等

- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について
（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
（平成 7 年法律第 112 号）
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）
- 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年 9 月 23 日政令第 300 号）
- 悪臭防止法（昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号）
- 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和 3 年 2 月 26 日付 2 生産第 2170 号農林水産省生産局長通知）
- きのこ廃培地の適正利用（通知）について（平成 18 年 12 月 7 日付け 18 農技第 69 号農政部長通知）

廃棄物への適切な対応

69	農場内の整理・整頓・清掃・清潔の実施、農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な処理・焼却の回避。	管	労	食	環
-----------	--	---	---	---	---

農場内を整理・整頓し、常に衛生的にしておきましょう。また、作業場などは定期的に清掃する習慣をつけ、清潔に保ちましょう。

実践項目

1 作業に使用する備品や整備用工具、消耗品の管理。	共通
<p>(1) 要るものと不要なものを分け（整理）、すべての農機具、備品に保管場所を決めましょう（整頓）。</p> <p>(2) 作業が終わったら適正な処理（拭く、洗浄等）で汚れを取り（清掃）、綺麗に管理しましょう（清潔）。</p> <p>(3) 清掃記録表などを作成し、定期的実施する仕組みを作りましょう。また、使用した作業者を記録し、紛失した場合にすぐに対応できるように管理します（習慣）。</p>	



【〇】 姿見で整理整頓された工具等



【〇】 整理整頓された包丁

写真出典：長野県

2 農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な処理・焼却の回避。	共通
<p>不要なもの（廃プラスチックや空袋、農業機械の部品など）の処理は、運搬や処分の資格を有する産業廃棄物運搬業者・処理業者に委託しましょう。</p> <p>※廃棄物の処理は No. 68 も参照のこと</p>	

関連法令等

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）
- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）
- 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 生産第 2170 号農林水産省生産局長通知）

70	農薬は、周辺環境を汚染しない場所で必要な量だけ調製し、使用した計量機器等の洗浄を適切に実施。	管	労	食	環
----	---	---	---	---	---

環境への負荷をできる限り低減するため、農薬の散布液が残ることがないように、周辺環境を汚染しない場所で必要な量だけ散布液を調製し、使用した計量機器等を適切に洗浄しましょう。

実践項目

1 農薬散布前に服装や散布機器等の準備などを整える。	共通
<p>(1) 農薬の調合は、農薬原液に接触する恐れがあるため、農薬散布同様に手袋やマスク等の防護装備を装着して行いましょう。</p> <p>(2) 散布機械の故障等による、「調製した農薬の廃棄」、がないよう、散布機械が適切に動作するか、前回使用した農薬が残っていないか等、確認・点検しましょう。</p>	

2 農薬は使い切りできるように調合するよう努め、残った場合は適切に処理し、農薬残液の処理記録をする。	共通
<p>(1) 薬液が残らないよう、農薬のラベルに表示されている単位面積当たりの使用量と農薬を使用する面積から必要な量だけ計量し、必要な散布量を調製しましょう。</p> <p>(2) 農薬の調合は、農薬のラベルの指示に従います。ラベルの記載どおりに希釈するため、校正された計量カップや台秤などの計量器を使用し、水平な場所で計量します。なお、薬剤の調製は、農作物や用水路・河川から離れた場所で行いましょう。</p> <p>(3) 調合に使用した計量カップ等は、農薬成分が残らないように十分洗浄し、計量機器は拭取り等を行います。環境汚染を防ぐため、洗浄時のすすぎ水は希釈水として農薬タンクに入れて合わせて調製しましょう。</p> <p>(4) もし農薬が残ったら、適切に処理し、河川等への直接排水は絶対にやめましょう。</p>	



【O】秤、計量容器の用意

写真出典：農業ナビゲーション研究所

●農林水産省「農薬コーナー」

<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/index.html>

関連法令等

●農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）

温暖化防止に係る対応

71	温室効果ガスの削減に資する取組等の実施。	管	労	食	環
-----------	-----------------------------	---	---	---	---

農業生産活動といえども、化石燃料や電力を消費すれば温室効果ガスである二酸化炭素が発生します。まずは農場でのエネルギーの使用量を把握し、それぞれの営農条件においてエネルギーの節減や二酸化炭素の排出抑制に取り組むことが大切です。

実践項目

1 施設・機械等でのエネルギーの使用に際しては、常に節減に取り組む。	共通
2 電気配線等の点検を行い、適正な利用につとめる。	
<p>(1) 農場で使用しているエネルギーの種類（電気、燃料等）を把握し、使用量を伝票等から把握し、記録し、使用量を前月や前年と比較し、使用量の削減方法を検討しましょう。</p> <p>(2) 非効率なエネルギーの消費を避けるため、エネルギーを多く使用する施設・機械については、適切に使用し、定期的な清掃・点検整備を行うとともに破損箇所は補修しましょう。電気系統の事故や、漏電防止にもつながります。</p> <p>(3) 機械の運転日程の調整や作業工程の管理により、効率的な機械の運転を行いましょう。</p>	
3 ハウスの適切な温度管理といった燃料等の節約につながる取組み等の省エネ対策に取り組む。	共通
<p>変温管理など効果的・効率的なハウスの温度管理を導入するほか、循環扇の利用や多層被覆栽培等の燃料の節約につながる取組みを行いましょう。不要な照明のこまめな消灯など、エネルギーの節約につながる取組みを行いましょう。</p> <p>また、施設・機械の更新にあたっては、必要とする機能や能力を満たす条件の中で、できるだけエネルギー効率の良い方（照明器具のLED電灯への変更等）を選びましょう。</p> <p>使用するエネルギーについて、再生可能エネルギー（太陽光発電、風力発電等）への切替えを検討しましょう。</p>	



【〇】農機具の定期的な点検



【〇】循環扇の設置によるハウスの省エネ対策

写真出典：(左) 農業ナビゲーション研究所、(右) 長野県

4 ほ場由来の温室効果ガスの削減に取り組む。



水田からのメタンの排出等、ほ場そのものからも温室効果ガスが排出されるため、以下の温室効果ガスの排出削減の取組を検討しましょう。

＜畑等＞

根圏部分への局所施肥や、緩効性性肥料の施用といった手法で一酸化二窒素の排出を削減できます。

＜水田＞

中干し期間を慣行の日数に対して1週間延長することにより、メタンの発生量を約30%程度削減できるほか、水田での稲わらのすき込みを春の実施から秋の実施に変えることで、メタンの発生量を約50%削減できます。

＜ほ場への炭素貯留＞

以下の取組により、ほ場へ炭素を貯留することで温暖化対策につなげることができます。

- ・ 土壌への堆肥や緑肥等の有機物の継続的な施用
- ・ 難分解性であるバイオ炭の施用
- ・ ほ場に残すと病害虫がまん延する可能性のある場合を除く作物残渣のすき込み
- ・ 不耕起又は省耕起栽培の実施

5 リターナブルコンテナの使用など、ゴミの減量に向けた取組を行う。



出荷用ダンボールの代わりにリターナブルコンテナ等を用いることは、流通コストの削減や省資源効果にもつながります。出荷先に応じて積極的に取り組みましょう。ゴミの減量化は生産者サイド、流通サイドにとって共通の課題でもあります。

- 農林水産省「農業機械の省エネ利用マニュアル-平成20年度数値化改訂版-」
https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/pdf/nouki_manual2.pdf
- 一般社団法人 日本農業機械化協会「農業機械の省エネ利用マニュアル-平成27年度版-」
<https://nitinoki.or.jp/pdf/20160418.pdf>
- 農林水産省「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート(改定3版)」
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/ondanka/attach/pdf/index-66.pdf>
- 農林水産省「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル(改定2版)」
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/ondanka/attach/pdf/index-112.pdf>
- 農林水産省「ヒートポンプ導入による省エネ・営農改善事例集」
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/ondanka/attach/pdf/index-30.pdf>
- 農林水産省「みどりの食料システム戦略」 技術カタログ
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/catalog.html>
- 長野県「長野県における農業環境負荷低減事業活動の実施に関する技術指針」
https://www.pref.nagano.lg.jp/nosei/sangyo/nogyo/shisaku/documents/gizyut_sushishin230606.pdf

関係法令等

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）
- みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）
- 長野県みどりの食料システム戦略推進計画（令和5年3月28日長野県及び77市町村公表）

周辺環境への配慮の取組

72	周辺住民等に対する騒音、振動、悪臭、煙・埃・有害物質の飛散・流出等の配慮と対策の実施。	管	労	食	環
----	--	---	---	---	---

継続的な農業経営のためには、周辺の方々の理解が必要です。

農業生産活動において、農業機械の使用に伴う騒音や振動及び煙、不適切な農薬散布は、人畜及び周辺の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。

特に住宅地に近接する農地において作業をする場合は、周辺住民や子ども等、周辺環境に配慮しなければなりません。

実践項目

1 農業生産活動に伴う、周辺環境へのトラブル等の実態について把握する。	共通
<p>自らの農場の周辺環境、住民の方々を把握し、周りの人や施設に迷惑をかけていないか、過去にトラブルとなったことがないか、自治体や自治会組織に相談が持ち込まれていないか、把握しましょう。</p> <p>住民と良好な関係を維持できれば、生産活動への協力も得られます。迷惑をかけていないかの情報把握のため、積極的にコミュニケーションを取りましょう。</p> <p>なお、環境へのリスクに周辺住民への迷惑行為も含めて抽出、検討することでトラブルを未然に防ぐことも大切です。</p>	

2 周辺環境へのトラブル等がある場合は、作業内容について見直すなど、対策を実施する。	共通
<p>周辺住民等からの相談内容を踏まえ、適切に配慮する対応をとりましょう。</p> <p><取組例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械操作の騒音トラブル→作業時間を見直し、深夜早朝の作業はしない ・ 鳥獣対策の爆音機の騒音トラブル→深夜・早朝に作動しないよう、設定を見直す ・ 農作物の残茎の処理（野焼き）によるトラブル →廃棄物の削減の検討と、堆肥等への活用への検討 ・ 堆肥、きのこの廃培地等の臭気による苦情 →保管場所の移動、堆肥化の促進とその完熟化、堆肥切り返し作業時に回覧等による周辺への周知 ・ 農業機械の公道走行への苦情 →タイヤ等から泥が公道に落ちないように清掃し、落とした場合は取り除く 「低速車マーク」を表示する／アタッチメントには灯火器類を追加する など 	

3 栽培基準、防除基準などを確認し適切に防除する。	共通
<p>(1) 農薬は、病害虫の発生や被害の有無に関わらず定期的に散布をするのではなく、病害虫の早期発見に努め、発生状況に応じて栽培基準、防除基準に記載されている農薬により適切に防除しましょう。</p>	

(2) 病害虫に強い作物や品種の選定、病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり、人手による害虫の捕殺、防虫網の活用などにより、農薬の使用回数及び量を削減しましょう。

4 農薬の散布にあたっては、周辺住民等へ影響がないように注意する。 共通

(1) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向きなどに注意するとともに、粒剤などの飛散が少ない剤型の農薬を使用したり、飛散を抑制するノズルを使用するなど、農薬の飛散防止に最大限配慮しましょう。

(2) 農薬を散布する場合は、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類について、十分な周知に努めましょう。

特に、農薬散布区域の近隣に学校、通学路などがある場合には、学校や保護者などへの周知を図り、農薬散布の時間帯を最大限配慮しましょう。

●長野県「鳥獣害防止用爆音機による騒音防止について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/bakuonki.html>

●農作物の残茎等の適正な処理について

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/zankeishori.html>

●農林水産省「残留農薬のポジティブリスト制度と農薬のドリフト対策について」

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_drift/

●環境省「農薬飛散による被害の発生を防ぐために」

https://www.env.go.jp/water/nouyaku/hisan_risk/leaflet1.html

関連法令等

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

●環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）

●悪臭防止法（昭和46年法律第91号）

●きのこ廃培地の適正利用（通知）について（平成18年12月7日付け18農技第69号農政部長通知）

●農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）

●農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について（平成17年12月20日付け17消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）

●住宅地等における農薬使用について（平成25年4月26日付け25消安第175号、環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）

周辺環境への配慮の取組

73	農薬使用時における周辺作物・生態系・周辺住民等への影響の回避。	管	労	食	環
----	--	---	---	---	---

農薬は適正に使用されていない場合、人畜及び周辺の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。

住宅地に近接する農地において農薬を使用する際は、周辺住民や子ども等の健康被害が生じないようにするため、農薬飛散防止対策をとらなければなりません。

実践項目

1 農薬使用時における周辺作物・生態系・周辺住民等への影響を回避する。	共通
<p>(1) 近隣住民や周辺の生産者、有機農産物栽培者及び養蜂業者に対して、事前に農薬使用の目的や散布日時、使う農薬の種類等について情報提供を行いましょ。また、散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図りましょ。</p> <p>(2) 飛散の少ない剤型・飛散低減ノズルの使用に努めるとともに、風のない又は風が弱い日、時間に農薬を散布して自農場の農薬散布によるドリフトを防いだり、周辺の農家に連絡をし、収穫時期を教えてもらう等、ドリフトの影響を少なくするよう努めます。また、防風ネットの設置や、畦畔への背の高い緑肥の栽培を検討します。</p> <p>(3) くん蒸剤を使用する場合、被覆することが農薬のラベルに指示されている場合には、必ず被覆等を行います。</p> <p>(4) 生物農薬を使用する際は、生態系を守るためにラベルの注意事項に従って使用し、殺処分が必要な場合は確実にいましょ。</p>	

関連法令等



- 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）
- 農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について（平成 17 年 12 月 20 日付け 17 消安第 8282 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）
- 住宅地等における農薬使用について（平成 25 年 4 月 26 日付け 25 消安第 175 号、環水大土発第 1304261 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）

74	水田代かき後の濁水流出の防止対策の実施。	管	労	食	環
----	----------------------	---	---	---	---

水田は連作が可能な優れた農耕地で、作土層は肥沃な土壌です。水田から表土が流出することは肥沃な土壌を失うばかりでなく、肥料分を多く含んだ濁水の河川への流入は、水系の富栄養化など生態系に深刻な影響を及ぼすなど、水質汚染につながります。

環境と調和の取れた農業生産活動をすすめるため、水田代かき後の濁水を流失させないようにしましょう。

実践項目

1	水田代かき後や除草剤散布後は止水管理をする。	
<p>(1) あぜ塗りの実施・あぜシートの利用により、濁水の流出を防止するとともに、不要な入水や排水をしなくて済むような水管理のしやすい水田としましょう。</p> <p>(2) 代かきは浅水で行い、強制排水は行わないようにしましょう。</p> <p>(3) 止水板を適正に設置しましょう。</p>		
2	田面水に過剰に肥料分が溶出しない施肥を行う。	
<p>(1) 短期間に多量の養分が溶出しない肥効調節型肥料を利用しましょう。</p> <p>(2) 側条施肥田植えにより肥料成分の溶出を防ぎ、肥料の低減も図りましょう。</p> <p>(3) 土壌診断結果等を活かし、必要以上の肥料を施用しないようにしましょう。</p>		

環境保全型農業の推進に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

●農林水産省「環境保全型農業関連情報」

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/

関連法令等

●環境と調和のとれた農業生産活動規範について(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)



●地力増進基本指針(平成20年10月16日 農林水産省公表)

周辺環境への配慮の取組

75	水田からの農薬流出を防止する対策の実施。	管	労	食	環
----	----------------------	---	---	---	---

農薬の使用に当たっては、定められた基準に従って適正に使用しなければなりません。水田においては、農薬が用水へ流入することにより周辺環境への影響が危惧されるので、使用方法を遵守し農薬の流出を防止しましょう。

実践項目

1	水田において農薬を使用する場合は、止水期間を守る。	
<p>(1) 水田で農薬を散布した場合は、7日間は水田水を外に出さない水管理を行いましょう。特に、除草剤を使用する時は、農薬のラベルに記載されている止水に関する注意事項を確認し、その内容を遵守しましょう。</p> <p>(2) 止水期間における農薬の流出を防止するため、予め畦畔の整備などをしておきましょう。</p> <p>(3) 農薬使用後に大雨が予想される場合は、農薬の使用を避けましょう。</p>		
2	育苗や育苗箱で使用された農薬の残液や残量は河川に流さない。	
<p>(1) 種子伝染性病害を防止するための種子消毒薬の残液は、農薬廃液処理装置を用いて処理するか、産業廃棄物処理業者に処分を依頼するなど適正に処理しましょう。</p> <p>(2) 苗箱施薬した育苗箱は、薬剤が箱の枠等に付着していますので、水路や河川などで洗わずに適正に処理しましょう。</p>		

●農林水産省「農薬の適正な使用」

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/index.html

関連法令等

- 農薬を使用するものが遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）
- 農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について（平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）
- 水田において使用される農薬における止水期間の遵守の徹底について（平成23年10月12日付け23消安第3601号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）

76	ほ場等への鳥獣の接近を制限する取組等による生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施。	管	労	食	環
----	--	---	---	---	---

生物多様性とは、生物多様性基本法で「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること」とされ、人類もその恩恵を享受しています。近年、農業は機械化等による生産性が向上した一方で、環境破壊等により生物多様性を脅かす状況を招いています。

生物多様性を考える場合、まず農場と農場周辺に希少動植物、在来種、外来種等のような動植物が生息しているか認識し、それらにどのような変化があるのかを把握します。

また、日本では鳥獣害対策が重要な地域が増えています。生態系のバランスを考えたうえで、地域の一員として、どのように環境と生物多様性に貢献できるかを考えて活動しましょう。

野生鳥獣による農作物への被害防止のために、集落ぐるみで野生鳥獣を誘引する要因がないかどうか確認しましょう。

また、ほ場内への侵入防止のために侵入防止柵を設置しましょう。

実践項目

1 ほ場内及び周辺に野生鳥獣のエサとなるものがないか確認する。	共通
廃果の適正処理、田畑の耕起、放任果樹の除去などにより、餌となるものを減らして野生鳥獣を引き寄せない取り組みを行いましょう。	
2 野生鳥獣の侵入を防ぐため、侵入防止柵の設置などの対策を実施する。	共通
(1) 物理柵や電気柵など、加害獣種に応じた侵入防止策を設置しましょう。	
(2) 設置した柵は随時点検を行い、弱点を補強しましょう。	



【×】ほ場周辺に放置された廃果



【○】中型獣対策として設置された電気柵

写真出典：長野県

●農林水産省「鳥獣被害対策コーナー」
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/>

関連法令等




- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（平成20年2月21日農林水産省告示第254号）

生物多様性への配慮の取組

77	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施、その他生物農薬等の外来生物を利用する場合の適切な飼養管理の実施。	管	労	食	環
----	--	---	---	---	---

農業生産で使用する外来生物（花粉交配用昆虫や天敵等）が外部へ逃げ出すと生態系に影響を及ぼす可能性があります。特に特定外来生物（セイヨウオオマルハナバチ）の利用の際は、許可を得た上で、定められた飼養条件を守る事が法令上義務付けられています。

実践項目

1	セイヨウオオマルハナバチの飼養許可を取得する。	
(1) ハチの飼養に関する環境省の許可を取得しましょう。1回の許可の有効期間は3年間なので、継続して飼養する場合は期限内に更新するように注意しましょう。 (2) 飼養する施設には許可証のコピーなど、許可を受けたことを示す標識を掲示しましょう。		
2	セイヨウオオマルハナバチを適切に飼養する。	
(1) 栽培施設の全ての開口部をネットで被覆しましょう。 (2) 栽培施設の出入口へは二重の戸を使用するか、またはネットでの二重被覆を行いましょう。 (3) 使用後のハチは確実に殺処分しましょう。 (4) 特定外来生物ではない在来のクロマルハナバチへの切り替えも検討しましょう。		
3	生物農薬使用に際しては生態系を乱さないような管理を行う。	
施設栽培に農薬登録が限定された生物農薬を使用する際は、生態系を守るためにラベルの注意事項に従って使用し、殺処分が必要な場合は確実にいきましょう。		



【○】栽培施設の開口部をネットで被覆



【○】出入口にネットを二重被覆



【○】ハウスへの許可証の掲示

写真出典：(左)(中) GAP 取組支援データベース、(右) 光畑雅宏氏

●環境省「セイヨウオオマルハナバチ飼養等許可申請を行う方」

<https://www.env.go.jp/nature/intro/1law/shiyou/maruhana.html>

関連法令等

- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）
- 環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成17年環境省告示第42号）
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第5条に基づくセイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可の運用について（平成31年4月19日 環自野発第1904191号 環境省通知）

78	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備（IPMにおける「予防」の取組）。	管	労	食	環
----	--	---	---	---	---

農薬による人の健康、生物の多様性や水系などの周辺環境に対する影響を考慮し、農薬の使用機会そのものを低減することが求められています。

総合的病害虫・雑草管理（IPM）を取り入れ、農薬による病害虫・雑草の防除を行う前に、作物の栽培方法全体を見渡し、病害虫などが発生しにくい栽培環境を作りましょう。

なお、以降のIPMの実践は記録に残し、毎年取組方法の改善を図りましょう。

実践項目

1 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件を整備する（予防）。	共通
<p>（1）健全な種苗を使用しましょう（種子更新・種子消毒の実施、検定済み無毒苗木・種子の使用、病徴や徒長のない苗の使用等）</p> <p>（2）病害虫の発生源（作物残渣、周辺雑草、寄主植物等）を除去しましょう。</p> <p>（3）イネいもち病などの常発地域や特定の病害が発生しやすいほ場では、抵抗性品種を導入しましょう。</p> <p>（4）土壌の排水性の改善を図りましょう。</p> <p>（5）土壌診断に基づく適正な施肥管理を行いましょう。</p> <p>（6）適正な栽植密度で栽培しましょう。</p> <p>（7）土壌病害やセンチュウなどの発生が懸念されるほ場では、土壌消毒を実施したり、輪作体系を導入しましょう。</p> <p>（8）緑肥を活用しましょう。</p>	



【O】ハウス開口部への防虫ネットの設置

写真出典：長野県

●長野県「長野県総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指標」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/kankyo/ipm.html>

関連法令等

●総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針について

（平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知）

●みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）

●長野県みどりの食料システム戦略推進計画（令和5年3月28日長野県及び77市町村公表）

IPMの実践

79	病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断(IPMにおける「判断」の取組)。	管	労	食	環
----	---	---	---	---	---

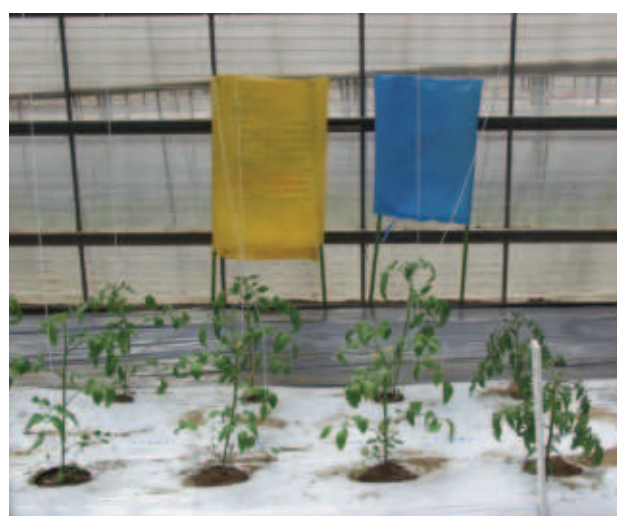
病害虫・雑草の防除は、被害が生じると判断される場合に行うことが基本です。病害虫などの発生状況を把握して防除の必要性を判断しましょう。

実践項目

1 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除要否及びタイミングを判断する。	共通
<p>(1) 長野県病害虫防除所が発表する発生予察情報やJA、農業農村支援センター等の指導機関から防除情報を入手し、防除タイミングを判断しましょう。</p> <p>(2) ほ場やほ場周辺における病害虫・雑草や天敵の発生状況を観察することにより防除要否及びタイミングを判断しましょう。</p>	



【○】 粘着板の設置による発生予察



【○】 肥料袋を再利用したトラップの例

写真出典：長野県

●長野県病害虫防除所「病害虫発生予察情報」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/bojo/joho/byogaichu/yosatsu.html>

関連法令等

●総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針について

（平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知）

●みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）


●長野県みどりの食料システム戦略推進計画（令和5年3月28日長野県及び77市町村公表）

80	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除（IPMにおける「防除」の取組）。	管	労	食	環
----	---	---	---	---	---

病害虫・雑草の防除が必要と判断された場合には、農薬や他の防除方法を適切に組み合わせるなど、効果的・効率的に防除を行いましょう。

あわせて化学合成農薬の使用を減らし、環境負荷の低減にも資する防除に取り組みましよう。

実践項目

1 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用する。	共通
<p>(1) 物理的防除</p> <ul style="list-style-type: none"> ①除草用機械の利用 ②施設栽培、べたがけ栽培、雨よけ栽培、トンネル栽培などによる病害虫の予防 ③太陽熱や熱水を利用した土壌中の病害虫・雑草種子の防除 ④寒冷紗、防虫ネット、袋かけなどによる害虫の侵入防止 ⑤遮光性が高いマルチ栽培による雑草の抑制 ⑥黄色灯による夜蛾類の侵入・産卵の抑制 ⑦粘着シート等による害虫の捕殺 <p>(2) 生物的防除</p> <ul style="list-style-type: none"> ①天敵の放飼、天敵が生存しやすい環境の整備 ②生物農薬の使用 ③除草用動物（アイガモなど）の利用 <p>(3) リスクの低い農薬への転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ①性フェロモン剤などによる害虫の交信かく乱・誘殺 ②非散布型農薬（ピリプロキシフェン剤など）の使用 	
 <p>ナミハダニ（左下）を捕食する ミヤコカブリダニ 写真出典：長野県</p>	
2 適切な使用方法による防除を実施する。	共通
<ul style="list-style-type: none"> (1) 同一系統薬剤の連続使用を避けた農薬散布（ローテーション散布） (2) 農薬施用量の低減のためのドローン等を活用したピンポイント防除 (3) 農薬散布時の飛散の低減のための飛散防止ノズルの活用 	

●長野県「長野県総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指標」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/kankyoo/ipm.html>

関連法令等

●総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針について

（平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知）

●みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省公表）

●長野県みどりの食料システム戦略推進計画（令和5年3月28日長野県及び77市町村公表）

農林水産省 農業生産工程管理（GAP）に関する情報

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/index.html>



- ・はじめに 農業の「GAP」ってなに？
- ・国際水準GAPの推進について
- ・GAPガイドライン
- ・オンライン学習ツール
- ・資料集（取組事例、GAPに関する調査、GAP指導體制等）
- ・関連予算及び事業の公募状況
- ・相談窓口及びリンク集
- ・GAPに関するイベント情報

https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/gap_digital.html



- ・国際水準GAPのデジタル化
「国際水準GAPガイドラインの各取組事項に対応した具体的な取組項目」（暫定版）
「国際水準GAPガイドラインの標準的な帳票等の例」（暫定版）

長野県適正農業規範と長野県GAP基準について

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/hiryo/gap/gap.html>



- ・長野県適正農業規範
- ・長野県GAP基準
- ・長野県GAP生産者確認表

参考文献等

- ・「国際水準GAPガイドライン」（農林水産省、令和4年3月）
- ・「GAP取組支援データベース」（特定非営利活動法人 農業ナビゲーション研究所）
- ・「日本GAP規範 Ver.1.0」（一般社団法人 日本生産者GAP協会、平成22年5月）
- ・「良い農業を実践するための心得－栃木県GAP規範－」（栃木県、平成23年3月）
- ・「美味しまねゴールド 生産工程管理基準の解説」（島根県、令和4年6月）
- ・「新版『GAP入門』」（田上隆一、田上隆多、石谷孝佑、平成20年3月）

問合せ

組織	機 関 名	住 所	電話番号
県 農政部	<全般> 農業技術課 環境農業係		026-235-7222
	<穀類関係> 農業技術課 農産振興係	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2	026-235-7221
	<果樹・花き関係> 園芸畜産課 果樹・花き係		026-235-7227
	<野菜・菌床きのこと関係> 園芸畜産課 野菜・特産係		026-235-7228
	専門技術員 (農業試験場駐在)	〒382-0072 須坂市大字小河原 492	026-246-2413
	専門技術員 (野菜花き試験場駐在)	〒399-4641 塩尻市大字宗賀字床尾 1066-1	0263-52-3611
県 林務部	<原木きのこと関係> 信州の木活用課 林業経営支援係	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2	026-235-7267
	林業総合センター 特産部	〒399-0711 塩尻市大字片丘字狐久保 5739	0263-52-0600
J A 長野 中央会	営農農政部 営農支援センター	〒380-8614 長野市南長野北石堂町 1177-3	026-236-2019
J A 全農 長野	生産振興部 生産振興課	〒380-8614 長野市南長野北石堂町 1177-3	026-219-3811

長野県適正農業規範

平成25年1月 初 版 発 行
平成29年12月 改 訂 版 発 行
令和6年3月 第2版試行版発行

発行

長野県GAP推進会議

編集

長野県農政部 農業技術課

JA長野中央会営農農政部 営農支援センター

JA全農長野 生産振興部生産振興課

JA長野県営農指導者会議

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/hiryo/gap/gap.html>





長野県



JA長野中央会



光と風と水のハーモニー

JA全農長野